

第2編 風水害対策

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、唐津市防災会議が作成する唐津市地域防災計画の一部を構成するものであって、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害に対処するための総合的な計画であり、防災関係機関が、この計画に基づく風水害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を風水害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第2節 計画の前提

この計画の前提は、次に示すとおりとする。

1 豪雨・大雨（洪水）

- (1) 昭和28年の西日本全域にわたる記録的な豪雨災害は、今後も発生することを想定する。
- (2) 昭和37年、38年の連年にわたる集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発することを想定する。
- (3) 記録的短時間大雨情報及び大雨特別警報が頻繁に発表されることを想定する。

2 台風

- (1) 台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを想定する。
- (2) 令和2年台風10号のような特別警報級（中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上）の勢力を持った台風が数年に一度は襲来することを想定する。

3 地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、多発的な傾向を辿ることを想定する。

4 豪雪

昭和38年1月の豪雪程度のものが、今後も発生することを想定する。

第3節 これまでの風水害被害

本市は、その自然的、社会的環境から、これまで大雨、暴風雨、地すべり等による風水害の被害を受けてきた。

その主なものの特徴は、次のとおりである。

1 大雨

(1) 概要

本市で発生する風水害のうち、その半分は大雨によるものである。大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。日降水量100mm以上の大雨は、6月から7月の梅雨期に最も多く、この2か月で年間の60%を占めている。次いで、8月、9月の台風シーズン（25%）が多い。日降水量200mm以上の大雨や1時間降水量50mm以上の激しい雨は、梅雨末期の6月下旬から7月中旬にかけて多い。

(2) 市に被害をもたらした近年の主な大雨

ア 2018（平成30）年7月

7月5日～8日にかけて、梅雨前線が九州付近に停滞し、太平洋高気圧の周辺から梅雨前線に向かって暖かい湿った空気が流れ込んだ影響で、九州では大気の状態が非常に不安定な状況が続き、市内でも記録的な大雨となった。

7月6日夕刻、史上初めて「大雨特別警報」が発表され、市内全域に「警戒レベル4、避難指示」の避難情報を発令した。避難場所となった唐津工業高校には400人の避難者が押し寄せ大混乱に陥った。

イ 2019（令和元）年8月

8月27日～30日にかけて、秋雨前線が九州付近に停滞し暖かい湿った空気が流れ込んだ影響で、九州では大気の状態が非常に不安定な状況が続き、市内でも記録的な大雨となった。27日夕刻には短時間記録的大雨情報が、28日早朝には大雨特別警報が発表され、市内全域に「警戒レベル4、避難勧告」の避難情報を発令した。

ウ 2020（令和2）年7月

7月6日から8日にかけて、梅雨前線が九州付近に停滞し、太平洋高気圧の周辺から梅雨前線に向かって暖かい湿った空気が流れ込んだ影響で、九州では大気の状態が非常に不安定な状況が続き、市内でも記録的な大雨となった。相知町平山上地区において大規模な地滑りの兆候が確認され、ふもとの民家3世帯の一部に被害が及び避難勧告を発令した。

なお、この年の7月の月間雨量は唐津アメダスで814mmを記録し、7月の月間雨量としては過去最高となった。

エ 2021（令和3）年8月

令和3年8月11日から19日にかけて、前線が九州付近に停滞し、前線に向かって太平洋高気圧の周辺から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となり、記録的な大雨となった。

なお、この不安定な状態は19日にかけて継続した。

本県では、8月11日朝から雨となり、夕方にかけて激しい雨を解析し、日降

水量が100mmを超えたところがあった。また、12日明け方から19日未明にかけて、局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨が降った。県内では14日未明から朝にかけて線状降水帯が発生し、「顕著な大雨に関する情報」が発表され、14日14時50分には大雨特別警報が唐津市に発表された。1日降水量は、唐津264.0mmで観測史上1位の値を更新した。

オ 2023年（令和5）年7月

令和5年7月7日～10の大雨では、梅雨前線が九州北部に停滞し、太平洋高気圧の周辺から梅雨前線に向かって暖かく湿った空気の流れ込みが継続したため、九州では大気の状態が不安定となった。

10日未明から明け方にかけて、唐津市では1時間に80mm以上（浜玉町今坂時間雨量88mm）の猛烈な雨を記録した。

また、10日明け方から朝にかけて線状降水帯が発生し、午前5時39分と午前8時10分に「顕著な大雨に関する気象情報」を発表された。唐津市では10日午前6時ごろに浜玉町今坂で発生した土砂災害に、3人が巻き込まれ死亡する人的被害が発生し、住家被害は、全壊3棟、半壊6棟、準半壊3棟、一部損壊13棟、床上浸水8棟、床下浸水7棟に及んだ。

2 台風による暴風雨

(1) 概要

台風が接近する時期は、6月から10月が多く、その経路は九州の東岸や東海上を北上したものと、九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。

台風は、熱帯地方から暖かい湿った空気を運んで、広い範囲に大雨を降らせる。台風に伴う大雨は、台風の経路や勢力(大きさ、強さ)、九州付近に前線が停滞しているか等の条件によって雨の降り方が異なるので注意が必要である。特に、九州付近に前線が停滞していると、台風が南の海上にあることから、強い雨が降り出すことが多い。

台風の風速は、台風の中心から50～150km付近が最も強い。風速は、地形などの影響を大きく受けるため、個々の台風についての風速分布は一様でなく、中心からかなり離れているところでも、強い風が吹く場合もある。

風圧は、風速の2乗に比例しており、風速が2倍、3倍になると、その風圧は4倍、9倍と飛躍的に大きくなる。

強風は、建造物、樹木等を直接破壊するだけでなく、火災の延焼、高潮、高波、塩風害等を誘発する。

(2) 市に被害をもたらした近年の主な台風

ア 2006（平成18）年9月16日～18日（台風13号）

フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。

このため、佐賀県北部では16日明け方から昼前にかけて局地的に50mmを超える非常に激しい雨となり、枝去木では1時間に89mmという猛烈な雨を観測し、日最大1時間降水量の極値を更新した。16日10時45分頃、相知町田頭で土石流が

発生して、山に沿って並んだ集落の背後の斜面が幅約300m、高さ約50mにわたって崩れ、民家1棟が全壊、4棟が半壊、3人が軽傷を負った。また、住宅を結ぶ坂道が土砂で埋没し、住宅数戸が孤立状態になった。

イ 2020（令和2年）9月6日～7日（台風10号）

発達しながら南西諸島東岸を北上し、6日には中心気圧が915hPa、中心付近の最大風速は55m/sに猛烈な勢力に達した。勢力をやや弱めながら九州西方海域を北上し、7日早朝、唐津の西方100km付近を通過した。最接近時の中心気圧は950hPa、唐津アメダスの最大瞬間風速は30m/sを記録した。唐津市内全域の約9,000戸で停電が発生した。

ウ 2022年（令和4年）9月18日（台風14号）

令和4年9月18日から19日にかけて、台風14号が勢力を維持した状態で九州南部に上陸し、19日午前3時ごろ唐津市に最接近した。唐津市では、市が開設した避難場所に最大753人が避難した。またアメダス唐津観測所で最大瞬間風速44.1m/sを観測し、歴代1位を更新した。人的被害として重傷者2人（骨折）があり、市内全域で最大7,760戸（市内の11.8%）が停電した。

3 地すべり等

概要

本市は、地形的、地質的に不安定な山地丘陵に占められていることから、過去に地すべり、急傾斜地の崩壊等が発生しており、今後も発生する危険性は高い。

4 雪、冷害

(1) 概要

頻繁ではないが、十年に数回、上空の寒気に伴う寒冷低気圧南下等に起因する強風、降雪等による農業被害、林業被害、水産被害が発生している。

(2) 市に被害をもたらした近年の主な雪、冷害

2016（平成28）年1月24日～25日に近年まれに見る大寒波にみまわれ、24日午前に暴風雪警報、大雪警報が発表され、降雪、寒冷（最低気温 -4.6°C 、平均気温 -3.0°C ）による浄水場機器の凍結、市水道管の凍結及び個人給水管の凍結が発生し25日の断水に至った。その規模は、呼子町1,200世帯、相知町1,965世帯、馬渡島160世帯、加唐島68世帯、松島21世帯等となった。漏水対策等も考慮し、時間給水等を実施するとともに、佐賀市上下水道局の支援を受けた。市は26日に陸上自衛隊へ給水のための災害派遣を要請し、26日～27日の2日間に渡り給水支援を受けた。

また、神集島では強風と雪の影響で電線が切れ、約100世帯が停電した。

第4節 防災環境の変化

本市も、近年の社会環境の変化に伴い、少子・高齢化の進行、独居世帯の増加、山間部の過疎化及び地域コミュニティにおける共助体制の未整備地区が多数残っており、これらを踏まえた防災体制の整備充実の重要性を実感している。

また、自然離れや過度の電子機器依存による生活などライフスタイルの変化も自然災害の度合いを増幅させる要因として考えられ、災害に対する脆弱性の一要因となり、市は、地域ぐるみの住民あがりの災害対応に着手している。

第2章 災害予防対策計画

第1節 安全・安心なまちづくり

市は、国、県及びその他の防災関係機関と連携し、以下の施設等整備や対策の推進等を図り、計画を上回る災害が発生しても、施設等の効果が粘り強く発揮できるようにするものとする。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

また、国、県及び市は令和元年からわずか2年の間に、同じ地区に内水氾濫被害が発生したことを受け、内水氾濫軽減のための対策や、内水状況の把握を進められるよう検討する。

国、県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するように努めるものとする。また、県及び市は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標の設定について検討するものとする。

県及び市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。

また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに退去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

県及び市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

第1項 市域保全施設の整備	市（危機管理防災課、上下水道局、農地林務課、雨水対策課、第一工務課、第二工務課、建築住宅課、都市計画課） 河川管理者、海岸管理者及び施行者、ため池の管理者
----------------------	--

1 地盤災害防止施設等の整備

(1) 治山施設の整備

ア 森林整備保全事業の推進

県は、森林の整備・保全を通じて、豪雨・暴風雨等に起因する山地災害による被害を防止・軽減するため、治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。

特に、流木災害が発生するおそれがある森林について、流木捕捉式治山ダムを設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

イ 山地災害危険箇所点検

県及び市は、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行う。

ウ 山地災害危険箇所の周知等

県は山地災害危険箇所について、市と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
復旧治山 予防治山	山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧、又は崩壊等の恐れのある箇所において、防災工事を実施し災害の防止を図る。	県・市
地域防災対策総合治山	山地災害危険地の集中した地域において、災害を未然に防止するため、溪間工事、山腹工事等を総合的に実施する。	
土砂流出防止林造成	土砂の流出防止、火災等の発生を防止するため、防災施設の整備とあわせて森林の造成を実施する。	
溪流等県土保全緊急対策	山腹崩壊地や荒廃溪流の県単独による防災工事	

(2) 砂防施設の整備

ア 砂防事業の推進

県は、豪雨・暴風雨等に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備を推進する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

イ 砂防指定地の点検

県は、市と共同して、土砂災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、砂防指定地の点検を実施する。

ウ 土石流危険溪流の周知等

県は、土石流発生の危険性が高い溪流について、市と連携して地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
砂防事業	砂防指定地域内における堰堤工、流路工など	県

(3) 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止事業の推進

県は、豪雨・暴風雨等に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備に努める。

イ 地すべり防止区域の点検

県は、市と共同して、地すべり災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、地すべり防止区域の点検を実施する。

ウ 地すべり防止区域の周知等

県は地すべり防止区域について、市と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
地すべり対策事業	地すべり防止区域内における抑止工、抑制工など	県

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア 急傾斜地崩壊防止事業の推進

県及び市は、豪雨・暴風雨等に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の点検

県は、市と共同して、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の周知等

県は急傾斜地崩壊危険区域について、市と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
急傾斜地崩壊防止事業	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工など	県・市

(5) 土砂災害のソフト対策

ア 基礎調査

県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、その結果を公表するものとする。

イ 土砂災害警戒区域の指定等

(ア) 県による土砂災害警戒区域の指定等

- a 県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の調査を実施し、関係市町長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を土

砂災害警戒区域として、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずるものとする。

- ① 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行爲に関する制限(許可制)
- ② 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④ 勧告による移転者への融資及び資金の確保

b 県指定土砂災害警戒区域

(a) 『土砂災害警戒区域』(イエローゾーン)の指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、佐賀県告示第28号(平成21年2月)以降、『土砂災害警戒区域』に指定された地区は、「唐津市地域防災計画 資料編」で土砂災害特別警戒(警戒)区域一覧表として編纂するとおりである。

(b) 『土砂災害特別警戒区域』(レッドゾーン)の指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、佐賀県告示第109号(平成23年3月)以降、『土砂災害特別警戒区域』に指定された地区は、「唐津市地域防災計画 資料編」で土砂災害特別警戒(警戒)区域一覧表として編纂するとおりである。

ウ 県による土砂災害警戒情報等の提供

県は、市長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表し、これらの情報を、佐賀県一斉指令システム等により市へ伝達する。

(ア) 土砂災害警戒情報の提供

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

(イ) 土砂災害緊急情報の提供

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を市へ通知すると共に一般に周知する。

エ 警戒避難体制の整備

県は、インターネット等により、雨量、土砂災害危険度情報及び土砂災害警戒区域等情報の提供を行う。

オ 国又は県による緊急調査等

国又は県は、重大な土砂災害が急迫している場合は、市が適切に住民の緊急安全確保の判断等を行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報の提供を行う。

カ 市が行う土砂災害のソフト対策

(ア) 土砂災害に備えた体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関し、次の事項について定めるものとする。

a 避難指示等の発令基準

市は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するために、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を整備し、必要に応じ見直すものとする。

b 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等について周知を行う。

c 避難指示等の発令対象区域

土砂災害警戒区域等、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。

d 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報（緊急安全確保）等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。

e 避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法について定める。

f 災害時要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

g 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

(イ) 土砂災害警戒区域等に係る住民等への周知

a 『土砂災害警戒区域等』の指定図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び当該『土砂災害警戒区域等』を所管する唐津土木事務所に備え置き、縦覧することができる。

b 市は、『土砂災害警戒区域等』に係るハザードマップを別途作成し、住民に周知する。

c 市は、関係機関の協力を得ながら、総合防災情報システム、60MHz防災行政無線、280MHzデジタル同報無線システム、行政放送、情報メール、市ポータルサイト（ホームページ）、ソーシャルメディア（LINE、Facebook等）、FMからつによる緊急災害等放送、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）が提供する緊急速報メール等）、L-ALERT（災害情報共有システム）、インターネット、テレビ、ラジオなどあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に次の

情報を伝達し周知する。

- (a) 土砂災害警戒情報
- (b) 土砂災害緊急情報
- (c) 避難指示等避難に係る情報等

(6) ボタ山の災害防止対策の推進

ア ボタ山防護施設の維持管理

県は、ボタ山の崩壊による災害を未然に防止するため、県がボタ山災害防止工事により設置した防護施設の点検を行い、老朽化及び破損等によりその機能が低下し、災害が発生するおそれがあると認められるものについて補修工事を実施する。

イ ボタ山崩壊防止区域の周知等

県は、崩壊の危険性があるボタ山について、市と連携し、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
ボタ山等環境整備事業	県がボタ山災害防止工事により設置した防護施設の機能が低下し、災害が発生するおそれがあると認められるものの補修工事	県

(7) 採石災害防止対策の推進

県は、豪雨・暴風雨等に伴う採石場の災害を防止するため、採石の採取の事業について、その事業者の登録、岩石の採取計画の許可その他の規制等を実施する。

ア 採石業者への指導監督の強化

県は、採石事業の認可に当たって、採取の場所、面積、期間、採石跡地に対する措置などを確認するとともに、危険が予想される採石場等については、随時点検を実施し、防災措置などについて指導するものとする。

イ 採石跡地の防災対策

県は、採石跡地の防災対策を推進するため、採石跡地の緑化等を行うよう、採石業者に対し指導を行う。

(8) 開発行為における安全性の確保

県は、各種法令等の規定に基づく宅地造成等の開発行為の許可（届出）に当たって、風水害に対する安全性にも配慮した審査・指導を実施するものとする。（都市計画法、森林法、採石法）

(9) 災害危険区域内の災害危険住宅の移転等対策の推進

ア 県による災害危険区域の指定

県は、災害の危険の著しいと認められる区域について、市の意見を聞いたうえで、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条に基づく建築基準法施行条例（昭和46年条例第25号）により、災害危険区域の指定を行うものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当

たつては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針の位置付けについて検討する。

イ 県による災害危険区域内の規制

県は、災害危険区域内での住宅の用に供する建築物の建築を原則として禁止するとともに、居室を有する建築物（住宅の用に供するものを除く。）の建築は、原則として鉄筋コンクリート造又はこれに準ずるものでなければならない等の規制を行い、災害の防止に努めるものとする。

ウ 災害危険区域内の危険住宅の移転等

(ア) 県又は市は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条の災害危険区域のうち、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号））

(イ) 市は、がけ地の崩壊及び土石流等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域から危険住宅の移転を促進する。（地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（昭和49年条例第4号））

2 河川、海岸、下水道及びため池施設等の整備

(1) 河川関係施設の整備

ア 河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、中規模の洪水（概ね30年に一度発生する規模の降雨による洪水）に対応できるよう、大河川の整備を推進し、及び時間雨量60mmの降雨による洪水に対応できるよう、中小河川の整備を推進する。

また、堤防、水門、排水施設などの河川関係施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性の確保に努める。

さらに、河川内に堆積した土砂を掘削するとともに、流下能力を阻害している樹木を伐採するなど、水位上昇や流下能力不足の軽減について検討する。

イ 水門等の管理

河川管理者は、洪水・高潮等の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで必要に応じて操作するものとする。また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、下流域における溢水等の防止に努める。

(2) 海岸施設の整備

ア 海岸関係施設の整備の推進

海岸管理者及び施行者は、既往最大規模等の高潮、波浪等に対応できるよう、海岸堤防、水門、排水施設などの海岸関係施設の安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性の確保に努める。

また、現存する二線堤には、海水流の流入拡散を阻止し被害を最小限に抑える機

能を持たせることが可能なものも存在するため、海岸管理者及び関係者は、その防護機能を把握したうえで、適切な維持管理を行うよう努める。

イ 水門等の管理

海岸管理者は、洪水・高潮等の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで必要に応じて操作するものとする。また、情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、後背地における溢水等の防止に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
高潮対策事業	津波、高潮、波浪による災害を防止するための海岸保全施設の新設・改修など	県・市
侵食対策事業	特に侵食が著しく災害を受けるおそれの高い海岸を保全するための海岸保全施設の整備を図る。	
津波・高潮危機管理対策緊急事業	既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策の促進を図る。	
海岸環境整備事業	国土保全と併せて海岸環境を整備し、安全で快適な海浜利用の増進を目的とした海岸保全施設の整備を図る。	
海岸耐震対策緊急事業	海岸保全施設である護岸・堤防等の耐震対策を緊急に実施する。	
海岸メンテナンス事業	海岸保全施設の老朽化調査、対策計画及び策工事を一体的に実施する。	

(3) 下水道施設の整備

市は、市街地の浸水防除のため、雨水幹線水路及び排水機場等の整備を促進し、風水害に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施するとともに、降雨により市街地の浸水が予想される場合には、操作規則に従い速やかに操作する。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
公共下水道事業	都市の浸水被害を防除するための施設整備を行う。	市

(4) ため池施設の整備

ア ため池の整備の推進

ため池の管理者は、適切な管理及び保全に努めるとともに、施設機能の健全性の低いため池の豪雨、耐震、老朽化対策を実施し、防災機能の維持・補強に努める。

イ ため池の危険度の周知等

県は、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがある防災重点ため池を選定するとともに、市と連携して、ため池マップ、浸水想定区域図、ハザードマップを作成。公表し、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策に努める。

ウ ため池の貯留機能の向上

ため池の管理者は、事前放流及び大雨後の速やかな放流により、洪水貯留容量（空き容量）を確保し、大雨により雨水をため池に貯留するなど、下流域の洪水の軽減について検討する。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
ため池等整備事業	ため池災害を未然に防止するため、豪雨、耐震、老朽化対策として、ため池施設の整備工事を実施する。	県

(5) ダムの貯留機能強化

ダムの管理者は、治水協定に基づく事前放流や期別の水位低下運用により、洪水調節容量を確保し、下流域の浸水被害の軽減を検討する。

(6) 「田んぼダム」の推進

田んぼの排水口に調整版を設置し、大雨時の水の流出を抑制することで、下流域の洪水被害を軽減する「田んぼダム」の整備促進を検討する。

第2項 公共施設、交通施設等の整備	市（危機管理防災課、消防本部、農地林務課、建築住宅課、道路河川管理課、第一工務課、第二工務課、水産課、都市計画課、みなと振興課、地域政策課、教育総務課、教育施設課、関係各課）、国、県警察、道路管理者、鉄道事業者、港湾管理者、漁港管理者、県
--------------------------	---

1 公共施設等

国、県、県警察及び市は、災害応急対策を実施する上で拠点となるなど防災上重要な施設について、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努める。

また、公共施設の駐車場や学校のグラウンドなどを活用した貯留機能の強化について検討する。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設については、設計時において避難所として位置づけることを考慮するとともに、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

《防災上重要な施設》

施設の種類	施設の名称
災害応急対策活動に必要な施設	本庁舎、市民センター、警察署
救護活動施設	消防関係施設、保健福祉事務所、病院
避難所として位置づけられた施設	学校、公民館、集会施設、公園など
多数の者が利用する施設	図書館、集会施設、福祉施設など

2 交通・通信施設

主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設について、当該施設の管理者は、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、道路管理者及び鉄道事業者は、道路と鉄道が近接する区間においては、落石等により災害が発生した場合は、必要に応じ、関係機関に情報を速やかに提供し共有化を図る。

(1) 道路

一般国道、県道、市道等の各道路管理者は、風水害時の避難及び緊急物資の輸送に支障を生じないように、街路灯などの整備に努め、地域情報通信ネットワークシステム、道路防災対策を通じて、風水害に対する安全性、信頼性の高い道路網の整備を推進する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、道路管理者は、落石、法面崩壊、冠水等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防・対策工事を実施し、危険箇所の解消・軽減を図るとともに、風水害時には迅速な通行止めなどの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
道路事業	道路の新設・改良、補修の実施	国 県 市
街路事業	都市計画街路の新設・改良の実施	
交通安全事業	歩道の新設・改良、補修の実施	
道路防災事業	落石等危険箇所の対策整備、補修の実施	
橋梁補修事業	落橋防止対策の実施	

(2) 鉄道

鉄道事業者は、大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、必要に応じ、線路の盛土、法面改良等を図る。また、橋梁、トンネル、その他の構築物等及び電気、建築施設について、保守検査を実施し、必要に応じて改良修繕工事の実施に努める。

さらに、鉄道事業者は、車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずるものとする。

(3) 港湾・漁港

港湾及び漁港の管理者は、風水害時に、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるように、港湾及び漁港施設について、高潮や強風による波浪に対する安全性を確保するための整備に努める。

また、港湾管理者は、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

さらに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域及び海上施設周辺海域に面する港湾道路において、船舶の走錨等による事故を未然に防止するため、必要に応じて、防波堤及び防衝工の整備を行うものとする。なお、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。

(4) 臨時ヘリポート

市は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備する。

<p>第3項 ライフライン施設等の機能の確保</p>	<p>九州電力送配電株式会社、電気通信事業者、都市ガス事業者、市（上下水道局、環境施設課）</p>
-----------------------------------	---

上下水道、工業用水道、電力、電話、ガス、石油・石油ガス等のライフライン施設や廃棄物処理施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、風水害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、浸水防止対策等風水害に対する施設の安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

さらに、風水害時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝（C・C・BOX）等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

1 水道施設

- (1) 市は、水道施設の新設・拡張等の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。
- (2) 市は、水道施設について、巡回点検を実施し、老朽施設（管路）を計画的に更新する。
- (3) 市は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図り、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。
- (4) 市は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定め、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

2 下水道施設

- (1) 市は、風水害時においても下水道による汚水処理機能を確保することができるよう、重要幹線管渠、ポンプ場及び処理場等の整備や停電対策等に努め、安全性の強化を図る。
- (2) 市は、下水道施設の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。
- (3) 市は、資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定め、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。
- (4) 市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

3 工業用水道施設

- (1) 市は、工業用水道施設の新設・拡張・改良の計画に併せて、計画的な施設の安全性

の強化に努める。

- (2) 市は、工業用水道施設の巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。
- (3) 市は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。
- (4) 市は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

4 電力施設等の整備

(1) 電力設備の災害予防措置

九州電力送配電株式会社は、災害対策基本法第39条に基づき定めた「九州電力送配電株式会社防災業務計画」により、電力設備の災害予防措置を実施する。

(2) 電気工作物の巡視、点検、調査等

ア 九州電力送配電株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を実施する。

イ 九州電力送配電株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

ウ 県、九州電力送配電株式会社は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努めるものとする。

5 電気通信設備等の整備

(1) 電気通信設備等の高信頼化

電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備等の高信頼化のための整備を推進する。

ア 豪雨又は洪水、高潮等のおそれがある地域においては、耐水構造化を実施する。

イ 暴風のおそれがある地域においては、耐風構造化を実施する。

ウ 基幹的設備設置のため、安全な設置場所を確保する。

エ 県、電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努めるものとする。

(2) 電気通信システムの高信頼化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

イ 基幹的設備を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を促進する。

エ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2重ルート化を推進する。

6 都市ガス施設

(1) 都市ガス施設（ガス導管）の安全性の強化

都市ガス事業者は、関係法令等（ガス事業法（昭和29年法律第51号）等）に基づき、風水害に対する施設の安全性の強化に努める。

(2) 都市ガス工作物の巡視、点検及び検査都市ガス事業者は、都市ガス工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう保持し、事故を未然に防止するため、定期的に都市ガス工作物の巡視、点検及び検査を実施する。

(3) 災害防止のための体制の確立

ア 要員の確保等

都市ガス事業者は、都市ガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、あらかじめ緊急措置及び復旧活動のための組織体制、要員の確保体制等の整備を図る。

イ 連絡体制の整備

都市ガス事業者は、事業所内にあらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を職員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況等連絡票、需要家名簿等を整備する。

ウ 関連工事会社等との協力体制の確立

都市ガス事業者は、あらかじめ関連の工事会社等との間で、災害防止のための人員及び資機材の提供に関する協力体制を確立する。

エ 教育訓練

都市ガス事業者は、風水害時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順などについて必要な職員教育を行うとともに、防災訓練を実施する。

オ 資機材等の整備

都市ガス事業者は、風水害時の被害を最小限にするための応急措置・早期復旧を行うのに必要な資機材・図面を備えておくとともに、復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査しておく。

7 廃棄物処理施設

市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための水の確保等の災害対策を講じるよう努めることとする。

8 バックアップ対策の促進

県及び市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようICT部門のBCPの策定に努めるとともに、企業等における安全確保に向けた自発的な取り組みを促進する。

第4項 建築物等の風水害に対する安全性の強化	市（建築住宅課、生涯学習文化財課、関係各課） 一定の建築物の所有者、指定建造物・伝統的建造物群の所有者・管理者、
-------------------------------	---

1 特定建築物

百貨店、旅館等多数の者が利用する特定の建築物については、当該建築物の所有者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する建築物の安全性の確保に努めるものとする。

2 一般建築物

建築物の所有者は、風水害に対する安全性の確保を促進するため、建築確認申請等を通じ、基準の厳守の指導等に努める。安全確保のため、建築物の保全に努める。

また、建築物や地下空間における浸水を防ぐため、防水扉及び防水板などの施設の整備を促進するよう努める。

3 落下物

市及び建築物の所有者等は、強風による窓ガラスや看板、屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

4 文化財

文化財所有者又は管理者は、国・県・市指定の建造物・伝統的建造物群について、国・県等の指導により、現状の把握、補強修理及び応急防災施設の整備に努める。

《実施方法》

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるため、所有者・管理者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。国や県は、これらの事業に対し、必要な技術的指導・財政的支援を行うものとする。

第5項 風水害に強い土地利用の推進	市（都市計画課、環境課）、県
--------------------------	----------------

県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

また、県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

第1項 情報の収集、連絡・伝達体制の整備	市（危機管理防災課、消防本部、関係各課）、防災関係機関、県警察、電気通信事業者、電気事業者、県
----------------------	---

県、市及び各防災関係機関は、風水害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、市民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制を整備するものとする。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐災性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などを推進するとともに定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等を通じ、県及び防災関係機関との情報共有化に努めるものとする。

なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、県、市及び各防災関係機関は、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理しておくものとする。

1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

(1) 関係機関相互の連絡体制の整備

県、市及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

なお、県及び市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(2) 多様な情報収集手段の整備等

県、市及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

また、道路や河川、クリーク等に防災カメラや水位計を設置することにより、浸水状況を早期に把握するとともに、住民への迅速な情報提供に努める。

さらに、県は、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどをあらかじめ定めるものとする。

(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等

県、市及び防災関係機関は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報大規模停電時も含めを常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、総合防災情報システム、60MHz防災行政無線、280MHzデジタル同報無線システム、行政放送、情報メール、市ポータルサイト（ホームページ）、ソーシャルメディア（LINE、Facebook等）、FMからつによる緊急災害等放送、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール等）、L-ALERT（災害情報共有システム）、県防災ネットあんあん（スマートフォンによる情報提供）、インターネット、テレビ、ラジオ等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努める。加えて、情報の地図化等による伝達手段の高度化とともに災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

県及び市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

県及び市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(4) 観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

県、市及び防災関係機関は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等の無いよう、雨量、出水の程度等を観測するための施設・設備の維持及び整備充実にも努めるとともに、防災情報システム等の災害情報を伝達するシステムの維持及び整備に努める。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。

(5) 防災情報システムの活用

市は、防災情報、災害情報の迅速な処理、災害の予測を図るため、県が整備している防災情報システム等の活用を図る。

(6) 市における体制の整備

ア 市防災行政通信施設の整備

本市の防災行政通信施設は、災害時における迅速かつ的確な情報収集・伝達手段の確保を図るため、基幹的な通信基盤として構築したものである。

この市防災行政通信施設は、県、消防機関、本庁、各市民センター、避難場所等を結ぶ、重要な通信施設であり、風水害時においてもその機能が十分発揮できるよ

う、施設の風水害に対する安全性を確保するとともに、庁舎用非常用電源設備の整備や平素からの非常用電源を用いた訓練の実施、的確な操作の徹底等停電対策の充実に努めるものとする。

また、防災情報を確実に市民へ提供することができるよう、市防災行政通信施設の多重化を図るとともに、その施設の維持及び整備に努める。

イ 防災情報の提供に関するシステムの整備

市は、防災情報、災害情報等を住民等へ提供するため、防災情報の提供に関するシステムの整備を推進する。

(ア) 防災情報の提供に関するシステム

防災情報の提供に関するシステムは、総合防災情報システム、市内全域の60MHz防災行政無線、280MHzデジタル同報無線システムを運用し、併せて佐賀県防災情報システムや各種防災情報の提供に関するシステムを活用することにより、避難情報や緊急情報を市民等へ迅速かつ確実に伝達し、市民の安全確保に資するものとする。

(イ) 主な防災情報の提供に関するシステムの機能

- a 60MHz防災行政無線
- b 280MHzデジタル同報無線システム
- c 行政放送
- d 唐津市情報メール
- e 市ポータルサイト（ホームページ）
- f ソーシャルメディア（LINE、Facebook等）
- g FMからつによる緊急災害等放送
- h 総合防災情報システム
- i 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社による緊急速報メール等の配信
- j 市広報車
- k L-ALERT（災害情報共有システム）
- l 唐津市防災気象情報（自主避難促進支援サービス：ウェザーニューズ社）
- m 県防災ネットあんあん（スマートフォンによる情報提供）
- n インターネット、テレビ、ラジオ等

(7) 市における体制の充実・強化

市は、市民等への情報伝達が迅速に行えるよう、60MHz防災行政無線などの施設・設備の管理に万全を期すとともに、風水害時にも有効に活用できるよう活用方法の周知に努める。加えて、ケーブルテレビなどの情報伝達手段の活用を図る。

また、市は、コミュニティFM局（FMからつ）との協定を円滑に運用するための連絡体制の確認や災害FMの活用方法を平常時から認知することなど、災害時に活用できる体制を構築する。

加えて、各防災関係機関と連携して、市民に対し280MHz帯電気通信業務用ページの戸別受信機である防災ラジオを常備することやラジオを視聴できるアプリケーションをスマートフォンにダウンロードすることなどの啓発に努める。

(8) 災害対応業務のデジタル化の促進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。

デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

なお、過去の災害では、SNSを使用した流言飛語が出回り、混乱が生じた事例もあることから、情報を活用する際は真偽の確認を行い、十分に留意するように努める。

2 情報の分析整理

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

市は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 電気通信事業者による体制等

(1) 電気通信事業者による通信網の整備

電気通信事業者は、風水害時における情報通信の重要性を考慮し、通信手段を確保するため、主要な電気通信設備等の耐水構造化等通信設備の被災対策を行うとともに、主要な伝送路構成の多ルート又はループ化、基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、主要な電気通信設備等への予備電源の設置、通信輻輳対策の推進などによる電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進する。

また、電気通信事業者は、平常時から、主要な防災関係機関に災害時優先電話を設定しており、災害時の通信の確保を図っている。

(2) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

県及び市は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用促進を図る。

(3) 災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、市民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、県及び市は、平常時から通信各社と連携し、サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

《災害用伝言サービス》

○西日本電信電話株式会社

- ・ 災害用伝言ダイヤル（171）

被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。

- ・ 災害用伝言板（Web171）

被災地域の居住者がインターネットを經由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト・音声・画像）の登録ができるサービス。登録された伝言情報は、全国（海外含む）から電話番号をキーとして閲覧、追加伝言登録ができる。

○携帯電話各社

- ・ 災害用伝言板

携帯電話・スマートフォンのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

4 非常通信体制の整備







(1) 非常通信訓練の実施

県、市及びその他防災関係機関は、風水害時に必要に応じて電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）が行えるよう、平常時から佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて伝送訓練等を行い、非常通信の円滑な運用と相互の協力体制の確立に努めるものとする。

(2) 非常通信の普及・啓発

県及び市は、防災関係機関に対し、風水害時における非常通信の有効性及び利用促進について、普及・啓発を図るものとする。

【登録一覧表】

<p>情報メール</p> 	<p>唐津市情報メール 携帯電話やスマートフォン、パソコンのメールに市から災害・防災情報や火災情報などを発信します。 登録は無料で、インターネットで手続きできます。</p>
<p>市公式LINE</p> 	<p>市公式LINE QRコードで追加するか、ID検索で登録します。 ID：@karatsushi ・災害時の気象情報や避難情報などをメッセージで通知 ・原子力災害時の避難ルートマップの確認 ・その他、行政情報やイベント情報等をメッセージで通知</p>
<p>防災気象情報</p> 	<p>唐津市防災気象情報（ウェザーニュース） 唐津市域の詳細な気象情報、市役所本庁・各市民センターエリアの雨量など、より詳細な情報を確認できます。</p>
<p>気象庁</p> 	<p>唐津市の防災情報（気象庁） 発表中の警報・注意報や今後の推移、天気予報、アメダス、地震情報などを確認できます。 土砂災害、浸水害、洪水災害など、災害が起こる危険度をマップ上の「色」で確認できます。</p>
<p>防災ネット あんあん (Android用)</p>  <p>(iPhone用)</p> 	<p>防災ネットあんあん（佐賀県） スマートフォンアプリによる、県内の防災情報等について確認できます。</p>

<p>第2項 市災害情報提供システムの活用促進 に向けた各種整備の充実</p>	<p>市（危機管理防災課、情報政策課、生涯学習文化財課、関係各課）、市営公民館等</p>
--	--

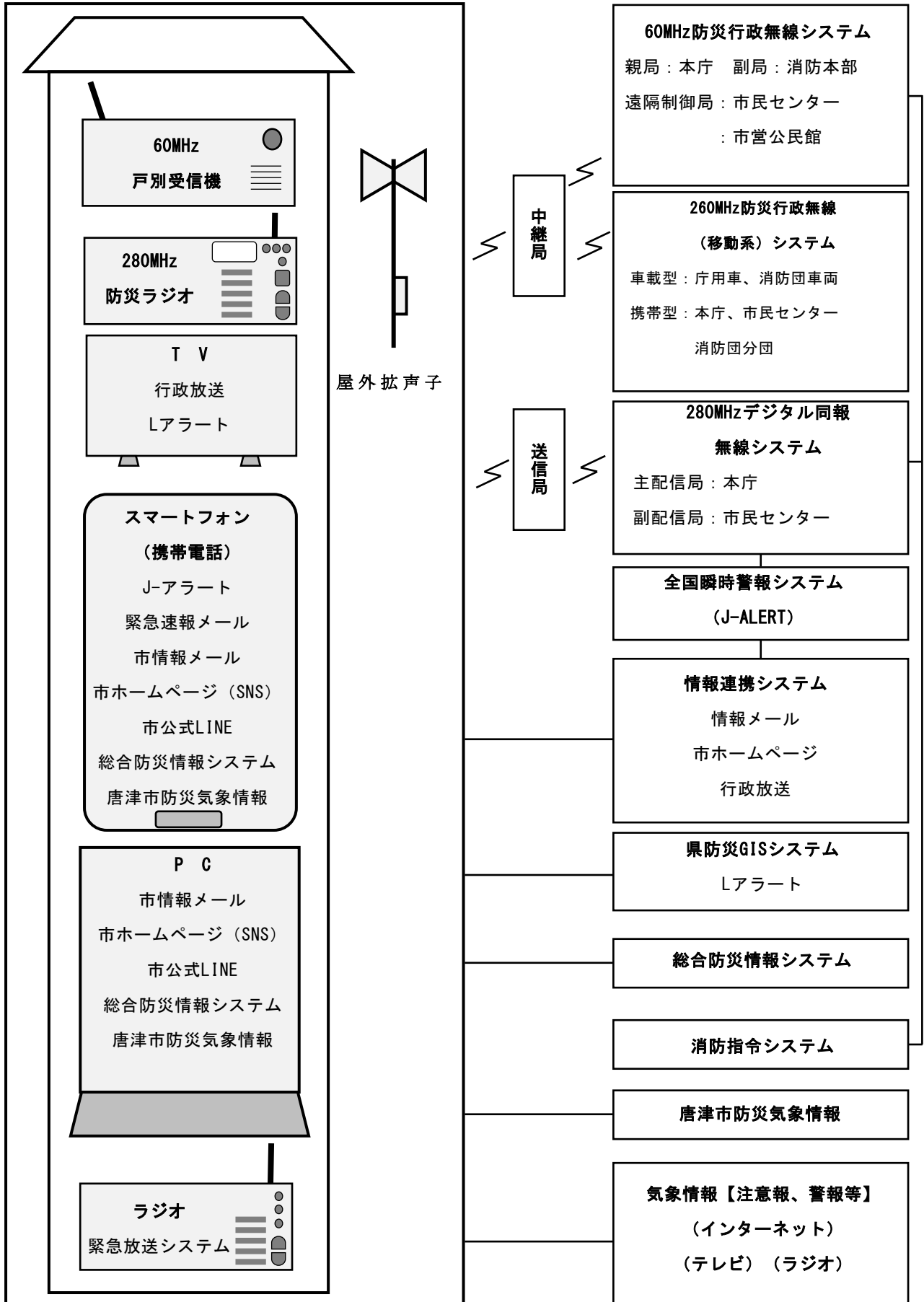
1 市災害情報システムの整備充実

- (1) 市は、既設の光ケーブルを活用し行政放送を行い、インターネット回線等を活用し部外との接続を行い、幅広い情報収集、伝達能力の整備向上に努める。
- (2) 災害現場の状況等、庁舎外においても迅速に情報を共有するために、LTE回線を活用した資機材の整備について推進・強化を図る。

2 公共施設の情報インフラの整備

公共施設に公衆無線LANを整備することにより、多数の者の災害時の情報取得手段の確保を図る。特に指定緊急避難場所及び指定避難所となっている公共施設においては優先的に整備する。

【防災情報の提供に関するシステムイメージ図】



第3項 防災活動体制の整備	市（危機管理防災課、消防本部、関係各課）、国、各防災関係機関、県
----------------------	----------------------------------

市、各防災関係機関は、風水害時の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

1 職員の体制の整備

(1) 職員の参集体制の整備

ア 緊急参集可能職員の確保

年度当初に初動活動要員を指定する。当該職員は、災害発生後緊急に参集し、「緊急初動班」として情報収集等及び初動対応に当たる。

イ 連絡手段の整備

職員は、常時、携帯電話を携行し、気象警報等の情報収集に努める。

また、職員は、市情報メールによる参集の指示、登庁の可否や登庁先、登庁時間等の集約があることにも留意する。

ウ 災害時の職員の役割の徹底

職員は、災害対策本部が設置された場合に、各対策部及び各班が実施すべき業務について、「唐津市災害対策本部条例」、「唐津市災害対策本部規程」等を熟知し、災害時における初動体制、所属職員の役割等の周知徹底を図る。

エ 緊急初動班活動マニュアル

勤務要領等の細部は、別途「災害対応職員行動マニュアル」による。

(2) 防災関係機関の参集体制の整備

あらかじめ防災対策の推進のための配備体制や職員の参集基準を明確にし、初動体制を確立する。

各対策部、市民センターを含め、年度当初（5月中を目途）に、災害初動における職務分担、配置表を作成する。

(3) 応急活動マニュアル等の作成

県、市及び各防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

(4) 人材の育成・確保

県、市及び各防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

また、県及び市、ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興の

ため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県及び市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

2 災害対策本部室等の整備

(1) 災害対策本部室等

防災活動の中核機関となる災害対策本部、現地災害対策本部等を設置する本庁舎及び各市民センター等について、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等の危険箇所等に配慮しつつ、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、風水害に対する安全性の確保を図る。

また、県及び市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(2) 食料等の確保

県、県警察及び市は、風水害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも2日ないし3日間の連続した業務が予想されるため、平常時から、職員の食料等の備蓄・調達体制の充実を図る。

(3) 非常用電源の確保

県、県警察、市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、風水害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含め非常用電源施設、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

(4) 非常用通信手段の確保

県、県警察、市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、風水害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため平常時から、衛星電話等非常用通信手段の確保を図るものとする。

3 救援活動拠点の確保

市は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。

4 防災拠点の整備

風水害時において、地域内での災害応急活動の現地拠点として、防災拠点の整備を図る。

《主な機能》

- 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- 地域の防災活動のためのオープンスペース
- ヘリポート機能
- 情報通信機能

5 コミュニティ防災拠点の整備

住民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備

を図るとともに、住民が容易に使用できる防災資機材等の整備に努める。

《主な機能》

- 避難所、備蓄施設（平時には地区住民のコミュニティの拠点）
- 避難場所としての広場
- 情報通信機器

6 道の駅防災拠点の整備

国、県及び市は、防災機能を有する道の駅を広域的な地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

《主な機能》

- 避難場所
- 情報発信拠点
- 緊急物資の基地機能
- 警察・消防・自衛隊等の活動拠点

7 災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設の管理者等は、ダム、せき、水門ポンプ場等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

8 業務継続性の確保

(1) 県、市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続体制の確保を図るものとする。

特に市は、災害時に迅速な応急対策活動を行いつつ、通常の行政サービスについても市民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、災害時の業務継続計画の策定に努める。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、県及び市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなるため、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な大後順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 県及び市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

9 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

県、市及び防災関係機関は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場

合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

なお、市は、危機管理防災課など、災害時に業務が集中することが予想される部署においてパーマレントスタッフ（防災関連業務経験者の登録）制度を導入するとともに、応援対策部及び所属の人数が災害対策業務やBCPにおいて災害時にも住民が必要とする重要な行政サービスと位置付けられている業務に必要な人数を上回る所属の職員が応援要請に応えられるよう態勢を整備しておくことにより、バックアップ体制の構築を図る。

10 救援活動拠点の確保

県及び市は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努める。

11 排水機能の向上

河川管理者は、これまでの豪雨災害で浸水停止した排水機場の耐水化を図るとともに、緊急的な対応を行うための排水ポンプ車の導入について検討する。

第4項 相互の連携体制、広域防災体制の強化	市（危機管理防災課、消防本部、関係各課）、防災関係機関、県
------------------------------	-------------------------------

各防災関係機関は、災害に対処するため、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが迅速、円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

なお、協定の締結に当たっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間の協定締結も考慮する。

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

1 市町間の相互応援

市は、県外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進する。

市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど相互にあらかじめ必要な準備を整えるものとし、県は必要な調整を行う。

2 消防本部と防災関係機関等との相互協力

市は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間団体等との協定の締結を進める。

3 相互協力協定等の締結促進

各防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらか

じめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体との協力協定等の締結を進める。

県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

(1) 大規模災害時の相互応援に関する協定都市

市町名	担当部局 (郵便番号)住所 (E-mail)	電話番号 (FAX)
青梅市 (東京都)	市民安全部 防災課 (〒198-8701) 青梅市東青梅1-11-1 (div0910@city.ome.tokyou.jp)	0428-22-1111(代) (0428-22-3508)
府中市 (東京都)	行政管理部 防災危機管理課 (〒183-0056) 府中市寿町1丁目5番地 府中中央 防災センター内 (bousai01@city.fuchu.tokyo.jp)	042-335-4283 (042-335-6395)
戸田市 (埼玉県)	危機管理防災課 (〒335-8588) 戸田市上戸田1-18-1 (kikikanri@city.toda.lg.jp)	048-441-1800(代) (048-433-2200)
桐生市 (群馬県)	共創企画部 防災・危機管理課 (〒376-8501) 桐生市織姫町1-1 (bosai@city.kiryu.lg.jp)	0277-46-1111(代) (0277-43-1001)
岡崎市 (愛知県)	市民安全部 防災課 (〒444-8601) 岡崎市十王町2-9 (bousai@city.okazaki.lg.jp)	0564-23-6533 (0564-23-6618)
蒲郡市 (愛知県)	総務部 危機管理課 (〒443-8601) 蒲郡市旭町17-1 (kikikanri@city.gamagori.lg.jp)	0533-66-1208 (0533-66-1190)
常滑市 (愛知県)	総務部 安全協働課 (〒479-8610) 常滑市飛香台3-3-5 (bosai@city.tokoname.lg.jp)	0569-35-5111(代) (0569-34-7227)
津市 (三重県)	危機管理部 危機管理課 (〒514-8611) 津市西丸之内23-1 (229-3281@city.tsu.lg.jp)	059-229-3181 (059-223-6247)
坂井市 (福井県)	総務部 安全対策課 (〒919-0592) 坂井市坂井町下新庄1-1 (anzen@city.fukui-sakai.lg.jp)	0776-50-3525 (0776-66-4837)
伊丹市 (兵庫県)	総務部 危機管理室 (〒664-8503) 伊丹市千僧1-1 (kikikanri@city.itami.lg.jp)	072-784-8166 (072-784-8172)
箕面市 (大阪府)	総務部 市民安全政策室 (〒562-0003) 箕面市西小路4-6-1 (bousai@maple.city.minoh.lg.jp)	072-724-6750 (072-724-6376)
倉敷市 (岡山県)	総務局 防災危機管理室防災推進課 (〒710-8565) 倉敷市西中新田640 (csmgt@city.kurashiki.okayama.jp)	086-426-3645 (086-421-2500)
大竹市 (広島県)	総務部 危機管理課 (〒739-0692) 大竹市小方1-11-1 (so-bosai@city.otake.lg.jp)	0827-59-2119 (0827-57-7130)
周南市 (山口県)	総務部 防災危機管理課 (〒745-8655) 周南市岐山通1-1 (bousaikiki@city.shunan.lg.jp)	0834-22-8208 (0834-22-8806)
鳴門市 (徳島県)	企画総務部 危機管理局危機管理課 (〒772-8501) 鳴門市撫養町南浜字東浜170 (kikikanri@city.naruto.lg.jp)	088-684-1711 (088-684-1336)
丸亀市 (香川県)	市長公室 危機管理課 (〒763-8501) 丸亀市大手町2-4-21 (kikikanri-k@city.marugame.lg.jp)	0877-25-4006 (0877-25-4007)

(2) 消防相互応援協定（消防組織法第21条）

《消防相互応援協定都市一覧》

市町名	締結年月日 (再協定年月日)	備 考
伊万里市	S43.6.14 (H18.4.1)	旧来の継続
玄海町	S43.6.14 (H18.4.1)	旧来の継続
佐賀市	S41.9.1 (H18.4.1)	旧富士町と旧七山村との協定引き継ぎ
多久市	S41.9.1 (H18.4.1)	多久市と旧巖木町・旧相知町との協定引き継ぎ
糸島市 (旧二丈町)	S42.6.16 (H23.1.1)	旧二丈町と旧浜玉町との協定引き継ぎ
松浦市	S43.6.14 (H18.4.1)	旧福島町と旧肥前町との協定引き継ぎ

(3) 災害時における食料・飲料水及び生活必需品等の供給に関する協定

ア 配送事業所

食料・飲料水及び生活必需品等物資の運搬を行う。

	協定締結先	住所	締結日
1	松浦通運株式会社	唐津市中瀬通10-37	H20.6.24
2	有限会社大勝運輸	唐津市相知町中山4542-1	H20.6.24

イ 厨房事業所

炊き出し等による食料の供給や炊き出し等に必要な厨房機材の提供を行う。

	協定締結先	住所	締結日
1	有限会社食堂車	唐津市千々賀650	H20.6.24
2	笹船	唐津市七山白木1687	H20.6.24
3	サガ・カラツ2株式会社 Hotel&Resorts SAGA-KARATSU	唐津市東唐津4丁目9-20	H20.6.24
4	玄海活魚株式会社	唐津市呼子町殿ノ浦508-3	H20.6.24
5	有限会社大和	唐津市鎮西町名護屋1445-4	H20.6.24
6	C&G's Resort ONCRI-KARATSU	唐津市浜玉町浜崎1669-55	H20.6.24
7	スーパーモリナガ唐津店	唐津市神田2247-7	H20.6.24
8	鎮西開発(有)	唐津市鎮西町名護屋4116	H20.9.20

ウ 物資供給事業所

食料・飲料水及び生活必需品等物資の供給を行う。

	協定締結先	住所	締結日
1	株式会社Aコープ九州佐賀事務所	佐賀市栄町2-1	H20.6.24
2	ワタキューセイモア 株式会社九州支社	小城市小城町西小路227	H20.6.24

	協定締結先	住所	締結日
3	有限会社エビスヤ新店	唐津市北波多徳須恵1191-1	H20. 6. 24
4	宮島醤油株式会社	唐津市船宮町2318	H20. 6. 24
5	株式会社まいづる百貨店	唐津市中原2905-5	H20. 6. 24
6	株式会社キコリななやま	唐津市七山藤川2270-1	H20. 6. 24
7	小松飲料株式会社	唐津市西唐津1-6139	H20. 6. 24
8	イオン九州株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-11	H20. 6. 24
9	スーパーモリナガ唐津店	唐津市神田2247-7	H20. 6. 24
10	NPO法人コメリ 災害対策センター	新潟県新潟市南区清水4501番地1	H23. 6. 24
11	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー	H24. 9. 1
12	株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-1	H28. 11. 21
13	株式会社 マルタイ	福岡県福岡市西区今宿青木1042-1	R2. 9. 8
14	株式会社 ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10	R2. 9. 25
15	株式会社ミスターマックス ホールディングス	福岡県福岡市東区松田1-5-7	R2. 9. 30
16	株式会社 サガシキ	佐賀市高木瀬西6-3-2	R4. 2. 18
17	株式会社 ヨコヤマ	唐津市唐房6-5002	R4. 2. 22
18	株式会社 グッデイ	福岡県福岡市博多区中洲中島2-3	R4. 6. 17
19	株式会社 ラジカルラボ九州	唐津市相知町中山3523-1	R4. 7. 1

(4) 災害時における応急対策協定

ア 公共土木施設等の被害情報の収集及び報告、障害物の除去及び応急の復旧。

	協定締結先	住所	締結日
1	一般社団法人唐津建設協会	唐津市坊主町430-1	H22. 12. 2
2	唐津防災対策協議会		H22. 12. 2
3	唐津市管工業協同組合	唐津市二タ子3-8-10	H22. 12. 2
4	唐津市浄化槽PFI株式会社	唐津市二タ子3-8-10	H22. 12. 2
5	防災協定連合会	唐津市養母田鬼塚3-24	H28. 8. 3
6	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	東京都千代田区岩本町2-5-11 岩本町T・Iビル4階	R1. 11. 1
7	唐津市防災協定協議会	唐津市東町45-1	H29. 10. 6
8	九州電力送配電株式会社 唐津配電事業所	唐津市新興町18	R4. 7. 26

協定締結先		住所	締結日
9	全国漏水調査協会	東京都千代田区九段南3-9-11	R7. 2. 20

イ 災害時に拠点となる施設等の電気設備の機能確保。施設に係る被災状況の調査・報告。電気工事機材の提供。

協定締結先		住所	締結日
1	佐賀県電気工事業工業組合	唐津市和多田先石7-1	H28. 5. 13

ウ 災害時において廃棄物の処理、収集運搬等を行う。

協定締結先		住所	締結日
1	糸島市	糸島市前原西1-1-1	H26. 1. 27
2	一般社団法人 佐賀県産業資源循環協会	佐賀市天神2-4-23	H29. 5. 29
3	唐松地区環境整備事業協同組合	唐津市二タ子3-8-10	H27. 8. 31

(5) 災害時における緊急放送に関する協定

災害情報等の緊急放送を行う。

協定締結先		住所	締結日
1	株式会社ビーぷる	唐津市東大島3-11	H22. 10. 4
2	FMからつ株式会社 (周波数86.8MHz)	唐津市南城内2-6	H25. 3. 1

(6) 災害時における情報発信に関する協定

緊急情報や必要支援物資に関する情報を各機関のサービス上に掲載する。

協定締結先		住所	締結日
1	ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	H25. 9. 1
2	国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所	佐賀県武雄市武雄町745	R2. 3. 31
3	九州朝日放送株式会社	福岡県福岡市中央区長浜1-1-1	R2. 12. 23

(7) 災害時における燃料供給に関する協定

災害時の燃料油等の優先供給に努める。

協定締結先		住所	締結日
1	佐賀県石油協同組合唐津支部		H27. 7. 31
2	一般社団法人 佐賀県LPガス協会唐津支部		H28. 1. 8
3	唐津瓦斯株式会社	唐津市神田2329	R4. 4. 26

(8) 災害時における郵便に関する協定

緊急車両等としての車両の提供、情報の相互提供、広報活動及び被災者に係る郵便料等の免除。

協定締結先		住所	締結日
1	唐津市内郵便局		H27. 7. 31

(9) 災害時の避難に関する協定

大雨等で災害の恐れがある地域住民のために施設等を災害時に提供してもらう。

協定締結先		住所	締結日
1	医療法人至誠堂 宇都宮病院	唐津市巖木町本山386番地1	R2. 5. 14
2	株式会社新富商事	唐津市長谷18-1	R2. 10. 9
3	株式会社ダイナム	東京都荒川区西日暮里2-27-5	R5. 3. 28
4	株式会社デベロップ	千葉県市川市市川1-4-10 市川ビル8階	R6. 1. 19
5	株式会社まいづる百貨店	唐津市中原2905-5	R6. 8. 1

(10) 災害時の相互応援に関する自治体との協定

人員の派遣、物資の提供等

協定締結先		締結日
1	佐賀県、県内全市町(佐賀県・市町災害時相互応援協定)	H24. 3. 30
2	熊本県苓北町(友好姉妹都市)	H18. 8. 31
3	全国16市町 (ボートレースがある市町)	H23. 7. 12

(11) その他支援

協定締結先		住所	締結日
1	佐賀県行政書士会	佐賀市鍋島3丁目15-23	H30. 8. 21
2	株式会社ゼンリン	福岡県北九州市戸畑区中原新町3番1号	R1. 9. 3
3	一般財団法人九州電気保安協会	佐賀市鍋島町大字森田104番地7	R5. 4. 19
4	社会福祉法人 唐津市社会福祉協議会	唐津市二タ子3-155-4	R4. 6. 3

4 受援計画等の策定

各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

県及び市は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内

全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難になる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

県及び市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

<p>第5項 災害支援（受援）センター 設置・運営計画</p>	<p>市（危機管理防災課、消防本部、関係各課）、各自治体、各防災関係機関、県</p>
--	--

1 災害相互応援協力体制の整備

市はこれまでに経験した平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震の教訓等を踏まえて、災害支援（受援）センター設置・運営計画を定め関係市町や防災関係機関との相互応援、協力体制の整備充実を図る。

2 災害支援（受援）センター設置・運営計画の趣旨

- (1) 最近の突発的な予測できない災害や大規模同時多発災害等に対する災害対応について、被災地等に対し平素から支援体制を構築し、被災地に対する救援を円滑に行う。
- (2) 唐津市で大規模災害が発生した場合で、他の市町や関係機関等からの支援に対し、これらを円滑に行えるように平素から受援体制の整備充実を行う。

3 災害支援（受援）センター設置・運営計画

(1) 目的

ア 市は、市域外において大規模災害等が発生した場合において被災地域等の被災住民や行政機能を支援するために「災害支援センター」を設置し、関係市町村を組織的に支援し関係市町村の住民の生命、安全の確保に寄与する。

イ 万一、市域内において大規模災害等が発生し、関係地方公共団体や関係機関から市の被災地域等の被災住民支援や市行政機能の支援を受ける場合は、「災害受援センター」を設置し、迅速かつ円滑な受け入れを行い住民の救済にあたる。

(2) 基本的な考え方

ア 本計画は、平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震等において市が行った支援等の教訓を踏まえ、将来における被災地に対する迅速、円滑な支援を行うために作成した。

イ 万一、市が大規模災害等により被災し、関係各所から支援を受ける場合においては、支援受けに関し、本計画の「支援」を「受援」と読み替え本計画を準用して体制をとるものとする。

ウ 本計画に定める各支援班における各対策部の責務は、「市地域防災計画」に定める事項を基本とする。

エ 災害支援及び災害受援のいずれの場合においても市の責任において行うものとし、

災害支援隊等にあつては、応援を要請した者の活動統制を踏まえて調整のうえ行動する。

(3) 災害支援センター設置基準

次を基準として、市長（不在の場合は、副市長）の承認を受け設置する。

ア 市域外の関係市町村又は県から災害支援の要請があつた場合

イ 災害支援関係協定締結市、友好姉妹都市等が被災している場合

(ア) 大規模災害時の相互応援に関する協定都市」（54ページ）

(イ) 「消防相互応援協定都市一覧（消防組織法第21条）」（56ページ）

(ウ) 「災害時の相互応援に関する自治体との協定」（60ページ）

ウ 平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震等に類似した災害が発生した場合

エ 市としての災害支援を判断した場合等

(4) 災害支援センター組織の構成

市長及び市議会のもとに市地域防災計画で定める各災害対策編の災害対策本部各対策部対策班により各支援班を編成し災害支援センターを設置する。

ア 災害支援センター長：危機管理対策室長（総務部長）

イ 組織図：「災害支援センター組織図」（67ページ）

(5) 災害支援（受援）拠点施設

ア 市の支援本部

「災害対策本部」に設置する。

イ 支援物資集積拠点、支援隊受け入れ拠点

(ア) 応急的に対応する場合は、市役所本庁、各市民センターとする。

(イ) 規模が大きい場合は、市の「唐津市文化体育館」「唐津市浄水センター」等とし、これらの施設を利用する際は別途指示する。

(6) 被災事態の推移に応じた支援

ア 災害発生直後の応急支援：災害当初～被災後約3日以内（基準）

(ア) 人命救助最優先の支援活動

救命・救助、消火活動及び医療救護活動等の支援

(イ) 人員派遣

a 人命に係る支援要員の派遣、緊急消防援助隊の派遣等

b 関係自治体に対する行政活動のための派遣

(ウ) 緊急支援物資の支援

被災者が生きるための必需品を主体とする。

a 飲料水（ペットボトル）、食料品（乳幼児、要介護者、高齢者用等を含む）
特に煮炊き調理等の必要性がなくそのまま食べられるもの

b マット、毛布、タオルケット等の寝具類

c 救急医薬品、テント、ブルーシート等

イ 避難所を開設し避難者受け入れ後

被災地のニーズに対応する物資を優先するのを原則として、上記（1）関連物資に次の物資を追加する。被災地の混乱等によりニーズが把握できない場合は避難所

における生活必需品を主体とする。

(ア) 緊急物資の支援

a 飲料水、食料品

レトルト食品、カップ麺、缶詰等日持ちするもの（生鮮食品は受け付けない）

b 日用品等生活必需品

トイレットペーパー、紙おむつ（子供用、大人用）、生理用品、ウェットティッシュ、タオル、箸、紙コップ、紙皿、スプーン（使い捨て）、ゴミ袋、樹脂ラップ、ビニール袋、ビニールひも、歯磨き用セット、シャンプー、石けん、ガムテープ、マジック、筆記具、懐中電灯等

c 季節必需品

蚊取り線香、カイロ等

d 生活用品寝具類

毛布、敷きマット、タオル、下着靴下等着替え用品、避難所間仕切り用段ボール、簡易トイレ等

e 感染症予防等衛生用品

うがい薬、手洗い等消毒用品、マスク、ティッシュペーパー等

f その他、避難所からのニーズに対応した支援品

(イ) 避難所等支援人員派遣

a 行政業務（一般職、技術職）支援

b 支援物資仕分け、配送支援要員

c 災害時要配慮者等支援要員

d 女性対応支援要員、保健師、カウンセリング等支援要員

ウ 災害義援金、災害支援金等の募金にかかる業務

市は、唐津市社会福祉協議会が行う住民等の善意による募金について、災害後から別途定める期間まで協力する。

(ア) 義援金

義援金は、被災した者の生活支援や再建のために被災の程度に応じて、被災した者に届けられる金銭

(イ) 支援金

支援金は、被災地で活動する民間非営利団体（NPO）や災害ボランティア等の活動を支えるために寄付される金銭

(7) 支援にあたる各班（対策部）等の分掌事務

次によるほか、基本は市地域防災計画で定める各災害対策編「災害対策本部各対策部対策班の分掌事務」を準用するとともに、細部は各対策部の定めによる。

ア 災害支援センター長：危機管理対策室長（総務部長）

災害支援センターの事務を総括し災害支援センターを指揮監督する。

イ 危機管理対策室

災害支援センターに対する助言等

ウ 総括班（総務対策部）

(ア) 災害支援センターの開設、運営、廃止に関する事項

- (イ) 災害支援センター業務等のとりまとめ、統括に関する事項
- (ウ) 災害支援センター会議に関する事項
- (エ) 災害支援センターの活動記録及び活動成果のとりまとめに関する事項
- (オ) 災害支援センター長に命じられた事項
- エ 情報班（総合政策対策部）
 - (ア) 災害、被災情報に関する事項
 - (イ) 被災に伴う支援ニーズの把握に関する事項
 - (ウ) 支援対象地区及びその周辺に関するライフライン、交通機関等の状況に関する事項
 - (エ) 災害支援センター長に命じられた事項
- オ 渉外、広報班（総合政策対策部）
 - (ア) 庁内及び住民への周知、広報に関する事項
 - (イ) 報道関係機関に対する対応に関する事項
 - (ウ) 住民及び部外からの問い合わせ等に関する事項
 - (エ) 災害支援センター長に命じられた事項
- カ 議会班（議会事務局）
 - (ア) 唐津市議会に対する情報提供及び連絡調整に関する事項
 - (イ) 災害支援対象市町の議会事務局との連絡調整に関する事項
 - (ウ) 唐津市議会に係る災害支援センターの活動等に対する意見提出、助言等
 - (エ) 災害支援センター長に命じられた事項
- キ 姉妹都市協定班（ボートレース対策部）
 - (ア) 市が締結している「大規模災害時の相互応援に関する協定都市」、「消防相互応援協定（消防組織法第21条）」「災害時の相互応援に関する協定（友好姉妹都市）」に係る被災に伴う支援ニーズの把握及び支援に関する連絡調整並びに支援要領調整に関する事項：（第5章 第2節 第3項）
 - (イ) 災害支援センター長に命じられた事項
- ク 企業・輸送班（商工観光対策部、都市整備対策部）
 - (ア) 商工観光対策部
 - a 企業・輸送班のとりまとめ等統括に関する事項
 - b 市が締結している「災害時における食料・飲料水及び生活必需品等の供給に関する協定」に係る厨房、物資、配送部門事業者との連絡調整に関する事項
 - ・「災害時における食料・飲料水及び生活必需品等の供給に関する協定（厨房、物資、配送部門事業者）」（56ページ）
 - c 災害支援センター長に命じられた事項
 - (イ) 都市整備対策部
 - a 市が締結している「災害時における応急対策に関する協定」に係る事業者との連絡調整に関する事項
 - ・「災害時における応急対策に関する協定」（58ページ）
 - b 支援物資等の輸送、配送に関する事項
 - c 災害支援センター長に命じられた事項

ケ 教育支援班（教育対策部）

(ア) 災害支援対象市町に対する生徒等への教育支援及び学用品の支給支援等に関する事項

(イ) 災害支援センター長に命じられた事項

コ 連絡班（総務対策部）

(ア) 佐賀県庁、災害支援対象市町との連絡調整に関する事項及び状況により連絡員の派遣に関する事項

(イ) 災害支援センター長に命じられた事項

サ 人員派遣班（総務対策部）

(ア) 災害支援対象市町等に対する職員（一般職、技術職）の派遣及び派遣職員に対する衣食住等の管理事項に関する事項

(イ) 災害支援センター長に命じられた事項

シ 安否情報班（市民環境対策部）

(ア) 災害支援対象市町における唐津市民の安否情報に関する事項

(イ) 状況により災害支援対象市町の住民安否情報関連業務支援に関する事項

(ウ) 災害支援センター長に命じられた事項

ス 緊急消防援助隊派遣班（消防対策部）

(ア) 緊急消防援助隊派遣（消防団の派遣を含む）に関する事項

(イ) 災害支援センター長に命じられた事項

セ ボランティア班（福祉こども対策部）

(ア) ボランティア派遣に関し唐津市社会福祉協議会との連絡調整に関する事項

(イ) 災害支援センター長に命じられた事項

ソ 物資支援班（商工観光対策部、農林水産対策部、上下水道対策部）

(ア) 商工観光対策部

a 物資支援班のとりまとめ等統括に関する事項

b 災害支援物資集積所の開設運営に関する事項

c 日用品等生活必需品に関する事項

d 災害支援センター長に命じられた事項

(イ) 農林水産対策部

a 米、加工食品、生鮮食品等農林水産物に関する事項

b 災害支援物資集積所の開設運営に関する事項

（食料品等の支援の場合に開設）

c 災害支援センター長に命じられた事項

(ウ) 上下水道対策部

a 飲料水等給水支援に関する事項

b 上水等の管理支援に関する事項

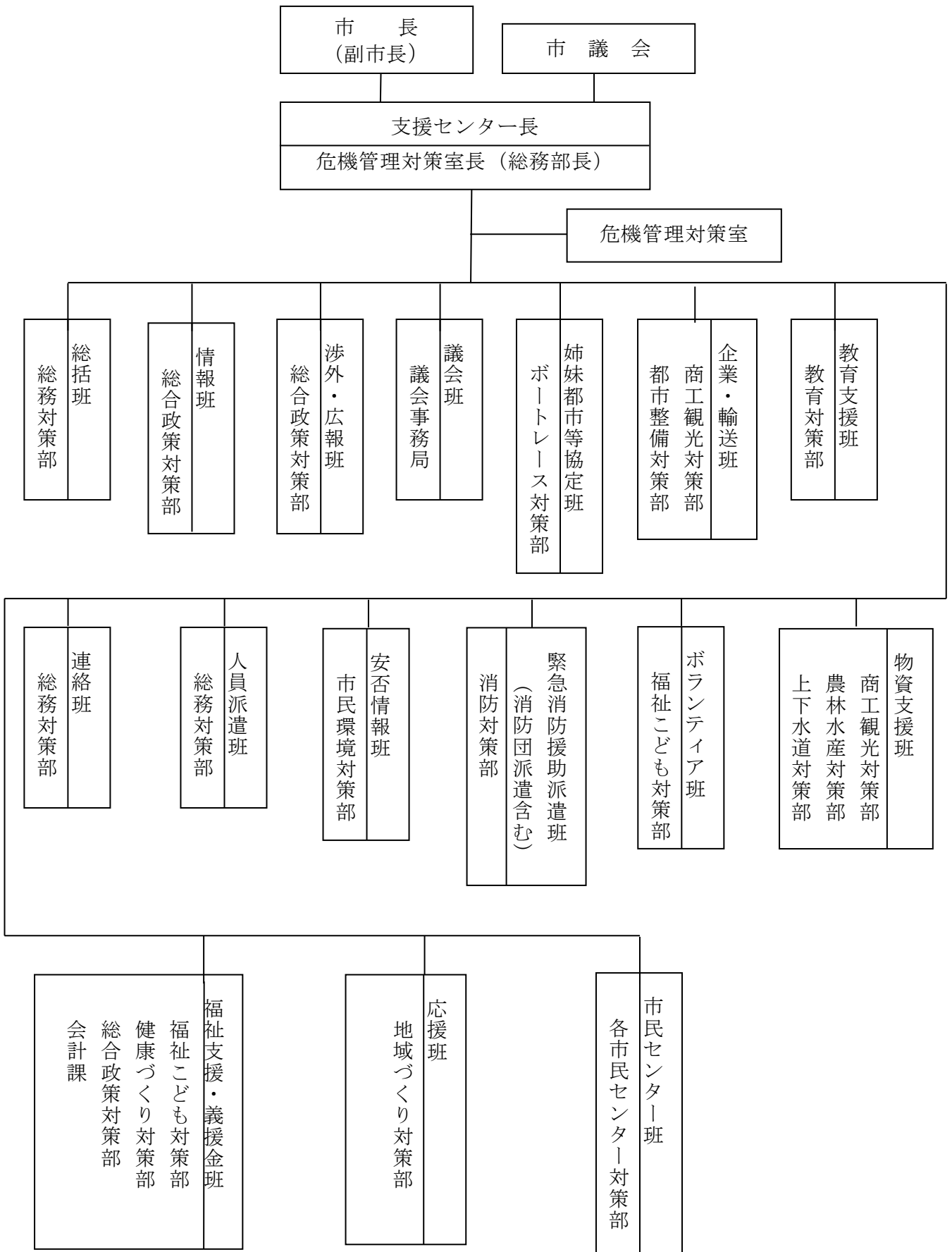
c 災害支援センター長に命じられた事項

タ 福祉支援・義援金班（福祉こども対策部、健康づくり対策部、総合政策対策部、会計課）

(ア) 福祉こども対策部、健康づくり対策部

- a 福祉支援・義援金班のとりまとめ等統括に関する事項
 - b 災害義援金、災害支援金等の募金に関する事項
 - c 保健、衛生、健康管理等の支援に関する事項
 - d 災害支援センター長に命じられた事項
- (イ) 総合政策対策部
- a 災害支援に係る市の予算及び経費に関する事項
 - b 災害支援に係る被支援市町等との経費負担、精算等に関する事項
 - c 災害支援センター長に命じられた事項
- (ウ) 会計課
- a 災害支援に係る経費の精算、支払い等に関する事項
 - b 災害支援センター長に命じられた事項
- チ 応援班(地域づくり対策部)
- (ア) 各班(対策部)に対する応援に関する事項
 - (イ) 災害支援センター長に命じられた事項
- ツ 市民センター班(各市民センター対策部)
- (ア) 本庁で行う各班(対策部)に対する支援
 - (イ) 細部は各市民センター長の計画による

災害支援センター組織図



第6項 災害の拡大防止と二次災害の防止活動	市（上下水道局、農地林務課、水産課、第一工務課、第二工務課、環境課）、佐賀地方气象台、ライフライン事業者、水防管理者、県
-----------------------	--

1 浸水被害の発生・拡大防止水防活動従事者の安全確保

水防管理者は、管轄区域内の河川、海岸ごとに、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防計画に定めておくものとする。

県及び市は、浸水被害の拡大防止のための移動式ポンプ等の水防用・応急復旧資機材の備蓄を図り、不足する場合に備え、関係業界団体からの協力が得られるよう連携の強化に努める。

なお、水防計画の策定に当たっては、洪水・内水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（国土交通大臣）及び県知事が組織する「大規模氾濫に関する減災対策協議会」「県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会」「流域治水協議会」を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。国及び地方公共団体は、特定都市河川流域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認について検討するものとする。

さらに、市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うことについて検討する。

2 浸水想定区域の公表

(1) 洪水

国及び県は、洪水予報を実施する河川、特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川、河川特定都市河川、そのほか、一級河川又は二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に

想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知するものとする。

また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。

市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(2) 内水

市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設、浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設、特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設、そのほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

(3) 高潮

県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、市長に通知するものとする。

(4) 浸水被害軽減地区

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(5) 浸水想定区域内の洪水予報等の伝達方法、要配慮者利用施設等の指定

市は、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

また、主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する要配慮者利用施設で洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要なもので、所有者又は管理者から申出があった施設は、洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

また、名称及び所在地を定めた、これらの施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

浸水想定区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる

ものとする。

3 民間事業者との協力

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

4 土砂災害の発生、拡大防止

県及び市は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材の備蓄に努めるとともに、防災対策の実施のための体制を整備する。

また、市長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表するものとし、そのための体制を整備しておくものとする。

(1) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

(2) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。

5 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

県、市及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

県、市及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成し、体制を整備するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

県、市及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、

平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

6 資機材等の確保

県、市及びライフライン事業者は、風水害の発生に備えるため、平常時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。

県、市及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

県は被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

県及び市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとするとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

7 県と市の役割分担

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

<p>第7項 救助、救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備</p>	<p>市（危機管理防災課、消防本部、地域医療課、関係各課）国、自衛隊、海上保安部、県警察、医療機関、県</p>
---	---

国、県、市、医療機関及びその他の防災関係機関は、災害時における救助・救急、消防及び保健医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、平時から情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

1 救助活動体制の整備

市、県警察、自衛隊及び海上保安部は、大規模・特殊災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備を実施する。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(1) 警察災害派遣隊の充実強化

県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図るものとする。

(2) 緊急消防援助隊の充実強化

市は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

(3) ヘリコプターによる救助体制の充実強化

県は、風水害時に、ヘリコプターによる広域的かつ機動的な救助や、災害応急対策のための人員・物資の搬送が実施できる航空防災体制の強化に努める。

2 救急搬送体制の強化

市は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努めるとともに、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。

3 消防活動体制の整備

市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4 保健医療福祉活動体制の整備

(1) 災害拠点病院の整備

県は、災害拠点病院について、次のとおり選定するとともに、施設等の風水害に対する安全性の確保、風水害時の患者受入機能及び災害派遣医療チーム（DMAT）派遣機能の強化、患者搬送車の整備や応急用医療資機材の貸出などによる地域の医療施設を支援する機能等の強化を促進することにより、風水害時の医療体制の整備に努める。

災害拠点病院においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努める。

ア 基幹災害拠点病院

病院名	所在地
佐賀県医療センター好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400
佐賀大学医学部附属病院 (研修機能担当)	佐賀市鍋島5-1-1

イ 地域災害拠点病院

病院名	所在地
公立佐賀中央病院	多久市東多久町別府3562
やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘2-143
唐津赤十字病院	唐津市和多田2430
伊万里有田共立病院	西松浦郡有田町二ノ瀬甲860
白石共立病院	杵島郡白石町福田1296
国立病院機構嬉野医療センター	嬉野市嬉野町大字下宿甲4279-3

(2) ドクターヘリ基地・連携病院

県は、ドクターヘリ基地・連携病院について、次のとおり選定し、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に努める。

病院名		所在地
基地病院	佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島5-1-1
連携病院	佐賀県医療センター好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400

(3) 医療応援体制の整備

市及び医療機関は、相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

なお、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

(4) 市における災害時医療体制の整備

市は、医療機関、及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

(5) 救護資機材の整備の充実

日本赤十字社佐賀県支部は、自己完結型による災害救護体制が確立できるよう必要な災害救護資機材の整備充実を図るとともに、救護物資について、災害時に迅速な配分ができるよう分散配置に努める。

(6) 災害時緊急医薬品等の備蓄

国、県及び市は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

第8項 緊急輸送活動	市（危機管理防災課、商工振興課、水産課、農地林務課、第一工務課、第二工務課）、海上保安部、県警察、道路管理者、県
-------------------	--

県及び市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、風水害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び物資の受入れ、搬送などの輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ。）について把握・点検するものとする。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。

県は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

1 緊急輸送ネットワークの指定

(1) 広域物資輸送拠点の指定（県指定）

被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点として、次の地区が指定されている。

《 広域物資輸送拠点 》

SAGAサンライズパーク	佐賀市
唐津市文化体育館	唐津市
佐賀競馬場	鳥栖市
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市
全天候型屋内多目的広場「朝日I&Rドーム」	嬉野市

(2) 輸送施設の指定（県指定）

ア 海上輸送施設の指定

港湾・漁港施設が風水害時に救援物資、応急復旧資材、人員の輸送基地として、次の港湾が指定されている。

海上輸送施設	唐津港、呼子港、名護屋漁港、伊万里港、住ノ江港
--------	-------------------------

イ 航空輸送施設の指定

風水害時において、ヘリコプター等による傷病者や、災害応急対策のための人員・物資の搬送を迅速に行うため、航空輸送施設として、指定されている。

航空輸送施設	陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港、防災航空センター
--------	---------------------------

ウ 陸上輸送施設（緊急輸送道路ネットワーク）の指定

道路は、風水害時において、救急搬送、救援物資の輸送に重要な役割を担っていることから、国及び県は、輸送拠点や海上輸送施設、航空輸送施設に配慮し、緊急輸送道路を指定し、緊急輸送道路ネットワークを構築する。

(ア) 県第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路

(イ) 県第2次緊急輸送道路

第1次道路とネットワークを構成し、市町村庁舎、警察署、消防署などの防災活動の拠点となる施設を相互に接続する幹線道路

(ウ) 緊急輸送道路

「緊急輸送道路網図」（29ページ）

(3) 運送事業者等との連携

市及び県は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、県及び市は、フォークリフトなどを使用した効率的な荷役作業を行うことにより、被災者に物資を円滑に届けることが可能になるため、あらかじめ荷役機器の調達先について検討を行い、必要に応じて民間企業等と協定を締結するように努める。

2 道路輸送の確保

(1) 道路交通管理体制の整備

道路管理者、県警察は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の風水害に対する安全性の確保に努める。

(2) 関係機関等との協力関係の構築

道路管理者は、民間団体等と協定を締結するなど、災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進めるとともに、協議会の設置等による道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

第9項 避難及び情報提供活動	市（危機管理防災課、生涯学習文化財課、福祉総務課、高齢者支援課、地域包括ケア推進課、障がい者支援課、健康増進課、地域医療課、農地林務課、建築住宅課、教育総務課、環境課、関係各課）、学校等・病院等・社会福祉施設・不特定多数が使用する特定施設等の管理者、県
----------------	--

市は、住民の人命の安全を第一に、あらかじめ避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者の個別計画に基づき、事前に支援者を決めておくなどの支援体制の整備に努める。

また、防災計画の中に、避難誘導やこれら対策に関する計画を定めておくものとし、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定を受けた場合においても、避難に必要な事項等について市地域防災計画に定めておくものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

1 避難計画

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

(1) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(2) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市長は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報等に関するガイドライン（令和3年5月）」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。

また、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

ア 洪水等

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるよう、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲を適切に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。（「市全域」といった発令は避ける。）

イ 土砂災害

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

ウ 高潮災害

市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について住民等への周知徹底を図るものとする。

災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び緊急の避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択

すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

県は、市が県有施設を避難場所又は避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

ア 指定緊急避難場所

(ア) 指定基準

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、災害種別ごとに指定すること。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

イ 指定避難所

(イ) 指定基準

a 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

b 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努めるものとする。

c 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な

限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

- d 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- e 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- f 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- g 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- h 感染症対策の観点から個人間の間隔を確保できるよう、避難者1世帯当たり概ね4㎡以上確保できる施設であること。

(イ) 機能の強化

市は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びにペットを連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する。

具体的には、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や県及び独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市は、良好な生活環境になるよう「スフィア基準」に沿った避難所が運営で

きるよう努めるものとする。

市は、指定避難所における避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

市が保有備蓄する物資の必要数量を定めるにあたっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領の改正について（令和2年11月20日）」及び「唐津市防災備蓄計画（令和3年5月20日）」に基づき想定避難者数を登録人口（住民基本台帳及び外国人登録原票の登録人口の合計）の5パーセント、食料1日分（3食）を標準とし、備蓄を維持するよう計画的な整備に努めるものとし、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

- a 必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備
- b 非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器・衛星通信を活用したインターネット機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸、給水タンク等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備
また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備
- c テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備
- d 避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資の備蓄・供給体制の確立
- e 飲料水の給水体制の整備
- f 支援者等の駐車スペースの確保
- g 感染症拡大防止のための物資の備蓄・供給体制の確立

(4) 避難路及び誘導體制

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、指定緊急避難場所に通じる避難路（避難階段・通路等）を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

また、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

- ア 避難行動要支援者の実態把握
- イ 避難路の整備及び選定
- ウ 避難所の受入環境
- エ 避難誘導責任者及び援助者の選定

さらに、避難誘導にあたっては、避難路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることに配慮するとともに、外国人旅行者等避難誘導の

際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

市は、避難時の周囲の状況等により、避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、市地域防災計画の中に、避難誘導や上記ア～エに関する計画を定めておくものとし、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定を受けた場合においても、避難に必要な事項等について市地域防災計画に定めておくものとする。

県の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(5) 指定避難所の管理運営

指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、市が策定した「避難所運営基本マニュアル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施する。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。また、避難所運営マニュアルの作成の際には、男女共同参画の視点を取り入れるなど、様々な方が安心して避難できるマニュアルとなるように努める。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

(6) 避難所生活上必要となる基本的事項

ア 情報の提供

避難所生活に必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や応急仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、高齢者、障がい者等避難行動要支援者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、他に情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

イ 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る。

ウ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

エ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

オ 高齢者、障がい者等に配慮した避難行動要支援者の支援計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や避難所生活について十分配慮する。

カ 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行う。

また、こうした者のほか、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

キ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

ク 車中泊者等への対応

市は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等も含め、体制を検討する。

ケ ホームレスへの対応

市は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

コ 家庭動物との避難への対応について

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

サ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴

力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(7) 避難実施要領

ア 指定緊急避難場所は、「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂する「唐津市指定緊急避難場所施設一覧」による。

指定避難所は、「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂する「唐津市指定避難所施設一覧」による。

イ 避難判断の基準は、「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂する「唐津市避難指示等の判断・伝達マニュアル」による。

2 指定緊急避難場所以外の避難先を検討するための市民啓発

市は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）対策の観点から指定緊急避難場所が過密状態になることを防ぐため、市民に平時から、安全な場所に住んでいる親戚や知人等の家や自治会の集会所等を避難先として検討することの市民啓発に努める。

また、自治会の集会所等を当該地域住民のための避難先として自治会が独自に開設した場合、市は新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）対策に必要となる資機材の提供に努めるものとする。

3 広域避難体制の整備

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県、市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

県及び市等は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

4 学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1) 学校等

ア 避難計画等の整備

学校等の管理者は、風水害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法についてあらかじめ定め、保護者へ周知しておくものとする。

イ 教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

(2) 病院等

ア 避難計画等の整備

病院等の管理者は、風水害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難経路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防本部等への緊急通報及び入院患者の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

イ 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設及び介護保険施設

ア 避難計画等の整備

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難経路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

イ 教育訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(4) 不特定多数が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難経路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

(5) 指導の充実

市は、施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行う。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

5 応急住宅

(1) 建設資材の調達

業界団体等と連携を図り、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

(2) 仮設住宅の建設場所

平常時から二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておく。

(3) 公営住宅等への収容

ア 平常時から空家状況を把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備する。

イ 入居選考基準、手続き等について定めておく。

(4) 民間賃貸住宅の活用

県及び市は、民間賃貸住宅を災害時に迅速にあっせんできるように、体制の整備に努めるものとする。また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

6 被災者支援体制の整備

県及び市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。

また、県及び市は、避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー／サポーター研修」等の充実を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とマッチングに活用するデータベースを整備するよう努めるものとする。

第10項 避難行動要支援者対策の強化	市（消防本部、危機管理防災課、教育総務課、地域政策課、福祉総務課、こども家庭課、児童保育課、地域医療課、健康増進課、高齢者支援課、介護保険課、地域包括ケア推進課、障がい者支援課、建築住宅課）、社会福祉施設・病院等の管理者、避難所に指定された施設の管理者
---------------------------	--

高齢者、障がい者（児）、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、風水害時には避難などの行動に困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる。特に、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に向けた平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など、これら避難行動要支援者に配慮した防災対策の推進を図る。

1 避難行動支援者名簿の作成等

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

ア 要介護・要支援の認定を受けている人

イ 身体障がい者1・2級（総合等級）の人で第1種を所持する人（心臓、腎臓機能障がいのみで該当する人を除く）又は、視覚障がい・聴覚障がい・平衡機能障が

- イ・肢体不自由（下肢機能障がい・体幹機能障がい）3級の人
 - ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者（児）
 - エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する人で単身世帯の人
 - オ 唐津市で実施する生活支援サービスを受けている難病患者及び唐津保健福祉事務所における難病患者等災害時支援体制整備要領に基づき、難病患者等支援区分A・Bに該当する人
 - カ 上記以外で、市長が支援の必要を認めた人
- (2) 避難行動要支援者名簿の作成
- ア 避難行動要支援者名簿に記載する事項
 - (ア) 氏名、生年月日、性別
 - (イ) 住所又は居所
 - (ウ) 電話番号その他の連絡先
 - (エ) 避難支援等を必要とする事由等
 - イ 市は、避難行動要支援者名簿作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努め、必要がある場合は県知事その他の者に対して避難行動要支援者に関する情報の提供を求め作成する。
- (3) 避難行動要支援者名簿の利用及び提供
- ア (2)により作成した避難行動要支援者名簿に記載・記録された情報（以下「名簿情報」という。）は、避難支援等の実施に必要な限度で、内部で利用する。
 - イ 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供することについて、本人の同意を得た場合は、民生委員・児童委員、行政連絡員（自治会長に相当する者）、消防署、消防団、自主防災組織、警察署その他支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対して名簿情報を提供することができるものとする。
 - ウ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認める場合は、本人の同意を得ることなく避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することができるものとする。
 - エ 名簿情報の提供に当たっては、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り名簿情報を提供し、また名簿情報を取扱う者を限定するよう指導するものとする。
- (4) 避難行動要支援者名簿の更新と管理
- 市は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するため、名簿情報を原則1年に1回更新する。ただし、要支援者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時追加や修正を行うこととし、常に情報を適正に保つよう努め、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- (5) 避難支援等関係者の安全確保等
- 市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難

支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するとともに、避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義、また避難支援等関係者等による避難支援が受けられない可能性もあることを周知するよう努める。

(6) 秘密保持義務

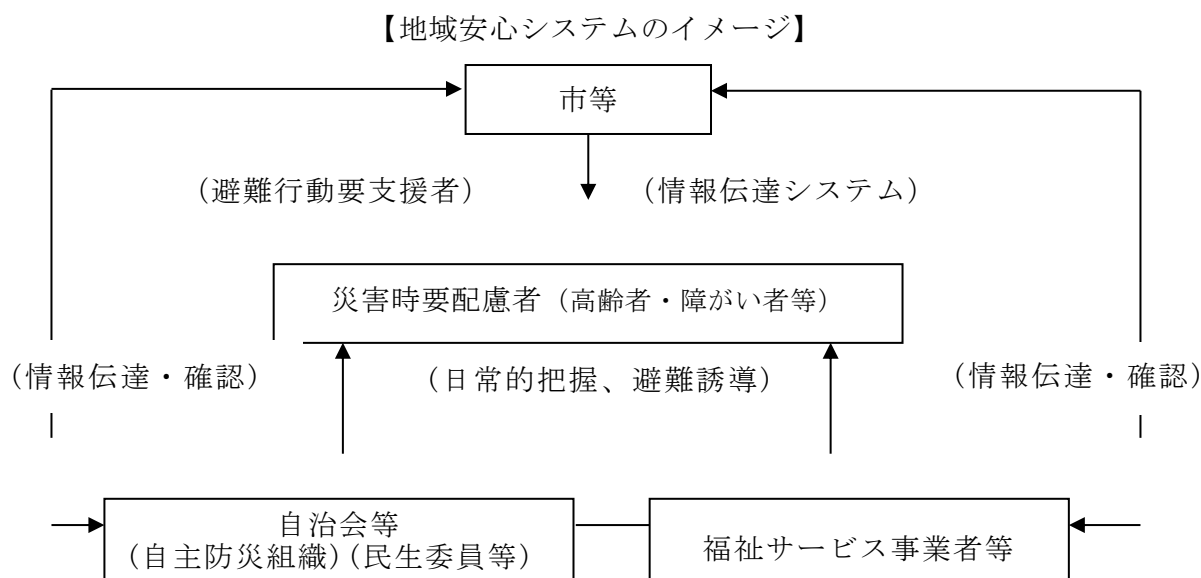
ア 本計画により名簿情報の提供を受けた者もしくはその職員、その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由が無く、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

イ 市は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り名簿情報を提供し、また名簿情報を取扱う者を限定するよう避難支援等関係者に指導するものとする。

2 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、風水害時における避難行動要支援者への支援にもつながることから、市は、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努める。



(2) 避難行動要支援者の把握と支援体制の整備

ア 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

イ 情報伝達体制の確立

(ア) 市による避難行動要支援者への災害情報伝達システムを整備し、避難行動要支援者に対し、確実に情報が伝達できるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図る。

(イ) 通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立に努める。

ウ 地域全体での支援体制づくり

風水害時に、消防機関、県、県警察、家族、自治会、自主防災組織あるいは、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。

エ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定

市、消防機関等は、県の「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に市域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画等を作成し、避難行動要支援者やその家族等避難支援等関係者が風水害時にとるべき行動等について計画し防災対策の充実を図る。

また、市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪や凍結といった市特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、要な配慮をするものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等によ

り、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

オ 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

(ア) 避難行動要支援者が災害時に火災防止や円滑な避難を行うことができることにより被害をできるだけ受けまいよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

(イ) 地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施する。

(ウ) 居宅介護支援事業者や民生委員など高齢者、障がい者（児）の居宅状況に接することができる者が、防災知識の普及を推進する体制を整備する。

3 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、病院等）における要配慮者対策

風水害のリスクがある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる次の一覧に示す施設は、以下の対策を実施する。

・浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者施設一覧

（「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂）

(1) 要配慮者利用施設の管理者は、風水害の発生に備え、次の組織体制の整備を行い入所者等の安全に万全を期す。

ア 緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難確保計画を定め、これに基づく避難等の訓練を実施する。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、浸水や土砂災害のリスクに配慮し、施設の立地にあつては風水害災害の危険性の低い場所を考慮するなど、災害に対する安全性の向上を図ることに努める。

(2) 自衛水防組織の設置

水害のリスクがある要配慮者施設として本計画に示す施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を行うための自衛水防組織を置くように努めなければならない。

(3) 地域との連携

要配慮者利用施設の管理者は、風水害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができないおそれがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努める。

(4) 緊急保護体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある避難行動要支援者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図る。

(5) 市の支援等

社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の避難行動要支援者の保護、支援のための体制の整備を促進する。

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲につ

いて、あらかじめ検討するよう努めるものとする。

また、市は在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方法を検討するよう努めるものとする。

さらに、市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。

その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

加えて、市は保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し、必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。

4 外国人の安全確保対策

日本語が理解できない外国人のために、外国語によるパンフレットの作成・配布、防災標識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。

また、県及び市は国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

5 避難所の要配慮者対策

(1) 指定避難所の整備

あらかじめ指定避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

(2) 支援体制の整備

県及び市は、避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

(3) 公的施設等への受入れ体制の整備

避難所での生活は、避難行動要支援者には厳しい環境となることが考えられるため、市及び社会福祉施設の管理者は、避難行動要支援者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進める。

(4) 災害派遣福祉チーム (DWAT)

県は、災害派遣福祉チーム (DWAT) を必要に応じて避難所に派遣し、福祉的支援を行う。また、あらかじめ「佐賀県災害福祉支援ネットワーク」を組織し、平時からチーム員等の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修等を行う。

<p>第11項 帰宅困難者への対策</p>	<p>市（危機管理防災課）、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、県</p>
------------------------------	--

市及び県は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど避難場所の確保に努める。

第12項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達	市（危機管理防災課、上下水道局、地域医療課、農政課、水産課、農地林務課）、住民（家庭、企業）、県
-------------------------------	--

風水害時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、市は平常時から連携して、「唐津市防災備蓄計画（令和3年5月20日）」に基づき食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、調達・輸送体制を確立しておくものとする。

また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識の普及に努めるものとする。

大規模災害時には、物資を調達し、配布されるまで日数を要することから、食料や飲料水をはじめ服用薬など日常生活を送るうえで必要な品物について、連携して市民自らが備蓄を行うよう呼びかけていくものとする。

1 確保の役割分担

(1) 住民等

家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくよう努める。

また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

(2) 市

市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料・飲料水・生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。

特に、交通の遮断等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。

(3) 県

県は、市への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点

の登録に努める。なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調整等システムにより国に対して要請を行えるよう体制の整備に努める。

2 備蓄方法等

市は、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

3 食料・飲料水

(1) 食料の備蓄、調達体制

ア 食料の品目等

食料の品目としては、精米、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席麺、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

イ 調達、備蓄体制の整備

市は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努め、備蓄体制を整備する。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等について、必要に応じ供給できるよう市場、関係団体等との連絡体制を整備する。

(2) 飲料水の確保

ア 県及び市は、応急給水用の飲料水の確保（1人1日3リットル）及び資機材の整備等に努める。

イ 市は、給水車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。

県は市と協力し、応急給水状況を把握するとともに、市から要請があった場合又は応急給水状況から自ら必要と認める場合は市に応急給水の要請を行えるよう体制を整備する。

ウ 県及び市は、必要に応じて、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、民間企業等との協定締結を図るなどした備蓄を行う。

4 生活必需品

(1) 備蓄

ア 備蓄品目

風水害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

イ 備蓄方法

物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う。

(2) 調達体制

風水害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

県及び市は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

5 医薬品

市は、唐津東松浦医師会、唐津東松浦薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

6 木材等の確保

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

県は、市から要請があった場合又は需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

第13項 防災訓練	県警察、各防災関係機関、自主防災組織・事業所等、住民、市（危機管理防災課、消防本部、関係各課）、県
------------------	---

風水害に対して被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等の間における連絡協調体制の確立や、住民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災関係機関及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

さらに、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

1 県

(1) 総合防災訓練

ア 大規模災害の発生を想定し、災害発生直後における県、市、県警察、消防機関及びその他の防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の

習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。

イ 訓練は次のような項目を実施することとし、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練を適宜取り入れて行うものとする。また、必要に応じて他県との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施するものとする。

(ア) 非常召集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請

(イ) 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（避難行動要支援者を含む。）、救助、救急

(ウ) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災

(エ) 避難所設置、給水、炊き出し

(オ) 交通規制、道路等の障害物除去、応急架橋、無線通信

(カ) 上下水道施設復旧、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧

(キ) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け等

ウ 実地の対応力向上を図るため、図上訓練の導入等、訓練の実施方法や内容等について、適宜見直していく。

(2) 個別訓練

ア 情報の収集、伝達訓練

大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、市及び防災関係機関等と協力して実施する。

イ 職員の参集訓練

大規模災害を想定した参集訓練を適宜実施する。

(3) 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線及び非常通信連絡会の会員の通信機等を使用して、防災情報の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

(4) 緊急消防援助隊に関する訓練

各消防機関等の技術及び連携活動能力の向上を図るため、関係機関と連携し、共同で適宜訓練を実施する。

(5) 訓練後の評価

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

2 市

防災訓練実施に当たっては、国、県、他の市町、県警察、消防本部及びその他の防災関係機関等と連携して行う。また、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を呼びかけて実施する。

《訓練の内容》

(1) 災害発生時の広報

(2) 高齢者等避難、避難指示の発令及び警戒区域の設定

(3) 避難誘導及び避難行動要支援者の安全確保

(4) 消防・水防活動

- (5) 救助・救急活動
- (6) ボランティアの活動体制の確立
- (7) 食料・飲料水、医療その他の救援活動
- (8) 被災者に対する生活情報の提供
- (9) 避難所の設置運営

3 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動を実施するうえで、円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

4 事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な生命・財産の安全を確保するためには、住民の協力が不可欠であり、災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施する。

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

ア 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

イ 地域の一員として市、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

(2) 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市の指導を受け、訓練を実施する。

(3) 住民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、県、市及び防災関係機関が実施する防災訓練への自発的参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

(4) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた者の訓練

ア 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

イ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

ウ 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第14項 災害復旧・復興への備え	市（危機管理防災課、税務課、市民課、環境課、福祉総務課、企画政策課）、県
-------------------------	--------------------------------------

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 市の災害廃棄物処理計画

市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

【風水害時の災害廃棄物処理計画に盛り込む内容】

- ① 被災地域の予測
- ② 風水害廃棄物発生予測量
- ③ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
- ④ 仮設トイレ調達、設置、運営計画
- ⑤ 排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）
- ⑥ 市で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
- ⑦ 仮置場での破碎・分別体制
- ⑧ 収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策
- ⑨ 収集運搬車両とルート計画
- ⑩ 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）
- ⑪ 住民への広報（分別排出、仮置場などについて）

(2) 県の災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における災害時の廃棄物処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(3) 大量に生じた災害廃棄物への備え

県は、大量災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域処理体制の確立に努め、市は十分な大きさの仮置場・処理施設の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

(4) アスベスト使用建築物等の把握

県及び市は、災害発生時に、アスベスト飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、平時から建築物等におけるアスベスト使用状況の把握に努める。

2 各種データの整備保全

県及び市は、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制を整備しておくものとする。

また、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 罹災証明書等の発行体制の整備

市は、唐津市罹災証明書等交付要綱（令和4年3月31日）に基づき、災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局が非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

県は市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会を開催し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

(1) 住家の被害の程度と住家の被害認定基準

住家の被害の程度は、「災害の被害認定基準」（府政防670号）に基づき、以下の6区分に分類する。

ア 全壊

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

イ 大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住居に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積が50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

ウ 中規模半壊

居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住居に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積が30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

エ 半壊

住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積が20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

オ 準半壊

住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積が10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

カ 準半壊に至らない（一部損壊）

前記、アからオに該当しない住家の被害。

(2) 浸水区分

浸水区分は、以下の2区分に分類する。

ア 床上浸水

浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、材木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

イ 床下浸水

浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のことをいう。

4 復興対策の検討

市は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第15項 複合災害対策	市（各対策部等）
--------------------	----------

1 防災計画、防災業務計画の見直し

(1) 市及びその他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画、防災業務計画等を見直し、備えを充実するものとする。

(2) 後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようマニュアル等であらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請するものとする。

また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえてマニュアル等の見直しに努めるとともに、発生の可能性のある複合災害を想定した要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

2 複合災害対策への対応

- (1) 市の災害対応は、当初発生した災害対応体制（本計画に定める「風水害災害対策」「地震・津波災害対策」「原子力災害対策」等）を基本として初動対応を行う。
- (2) 地震・津波等と原子力災害の事故が同時に発生するような複合災害時において、差し迫った危険がある場合には放射線被ばくの低減よりも、生命の安全確保を図ることを基本とする。
- (3) 災害が連続して発生し、影響が複合化し災害対応が複雑になる事態（そのおそれがある場合も含む）の場合は、各災害対応体制における各災害対策部で優先順位を設け、統合一元化して臨機応援に対応する。

第3節 市民等の防災活動の推進

第1項 防災思想・知識の普及	市（危機管理防災課、学校教育課、生涯学習文化財課、福祉総務課、高齢者支援課、地域包括ケア推進課、障がい者支援課）各防災関係機関、学校等、県
----------------	---

1 職員への防災教育の実施

風水害時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる防災関係機関の職員は、風水害に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、防災関係機関は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 研修会

各防災関係機関は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他風水害対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

(2) 講習会

各防災関係機関は、風水害に関する科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

(3) 現地調査等

各防災関係機関の職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて防災対応への見識を深める。

(4) 災害対応マニュアルの周知徹底

各防災関係機関は、災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災関係機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

(5) 防災と福祉の連携

県及び市は、防災（防災、減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進

各防災関係機関は、市民に対して、防災の基本である「自らの命は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努める。

防災知識の普及にあっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分に配慮するに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するように努める。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(1) 防災知識の普及・啓発等

ア 県、市及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

イ 県、市及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

(ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

(イ) 警報等発表時や警戒レベル4（避難指示）、警戒レベル3（高齢者等避難）の発令時にとるべき行動

(ウ) 大雨の前には自家用車や農業機械を避難させる（ただし、災害の状況によっては、命を守るため自身の避難を優先させる）こと

(エ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

(オ) 「災害時における不要不急の外出は控え、仮に外出した後でも、道路の冠水などで少しでも生命の危険を感じた時には、一度立ち止まり、引き返す勇気も必要」という令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項

低平地が多い佐賀県の地理的特性から道路冠水が珍しくないため、そこを安易に自動車で通過しようとする傾向にある。令和元年佐賀豪雨災害でも自動車ごと流されて2名の尊い命が失われたように、道路冠水時にはクリークや河川との境界が分からなくなったり、想像以上の流れがあるなど、生命に危険が及ぶ場合があり、このことについて住民に対して啓発を行っていくことが必要

(カ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと。

(キ) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えあること。

(ク) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ウ 市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(2) 災害対策パンフレット、チラシ等の作成配布

地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや風水害時の行動マニュアル等を作成し、住民に配布するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。

(3) 講習会等の開催

防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、総合的な防災知識の普及に努める。

(4) 報道機関の活用及び協力要請

災害時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平常時から市民の災害に対する意識の高揚を図る。

(5) 学校教育における防災教育

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

市は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

市は、学校における消防団等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(6) 避難所の運営

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(7) 避難タイムラインの作成

市は、大雨等の災害の際に、住民自身やその家族がどのように避難行動をとるか、予めまとめた「マイ・タイムライン」の作成を促すものとする。

3 防災と福祉の連携

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センターやケアマネジャー等）の連携により、高齢者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

4 住民への分かりやすい水害リスクの提供

市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する等、住民が分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

また、民間気象情報会社の防災気象情報についても、住民が分かりやすい形で提供できるよう努める。

第2項 平素から行える基本的な事項

住民

最近の災害は、気象環境の変化等によりこれまでに経験したことがないような災が各地で多発している。

市民は平素から「自らの命は自らが守る」を基本として、「備えあれば憂いなし」を思い起こし、平素から災害に備えて十分な準備をし、被害を最小限に抑えることが大切であり、必要最小限の体制を確保しておくことが重要である。

1 自分達の身を守るための防災対策の基本事項

〈優先順位の考え方の一例〉

「①命に係るもの」

「②ないと困るもの」

「③あると便利なもの」

等に区分して、平素から災害等に備える

2 災害等の非常時に備えるための市民としての備蓄品の一例

区分	備蓄品の一例
脱出 救助等用品	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンマー、バール、ロープ、のこぎり等 ・笛、懐中電灯等 ・紐なしの靴、長靴、スリッパ等
水 ・ 非常用食品	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水としてのペットボトルなど（1日3ℓ/人） ・非常食（アルファ米、缶詰、レトルト食品、チョコレート、菓子類など） ※缶きり（多機能なものが便利）
生存 生活用品等	<ul style="list-style-type: none"> ・救急用品、薬 ・衣類・下着、レインウェア・タオル、軍手、防寒具等 ・毛布、ブランケット、使い捨てカイロ等 ・携帯トイレ、トイレトーパー、ウェットティッシュ等 ・防災用ヘルメット、防災ずきん等 ・防災ラジオ、予備電池、モバイルバッテリー、キャップライト等 ・洗面用品、歯ブラシ・歯磨き粉等 ・現金（小銭） 【乳幼児等がいる家庭の備え】 <ul style="list-style-type: none"> ・ミルク、哺乳瓶、離乳食、子供用紙おむつ、お尻ふきなど 【女性の備え】 <ul style="list-style-type: none"> ・生理用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスルなど 【高齢者がいる家庭の備え】 <ul style="list-style-type: none"> ・大人用紙パンツ、杖、補聴器、持病の薬、お薬手帳のコピー、入れ歯、入れ歯用洗浄剤など 【感染症対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・マスク、アルコール消毒液、スリッパ（上履き）、手洗い石鹸 ・体温計、ウェットティッシュ、タオル・手ぬぐい、ポリ袋など
【備蓄要領等】 <ul style="list-style-type: none"> ★災害が起きても使用できるところに保管する。 ★家族全員で話し合う。 	

第3項 平素から行える住民の防災

住民

行動	
----	--

住民は、平素から防災意識を保持し、普段からの備えと早め早めの行動が自分や身近な人の命を守る。特に、災害から身を守るためには、自分自身の平素からの備えが重要である。

また、社会インフラの情報システムの発達に着目し、防災関係情報の入手先、入手要領、入手手段等を確認したり、近くの避難所等を事前に確認しておくことが重要である。

1 災害関連情報の主な入手先

- (1) 60MHz防災行政無線
- (2) 280MHzデジタル同報無線システム
- (3) 行政放送
- (4) 情報メール
- (5) 市ポータルサイト（ホームページ）
- (6) ソーシャルメディア（LINE、Facebook等）
- (7) FMからつによる緊急災害等放送
- (8) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社による緊急速報メール等の配信
- (9) 市広報車
- (10) L-ALERT（災害情報共有システム）
- (11) 唐津市防災気象情報（自主避難促進支援サービス：ウェザーニューズ社）
- (12) 県防災ネットあんあん（スマートフォンによる情報提供）
- (13) インターネット、テレビ、ラジオ等

2 緊急時に備えた必要最小限の持ち出し品目等の事前準備

3 急時における家族等との連絡、連携要領等の家族全員による話し合い

4 避難のための準備

- (1) 居住地区周辺の市指定緊急避難場所及び避難所に至る経路等の事前確認
大雨、洪水時等の状況を想定し確認しておくことが重要
- (2) 避難所に持ち込む必要最小限の食料、飲料水及び貴重品等の事前準備
- (3) 避難行動要支援者にあつては、住所や電話番号等最小限の情報を、事前に支援を行う人等への提供が必要である。市役所本庁又は最寄りの市民センターに相談する。

5 避難行動

- (1) 自分達の身を守るためには、早めの避難が重要である。

市の避難指示等がでなくても、身の危険を感じた場合等は自主的に市指定緊急避難場所への避難も可能。市役所本庁又は最寄りの市民センターに相談する。

- (2) 自然現象のため不測の事態等も想定され、災害の状況によっては、指定緊急避難場所へ避難することが必ずしも適切ではなく、指定緊急避難場所へ移動することが、かえって危険が増加することもある。

事態の切迫した状況等に応じて、自宅の2階や、隣接建物等に避難することがある

ので、その時の状況を確認してから行動をおこした方がよい場合もある。

第4項 市等が発令する避難指示等の種類と住民の対応	住民、関係各対策部
----------------------------------	-----------

1 避難に係る防災情報の区分と住民に求める行動等

避難区分(発令時の状況例)	住民に求める行動	洪水等における行動一例
高齢者等避難 【警戒レベル3】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 </div>	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	次に該当する者は避難開始 ・高齢者、体の不自由な者、小さな子供がいる者、避難に時間のかかる者、これらの者の避難を支援する者 ・避難場所への避難が困難な場合は近くの安全な場所に避難 ・それ以外の者は、気象情報に注意して危険だと思ったら早めに避難をする
避難指示 【警戒レベル4】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 危険な場所からすべての者が避難行動を開始しなければならない段階であり人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 </div>	・危険な場所にいるすべての者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・これまでの「避難勧告」のタイミングで発令するもの。	・速やかに避難を開始 ・外が危険な場合は、屋内の高い所などに避難
緊急安全確保 【警戒レベル5】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 </div>	・避難指示等発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了させる ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	・緊急に避難 ・外が危険な場合は、屋内の高い所に緊急に避難

〈用語の定義〉

1 『高齢者等避難』における「高齢者等」とは

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者とその支援者を指す（災害対策基本法、避難情報等に関するガイドライン【内閣府】）

2 「避難行動要支援者」とは

当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（災害対策基本法）

第5項 「特別警報」への対応等

住民、関係各対策部・課

1 特別警報の意義

特別警報はこれまでの各種気象警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まった状態において、気象庁が発表するもの。

2 特別警報が発表されたら

これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状態にあるため、周囲の状況に注意し、直ちに市の避難情報に従うなど、命を守る適切な行動を各自とる。

3 特別警報の注意事項

「特別警報が発表されていない」は「災害が発生しない」ことを表すわけではない。これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが重要である。

第6項 消防団の育成強化

市（消防本部、危機管理防災課）

消防団は、将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防ぎょ活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少や高齢化等の問題を抱えていることから、その育成強化を図る。

1 消防団活動への理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、住民の防災に関する意識を高めるとともに、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

2 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるように努めるものとする。

3 公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、地域住民と深いつながりができ、地域住民との密着性の観点から非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。

4 消防団の装備の改善

消防団の装備は、大規模災害等に備えた、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。

5 消防団員の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施

設の確保、必要な資格の取得など実践的な教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。

6 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

第7項 水防団及び水防協力団体の育成強化	市（消防本部、道路河川管理課、雨水対策課）、県
-----------------------------	-------------------------

市は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備及び水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

第8項 自主防災組織等の育成強化	市（危機管理防災課）、事業所、住民
-------------------------	-------------------

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自分達の地域は自分達で守る」という意識のもとに、住民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、要配慮者の援助、避難及び避難所での活動を自主的に行うことができるように、市は、自治会、行政区などの地域において、住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図る。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を推進する。

1 地域住民等の自主防災組織と防災訓練

市は、地域住民の防災に関する役割、責務等の啓発、周知を図り、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という自覚、連帯感に基づき自主防災組織の結成、育成を図るとともに、防災訓練の実施に努める。自主防災組織の育成等にあたっては、地域としての防災力を最大限発揮するため、自主防災組織のリーダー育成、規約の作成、防災計画の作成、防災活動等について助言を行う。

また、自主防災組織による防災訓練やリーダー研修会等への女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) 自主防災組織の編成と役割、活動内容等

ア 自主防災組織を結成し、活動を推進するためには組織を取りまとめる会長をおき、会長のもとに副会長ほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの役割分担を決め、組織を編成する。

イ 自主防災組織の役割、設置する地域区分、設置方法等の一例

役 割	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織
地域区分	行政区、町内会等
設置方法	組織に参加する住民相互の合意・規約に基づくことを原則とする

ウ 自主防災組織の組織編成、活動内容等の具体例

編成に当たっては、役割ごとの班を編成する。

編成班名	日常の役割	災害時の役割
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の災害危険地区の把握 ・情報の収集・伝達 ・広報、啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 ・災害情報の収集、住民への迅速な伝達 ・報告活動
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・器具点検 ・防火広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動
救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の安全点検 ・防災資機材調達・整備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住民、負傷者等の救出 ・救護活動
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所（路）・標識点検 ・災害時要配慮者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導活動 ・災害時要配慮者の援助
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・器具の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・水、食料等の配分 ・炊き出し等の給食・給水活動

(2) 市における自主防災組織の結成状況

ア 市における自主防災組織の組織数は伸び悩む状態にある。

活動は防災訓練や防災研究会等、地域の実情や課題に合わせ、多岐に及んでいる。

イ 唐津市内の自主防災組織一覧表（令和7年6月30日現在：86組織）

「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂

2 資機材の充実

市は、自主防災組織の活動拠点の整備や救助、救護のための資機材の充実に努める。

また、資機材には自主防災組織が地域住民のために開設する避難場所で使用する毛布や食料などの備蓄品整備も対象とし、住民主導の避難場所・避難所開設運営の推進に努める。

第9項 企業防災の促進	事業所、市（危機管理防災課、関係課）
--------------------	--------------------

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、企業は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出

を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

市は、企業防災に資する情報の提供等の取り組みを行うとともに、企業による事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るとともに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うなど、その推進に努める。

1 要配慮者施設の防災体制

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂）の所有者又は管理者は避難確保計画の作成及び当該計画に基づく避難訓練を実施しなければならない。また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

市は、要配慮者利用施設の洪水時の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

2 大規模工場等の防災体制

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

なお、令和7年6月現在で市内に対象となる大規模工場等はない。

<p>第10項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p>	<p>市（危機管理防災課、関係各課）、事業所、住民</p>
--	-------------------------------

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよ

う努めるものとする。

<p>第11項 災害ボランティア活動の環境整備等</p>	<p>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県及び唐津市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関 市（福祉総務課、高齢者支援課、地域包括ケア推進課、障がい者支援課、地域医療課、健康増進課、地域政策課、建築住宅課、道路河川管理課、危機管理防災課）</p>
-------------------------------------	--

災害時における住民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から環境整備に努める。

1 ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成

市は、平常時から、CSO(市民社会組織)等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。

2 災害ボランティア活動の環境整備

ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県及び唐津市社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

市及び県は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市及び県は、社会福祉協議会、ボランティア等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市及び県は地域住民やボランティア等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

3 ボランティア活動支援機関の体制強化

市は、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、県内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支

援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

4 ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有するもの（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	(1) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2) 土砂災害警戒区域等の調査（防災・砂防ボランティア協会） (3) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、臨床心理士、管理栄養士等） (4) 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (5) 福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等） (6) 無線（アマチュア無線技士） (7) 特殊車両操作（大型重機等） (8) 通訳（語学） (9) 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (10) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災・砂防ボランティア等） (11) その他特殊な技術を有する者
一般ボランティア	(1) 救援物資の仕分け、配分、配送 (2) 避難所の運営補助 (3) 炊出し (4) 清掃 (5) 災害時要配慮者等への生活支援 (6) その他軽作業

第12項 災害教訓の伝承	市（危機管理防災課、関係各課）
---------------------	-----------------

県及び市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を保存記録用として広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第13項 技術者の育成・確保	市（障がい者支援課、地域政策課、道路河川管理課、建築住宅課）
-----------------------	--------------------------------

市は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておく。

技術者名	業務内容
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障がい者（児）に対する手話による支援
外国語通訳者	外国人通訳者、在住外国人サポーターの活用

第14項 孤立防止対策計画	市（危機管理防災課、消防本部、福祉総務課、高齢者支援課、地域包括ケア推進課、障がい者支援課、地域政策課、観光課、第一工務課、第二工務課、農地林務課）、県
----------------------	--

災害時等に道路や海路が不通になり、山間部の集落や離島等が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や避難道路（迂回路）・海上交通の確保及び避難所の整備、食料品等の備蓄などに努める。

また、県及び市は災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるものとする。

1 県

- (1) 災害時の孤立地域を予測し、市との情報伝達が断絶しないよう、移動系の無線機器等の通信連絡手段の活用を図る。
- (2) 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を市と連携し推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

2 市

(1) 市

- ア 住民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。
- イ 県との通信連絡手段の確立及び避難道路（迂回路）の整備等の防災対策を推進する。
- ウ 孤立時に優先して救護すべき災害時要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。
- エ 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。
- オ 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。
- カ 孤立が予想される地区については、県や関係機関と連携して孤立時の状況把握などについて訓練を行うよう努めるものとする。

(2) 市民等

救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から避難行動要支援者避難支援計画等に基づき災害時要配慮者の把握や食料品等の備蓄などに努める。

(3) 離島等対策

ア 市は、災害時等に海上交通が途絶し、離島等が孤立した場合に備え、平素から防

災行政無線等通信手段の確保等のための整備、避難所の整備など孤立対策の推進充実に努める。

イ 市は、災害時等に海上交通が途絶し、離島等が孤立した場合に生活が維持できるよう、生活必需品及び食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。

ウ 市は、災害時等における救急患者輸送等のためにヘリポート整備に努める。

エ 市は、離島等孤立地域において救急患者の発生等の緊急事態や食料品、飲料水、生活必需品等の物資輸送が必要な場合等に備え、平素から海上保安部等関係機関への輸送協力依頼及び佐賀県に対する物資等緊急輸送等の要請について協議を行い孤立防止対策の推進充実に努める。

3 孤立防止応急対策

市は、災害時等において道路や海路途絶等により孤立地域（離島含む）が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域住民の生活に大きな支障が生じることから、県と連携し、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じるものとする。

(1) 被害実態の早期確認及び救急・救助活動の迅速実施

市及び各防災関係機関は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、被災地の消防団員等から被害情報を収集するか、職員を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。

交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、被災地の状況を把握するとともに、迅速な救急救助活動を実施するほか、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

(2) 緊急物資等の輸送

市は、陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行うため、県に対し、防災関係機関や自衛隊の協力を要請する。

(3) 道路の応急復旧による生活の確保

県及び市は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

(4) 離島等対策

ア 市は、災害時等に海上交通が途絶し、離島等が孤立した場合は、防災行政無線、唐津市情報メール、行政放送等通信手段の確保などあらゆる手段をつくして離島の孤立防止に努める。

イ 市は、離島等孤立地域において救急患者の発生等の緊急事態や食料品、飲料水、生活必需品等の物資輸送が必要な場合等は、海上保安部等関係機関への輸送協力依頼及び佐賀県に対しヘリコプター等による救急患者輸送、物資等緊急輸送の要請を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

各防災関係機関は、県域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

第1項 活動体制の確立	市（危機管理防災課、関係各課）
--------------------	-----------------

1 基本的考え方

市は、風水害が発生した場合、又は風水害に関係する警報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、唐津市災害対策本部条例に基づき災害対策本部等を設置して、必要な職員を動員配備し災害応急対策活動を実施する。

また、災害初期は、情報収集の強化、インフラの被害拡大防止、災害弱者対応、避難者対応について特に迅速・確実な対応が求められるため、事前に初動活動要員を指定し適時適切な切れ目のない効果的な活動ができる体制を確保する。

2 災害（風水害等）応急対策における活動体制

(1) 考え方

市は、暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮又は洪水の各警報、注意報等が発表された場合、災害が発生又は、そのおそれがある場合等に行う措置についてあらかじめ計画し、災害発生を防ぎよ又は応急的救助を行う等災害拡大を防止する。

(2) 災害（風水害）応急対策における活動体制

ア 市の活動体制は、「災害情報連絡室（第1警戒・第2警戒）体制」、「災害警戒本部体制」、「災害対策本部体制」に区分される。

イ 災害の初動対応に当たっては、①指揮機能の強化、②生活インフラ等の維持及び河川土砂災害等の防災対策、③避難所等開設、④要配慮者対応（以下、「災害対応付加業務」という。）について重視してシームレスに取り組む必要がある。これを効果的に行うための職員動員計画を「防災配備」という。

「防災配備」は、「指揮所班」、「防災班」、「避難所班」、「福祉班」から構成される。各班の配員は全庁横断的に職員を割り当て、計画的かつ継続的に活動できる体制を維持する。

「防災配備」の配員割は、年度当初に作成し各部に通知する。

ウ 被害が甚大に及び復旧・復興のために長期間を要する場合には、各対策部を超えて全庁横断的な対応が必要となる。これを効果的に行うための職員動員計画を「特別配備」という。

「特別配備」の配員割は、配員が必要になった都度示す。

エ 災害の烈度に応じ、「災害警戒本部」「災害対策本部」、状況により「現地災害対策本部」を設置する。各対策部（対策支部）は、設置に応じて必要な職員を動員配備し、災害応急対策活動を実施する。

(3) 活動体制の発令・解除区分

- ア 災害（おそれ）対処の必要性等に応じ区分して対処する。
- イ 各活動体制の発令・解除者は、活動体制の設置・廃止について市長に報告する。
- ウ 各対策部及び各対策支部の活動体制の発令・解除については、災害情報連絡室長、災害警戒本部長、災害対策本部長が次に示す設置基準により発令し、それぞれの事態が終息した時に解除する。（次頁「活動体制の発令・解除者と設置基準」）

(4) 重大な災害に備えるための業務縮小

気象業務法における特別警報級の災害が発生又はそのおそれがある場合に、市内全域に避難指示を発令若しくは発令の可能性が極めて高いと判断された際に、市は災害対応に注力するために市の業務を縮小することを検討する。

(5) 各活動体制の編成組織

各活動体制の編成組織の細部は、「唐津市災害対策本部規程第6条」による「唐津市災害対策本部機構図」に準拠し、災害対応職員行動マニュアル等で別途定める。

また、被害が甚大に及び復旧・復興のために長期間を要する場合における「特別配置」の詳細については復旧・復興対策部活動マニュアルで別に定める。

《活動体制の発令・解除者と設置基準》

配備体制	発令・解除者	配備基準
災害情報連絡室 〔第1警戒〕	危機管理防災課長 (不在時 危機管理防災係長)	<input type="checkbox"/> 気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮又は洪水の各警報が発表された場合（自動設置）（ただし、沿岸の海域のみを対象として発表された暴風雪、又は暴風警報を除く。） <input type="checkbox"/> 気象業務法に基づく強風、風雪、大雨、大雪、高潮又は洪水の各注意報、波浪警報又は沿岸海域のみを対象とした暴風雪又は暴風警報が発表された場合で、危機管理防災課長が必要と認める場合 <input type="checkbox"/> その他、危機管理防災課長が必要と認める場合
災害情報連絡室 〔第2警戒〕		<input type="checkbox"/> 災害の発生が予測される場合 <input type="checkbox"/> 小規模な災害が発生し、災害対応を実施する場合 <input type="checkbox"/> 指定緊急避難場所を開設する場合 <input type="checkbox"/> その他、危機管理防災課長が必要と認める場合
災害警戒本部	総務部長 (不在時 総務部副部長、危機管理防災課長の順)	<input type="checkbox"/> 市内に、「災害対策本部」を設置するまでには至らない程度であって、災害警戒本部長（総務部長）が必要と認める場合 <input type="checkbox"/> 気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮又は洪水の各警報が発表され、災害警戒本部長（総務部長）が必要と認める場合 <input type="checkbox"/> その他、災害警戒本部長（総務部長）が必要と認める場合
災害対策本部	市長 (不在時 副市長)	<input type="checkbox"/> 市全域に又は局地的に甚大な被害が発生し又は発生する恐れがある場合 <input type="checkbox"/> その他、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合 <input type="checkbox"/> 「警戒レベル4 避難指示」の発令が必要と認められた場合 備考：「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令が必要と認められた場合には、「災害対策本部準備会議」を開催する。参集者は、災害対策本部会議の構成員と同じ。 <input type="checkbox"/> 組織的かつ総合的な災害応急活動その他災害対策を実施する、又は各対策部による災害応急活動その他災害対策を実施する場合 <input type="checkbox"/> その他、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合

(6) 職員の動員配備要領

ア 通常の場合における勤務の態様による動員要領

(ア) 勤務時間内

- ①総務部長から各部長へ動員伝達を実施する。
- ②各部長は、各課長に動員体制を整えるように命じる。
- ③各課長は、動員体制を整える。
- ④動員された職員は、災害対策活動を実施する。
- ⑤外出中・出張中の職員は、所属課に安否を連絡し、登庁の有無を連絡する。

(イ) 休日等勤務時間外

- ①警備員から「災害発生時の連絡通報体制」により防災関係職員に対し、迅速に連絡し、体制をとる。
- ②防災等関係職員は、状況により市長、副市長及び各対策部長等幹部職員等に対し連絡し、体制を強化する。

イ 交通途絶により所定の場所に登庁できない場合（参集場所の例外）

職員が、交通途絶等により所定の場所に登庁することができない場合で、かつ、上司等と連絡がとれない時は、

- ①本庁
- ②市民センター
- ③その他の出先機関

の優先順により、登庁可能な場所に参集するものとする。

ウ 市の防災関係職員と幹部職員との連絡手段の確保及び連絡方法等

市の防災関係職員及び幹部職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話を常時携帯し、電話・携帯電話等のメール等による連絡手段を確保するものとする。

連絡通報体制の整備に当たっては、連絡系統における不通時を考慮し、業務上の課長職員、その他の職員の優先順位の事前指定等による方策を講じる。

また、職員への参集の指示、登庁の可否や登庁先、登庁時間等の集約には市情報メール等を活用する。

エ 配備体制の強化

- (ア) 災害が発生又はその恐れがある場合の災害対策本部等設置時の配備体制は、次の基準により定める。

「配備体制の基準」

配備体制	配備基準	参集職員
<p>災害情報 連絡室 〔第1警戒〕</p>	<p><input type="checkbox"/> 気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮又は洪水の各警報が発表された場合（自動設置）（ただし、沿岸の海域のみを対象として発表された暴風雪、又は暴風警報を除く。）</p> <p><input type="checkbox"/> 気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮又は洪水の各注意報が発表され、危機管理防災課長が必要と認める場合</p> <p><input type="checkbox"/> その他、危機管理防災課長が必要と認める場合</p>	<p>・危機管理防災課 ・総務課 ・広聴広報課 ・道路河川管理課 ・農林水産部 ・上下水道局 ・各市民センター</p> <p>で指定された職員</p>
<p>災害情報 連絡室 〔第2警戒〕</p>	<p><input type="checkbox"/> 災害の発生が予測される場合</p> <p><input type="checkbox"/> 小規模な災害が発生し、災害対応を実施する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 指定緊急避難場所を開設する場合</p> <p><input type="checkbox"/> その他、危機管理防災課長が必要と認める場合</p>	<p>・防災配備で指定された職員</p>
<p>災害警戒本部</p>	<p><input type="checkbox"/> 市内に、「災害対策本部」を設置するまでには至らない程度であって、災害警戒本部長（総務部長）が必要と認める場合</p> <p><input type="checkbox"/> 気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮又は洪水の各警報が発表され、災害警戒本部長（総務部長）が必要と認める場合</p> <p><input type="checkbox"/> その他、災害警戒本部長（総務部長）が必要と認める場合</p>	<p>・防災配備で指定された職員 ・災害警戒本部会議構成員 ・その他各対策部長（支部長）から指示された者</p>
<p>災害対策本部</p>	<p><input type="checkbox"/> 市全域に又は局地的に甚大な被害が発生し又は発生する恐れがある場合</p> <p><input type="checkbox"/> その他、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合</p> <p><input type="checkbox"/> 組織的かつ総合的な災害応急活動その他災害対策を実施する、又は各対策部による災害応急活動その他災害対策を実施する場合</p> <p><input type="checkbox"/> その他、災害対策本部長（市長）が必要と認める場合</p>	<p>・防災配備で指定された職員 ・災害対策本部会議構成員 ・その他各対策部長（支部長）から指示された者 ・特別配備で指定された職員 ・その他各対策部長（支部長）から指示された者</p>

(イ) 災害警戒本部、災害情報連絡室の活動態勢の配備要員及び活動の細部は、災害警戒本部長、災害情報連絡室長がそれぞれ指示するとともに、各対策部、対策支部、現地災害対策本部の配備要員等は、それぞれの各部長が、上記基準に基づき定める。

第2項 災害情報連絡室の体制	市（危機管理防災課、関係各課）
-----------------------	-----------------

1 設置目的

- (1) 被害予想等に基づく適切な予防措置の実施
- (2) 迅速な災害対処（災害警戒本部又は災害対策本部体制移行（準備を含む））に備えるための情報収集等

2 設置場所

原則として災害情報連絡室（本庁3階 災害情報連絡室）に設置する。

3 組織構成【配備の基準】

- (1) 長：危機管理防災課長（不在のときは、危機管理防災係長）
- (2) 危機管理防災課長など、災害発生（おそれ）に備え、迅速で正確な情報収集を行うために、次の要員を基準として、最低限必要な要員により構成する。人員の実配置等細部は、災害情報連絡室長の指示による。

※長期勤務態勢を考慮し原則として、複数名とし、災害発生（おそれ）に備える状況により増減する。

- ア 危機管理防災課
- イ 総務課
- ウ 広聴広報課
- エ 道路河川管理課
- オ 農林水産部
- カ 上下水道局
- キ 災害情報連絡室長が必要と認める各対策部所属職員
- ク 各市民センター地域支援グループ等職員

- (3) 災害情報連絡室体制の人員の配備等は、災害情報連絡室勤務マニュアルによる。

4 主要活動内容

(1) 情報収集

- ア 気象に関する情報
- イ 住民、施設等に関する情報
- ウ 道路、河川等に関する注意（危険）情報
- エ 通信、公共交通機関に関する情報
- オ ライフラインに関する情報
- カ 県等関係機関に関する情報

- (2) 各市民センター及び県等関係機関等との通信の確保と相互連絡、調整、報告及び情報の共有

- ア 各対策部、各対策支部、災害現場
- イ 県、警察、公共機関等

(3) 住民広報、報道対策

- ア 市は、県と連携し、総合防災情報システム、60MHz防災行政無線、280MHzデジタル同報無線システムのほか行政放送、情報メール、市ポータルサイト（ホームページ）

ジ)、ソーシャルメディア (LINE、Facebook等)、FMからつによる緊急災害等放送、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社による緊急速報メール等の配信、市広報車、L-ALERT (災害情報共有システム)、唐津市防災気象情報 (自主避難促進支援サービス：ウェザーニューズ社)、県防災ネットあんあん (スマートフォンアプリ)、インターネット、テレビ、ラジオ等による住民に対する迅速、正確な情報提供 (準備) を行う。

イ 各報道機関からの問い合わせ等に対する対応

(4) 状況により、災害警戒本部等上位体制への移行 (準備)

(5) 災害情報連絡室長が命じた事項

5 災害警戒本部、災害対策本部への移行と災害情報連絡室の廃止

(1) 災害警戒本部への移行

ア 市域において、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、災害情報連絡室の体制で対処できない場合等で、総務部長 (不在時総務部副部長) が必要と認める場合は、災害警戒本部体制に移行する。

イ 気象業務法に基づく、次の各警報が発表され、総務部長 (不在時総務部副部長) が必要と認める場合

・ 暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮、洪水警報

ウ 総務部長 (不在時総務部副部長) が必要と認める場合

(2) 災害対策本部への移行

市域において、甚大な災害が発生した場合、甚大な災害が発生するおそれがある場合、災害警戒本部の体制で対処できない場合等で、市長 (不在時副市長) が必要と認める場合は、災害対策本部に移行する。

(3) 災害情報連絡室の廃止

事態が終息した場合、災害情報連絡室を設置した体制が災害警戒本部又は災害対策本部体制に移行した場合は、災害情報連絡室を廃止する。

第3項 災害警戒本部の体制	市 (危機管理防災課、関係各課)
----------------------	------------------

1 設置目的

災害による被害に迅速に対処し被害を局限する。

2 設置場所

(1) 災害対策本部に設置する。

(2) 連絡員の活動拠点は災害情報連絡室とする。

3 組織構成【配備の基準】

(1) 長：総務部長 (不在のときは、総務部副部長、危機管理防災課長の順)

(2) 総務部長、各対策部副部長、各対策副支部長及び各部員 (連絡員) 等全庁あげて対応する初動態勢とし、情報収集、避難準備等に必要と認める当該部所属課職員を勤務させ、災害対策本部移行準備を含む態勢とする。

(3) 災害発生 (おそれ) 時の対処に必要な各対策部の要員により構成し、人員の配置等

の細部は災害警戒本部長等の指示による。

※長期勤務態勢を考慮し、交代要員も含める。災害（おそれ）の状況により増減する。

ア 危機管理防災課【全員】

イ 総務課【全員】

ウ 広聴広報課【広報担当者等】

エ 農林水産部【ため池、林務関係者等】

オ 都市整備部【道路河川関係者等】

カ 上下水道局【下水道関係者等】

キ 各対策部、各対策支部【連絡員】

ク 各対策部長、各対策支部長が必要と認める当該部、市民センター所属職員

ケ 各災害警戒支部は、災害警戒本部の活動を補佐する態勢とし、各災害警戒支部長が情報収集、災害応急対策等のために必要と認める職員を指名する。

4 主要活動内容

(1) 被災者救難、救助、保護に関する事項

(2) 施設、設備の応急復旧に関する事項

(3) 情報収集に関する事項

ア 住民の被災（安否）情報

イ 避難に関する情報等

ウ 施設等損壊情報

エ 道路、河川、各種施設及び通信、公共交通機関等に関する情報

オ ライフラインに関する情報

カ 気象に関する情報

(4) 各市民センター及び県等関係機関等との通信の確保と相互連絡、調整、報告及び情報の共有に関する事項

ア 各対策部、各対策支部、消防、災害現場

イ 県庁、警察、公共機関等

(5) 住民広報、報道対策に関する事項

ア 唐津市情報メール、行政放送、防災ラジオ、市公式LINE、広報車等による住民に対する迅速、正確な情報提供

イ 各報道機関からの問い合わせ等に対する対応

(6) 状況により、災害対策本部（災害情報連絡室）等上（下）位体制への移行又は、準備に関する事項

(7) 災害警戒本部長が命じた事項等

(8) 勤務要領の細部は、別途定める「災害警戒本部勤務マニュアル」による。

5 災害警戒本部会議

(1) 災害警戒本部会議の構成

ア 災害警戒本部長：総務部長

イ 災害警戒本部会議は、次の者をもって構成する。

ウ 災害警戒本部会議は、次の者をもって構成する。

会議の構成員（基準）	
1	総務対策部長
2	総合政策対策部長
3	地域づくり対策部長
4	市民環境対策部長
5	健康づくり対策部長
6	福祉こども対策部長
7	農林水産対策部長
8	商工観光対策部長
9	都市整備対策部長
10	ボートレース対策部長（企業局次長）
11	上下水道対策部長
12	消防対策部長
13	市民センター長
14	教育対策部長（教育部長）
15	議会事務局長
16	総務課長
17	危機管理防災課長
18	財政課長
19	広聴広報課長
	※県等からの派遣職員
	※関係機関等からの派遣職員
	※その他災害警戒本部長が必要と認めた者

※状況により参加

(2) 災害警戒本部会議の運営

ア 災害警戒本部の設置が決定された場合、災害対処にあたり、組織的活動を行う必要がある場合で災害警戒本部長等が必要と認める場合は、災害対策本部室（本庁3階 災害対策本部）において、災害警戒本部会議を開催する。

イ 会議の構成員は、前記5(1)の構成員を基準とするが、災害等の状況によっては、災害警戒本部長が指名する者とする。

6 災害対策本部への移行と災害警戒本部の廃止

(1) 災害対策本部への移行

市域において、甚大な被害が発生した場合又はそのおそれがある場合、災害警戒本部の体制で対処できない場合等で、市長（不在時副市長）が必要と認める場合等は、災害対策本部に移行する。

(2) 災害情報連絡室への移行

市域において、災害等の発生又はそのおそれがなくなった場合、災害対処が終息した場合、災害警戒本部の体制で対処する必要がなくなった場合等で、災害警戒本部長が災害警戒本部の廃止を認める場合は、災害情報連絡室体制に移行するか平常の体制に復帰する。

(3) 災害警戒本部の廃止

事態が終息した場合、災害警戒本部を設置した後に、災害対策本部又は災害情報連絡室に移行した場合は、災害警戒本部体制を廃止する。

第4項 災害対策本部の体制	市（危機管理防災課、関係各課）
----------------------	-----------------

1 設置目的

災害発生を防ぎ、又は応急的救助を行う等災害拡大を防止する。

2 設置場所

災害対策本部（本庁3階）

3 組織構成【配備の基準】

(1) 長：市長（市長（不在のときは、副市長（複数である場合はあらかじめ市長が指名する。以下同じ。）、あらかじめ本部長の指名する者の順））

(2) 全庁をあげて災害対処にあたる体制とする。

ア 各対策部（課）員

イ 教育委員会等の職員

ウ 災害対策本部長が関係機関に派遣を求めた職員

エ 関係機関が必要により派遣してきた職員等

(3) 各対策支部は、本庁の活動を補佐する態勢とする。

4 主要活動内容

(1) 警報の発令伝達

(2) 避難指示等の発令

(3) 警戒区域の設定

(4) 消防水防その他の応急措置

(5) 被災者救難、救助その他保護

(6) 自衛隊に対する災害派遣要請

(7) 住民広報、対報道

ア 唐津市情報メール、行政放送、防災ラジオ、市公式LINE、広報車等による住民に対する迅速、正確な情報提供

イ 各報道機関からの問い合わせ等に対する対応

(8) 緊急輸送の確保

(9) 被害を受けた児童生徒の応急教育

(10) 施設、設備の応急復旧

(11) 清掃防疫その他の保健衛生

(12) 犯罪予防、交通規制等災害地における社会秩序の維持

(13) 関係機関等との連絡調整

(14) 情報収集

ア 住民の被災（安否）情報

イ 避難に関する情報等

ウ 施設等損壊情報

道路、河川、各種施設及び通信、公共交通機関等に関する情報

エ ライフラインに関する情報

オ 気象に関する情報

(15) 災害発生防ぎよ、又は拡大防止措置等

(16) 災害対策本部長が命じた事項

5 災害対策本部会議

(1) 災害対策本部会議の組織の構成

ア 災害対策本部長：市長

イ 副本部長：副市長（複数である場合はあらかじめ市長が指名）

ウ 災害対策本部会議は、次の者をもって構成する。

会議の構成員（基準）	
1	本部長
2	副本部長
3	副本部長
4	総務対策部長
5	総合政策対策部長
6	地域づくり対策部長
7	市民環境対策部長
8	健康づくり対策部長
9	福祉子ども対策部長
10	農林水産対策部長
11	商工観光対策部長
12	都市整備対策部長
13	ポータルレース対策部長（企業局長）
14	（企業局次長）
15	上下水道対策部長
16	消防対策部長
17	市民センター長
18	議会事務局長
19	教育対策部長（教育長）
20	（教育部長）
21	総務課長
22	危機管理防災課長
23	財政課長
24	広聴広報課長
	※県等からの派遣職員
	※関係機関等からの派遣職員
	※その他本部長が必要と認めた者

※状況により参加

(2) 災害対策本部会議の運営

ア 災害対策本部の設置が決定された場合、避難指示、警戒区域の設定を行う場合、災害予防等災害対策本部長が必要と認める場合は、災害対策本部室（本庁3階 災害対策本部）において、災害対策本部長が議長となり災害対策本部会議を開催する。

イ 市災害対策本部長が必要と認めるとき、県の職員その他市職員以外の者に対して、市対策本部への会議出席を要請する。

6 災害警戒本部又は災害情報連絡室への移行と災害対策本部の廃止

(1) 災害警戒本部又は災害情報連絡室への移行

市内における災害対処が概ね終了した場合、又は発生する恐れが減少した場合で、災害対応の状況により、市長(不在時副市長(あらかじめ市長が指名))が必要と認める場合は、災害警戒本部又は災害情報連絡室体制に移行する。

(2) 災害対策本部の廃止

次により、市長(不在時副市長(あらかじめ市長が指名))が認めた場合は、災害対策本部を廃止する。

ア 災害警戒本部又は、災害情報連絡室体制へ移行した場合

イ 事態が終息し災害応急対策が概ね完了した場合、又は災害応急対策の必要がなくなった場合等

第5項 現地災害対策本部の体制	各市民センター
------------------------	---------

1 設置目的

災害対策本部長(市長)は、唐津市災害対策本部条例第5条の規定に基づき、必要に応じ、災害地において災害対策本部の事務の一部を行うため、被災地域(予想地域含む)(以下「被災地域等」という。)を所管する市民センターに現地災害対策本部を設置し、災害対策本部との連携を強化するとともに、災害対策本部の機能を充実させる。

2 設置場所

被災地域等の所管市民センター等

3 組織構成及び主要活動内容等

(1) 組織構成

ア 現地災害対策本部長、現地本部事務局、現地災害対策班及びこれらを構成する市民センター等の所属員等をもって編成する。

【現地本部事務局】

支部指揮所班

【現地災害対策班】

(ア) 支部福祉班

(イ) 支部防災班

(ウ) 支部避難所班

(エ) 支部直轄班(市民センター所定により必要に応じて編成)

イ 現地災害対策本部長

副市長(複数である場合はあらかじめ市長が指名)

ウ 構成員

市民センターの職員のうち市民センター長が必要と認めるもの及び災害対策本部から派遣された職員等により編成し、長期勤務態勢を考慮し、原則として各係は複数名とし、災害(おそれ)の状況により増減する。

エ 要員の増強

(ア) 災害対策本部長(市長)は、状況により災害対策本部と現地災害対策本部との連絡調整等のために、本庁から職員を派遣する。

(イ) 現地災害対策本部長は、必要に応じ災害対策本部長に対し職員の派遣を要請する。

(2) 主要活動内容等

現地災害対策本部長は、市民センター等の所属課員等を指揮監督し、災害対策本部、災害現場との連絡調整及び災害対策本部の事務の一部並びに災害対策本部長から委任を受けた事項を行う。

ア 現地本部事務局

現地災害対策本部の運営、現地災害対策本部長の命令・指示伝達を行う。

イ 現地災害対策班

被災地域等現地情報の収集・報告、現地における救急・救助に関する連絡・調整、及び現地における緊急避難対策等を行う。

4 災害対策支部から現地災害対策本部体制への移行

各市民センターにおいて、既に災害対策支部を設置している場合は、現地災害対策班を編成し、これまでの体制を引き継ぎ、現地災害対策本部の体制に移行する。

5 災害対策を実施するにあたり、緊急事態等で災害対策本部に連絡する暇がないとき、あるいはできない場合は、市民センター長の判断により、応急対策を実施する。

市民センター長の判断により、応急対策を実施した場合は、速やかに災害対策本部等に報告する。

第6項 災害対策本部各対策部対策班の分掌事務	関係各対策部
-------------------------------	--------

災害対策本部各対策部対策班の分掌事務は次のとおりとし、それぞれ、相互に協力するものとする。

1 各対策部共通事項

- (1) 被害調査、報告等に関する事項
- (2) 応急対策に関する事項
- (3) 災害復旧に関する事項
- (4) 安全確保に関する事項
- (5) 各対策部、対策支部及び県等との連絡調整に関する事項
- (6) 唐津市地域防災計画、唐津市水防計画の作成等及び別途設置された水防本部との連絡調整に関する事項
- (7) 災害救助法の適用に関する事項
- (8) 災害対策本部長が命じた事項
- (9) 避難所の開設、設置、運営に関する事項

2 総務対策部

(1) 情報総括担当（危機管理防災課）

ア 災害等状況の把握に関する事項

イ 災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部、災害情報連絡室の設置、運営等及び廃止に関する事項

- ウ 災害対策本部会議に関する事項
- エ 唐津市防災会議及び防災関係機関との連絡、調整等に関する事項
- オ 唐津市地域防災計画に関する事項
- カ 自衛隊に対する災害派遣の要請
- キ 気象情報、災害情報等の評価・判定及び警報等の発令に関する事項
- ク 避難の指示及び警戒区域の設定及び住民避難に関する事項
- ケ 消防本部との調整等に関する事項
- コ 災害応急対策、復旧の推進及びこれらに対する総合調整、統制、連絡に関する事項
- サ 対策本部長の命による各対策部及び各対策支部への指示、統制に関する事項

(2) 情報集約担当（総務課）

- ア 総務対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項及び市域全体の被害のとりまとめ、並びに、被害速報等県、関係機関への報告に関する事項
- イ 避難場所・避難所に関する苦情・要望の処理に関する事項
- ウ 自衛隊の受入に関する事項
- エ 各対策部及び対策支部との連絡・調整に関する事項
- オ 他の対策部の所掌事務に属しない事項

(3) 庁舎管理・施設担当（総務課）

市庁舎の施設管理及び電話施設等の整備に関する事項

(4) 動員担当（人事課）

- ア 出動職員の把握及び職員の配置に関する事項
- イ 出動職員の事故、公務災害給付及び健康管理に関する事項

(5) 財産管理・庁用車担当（財産管理課）

- ア 庁内自動車の配備及び整備に関する事項
- イ 住民避難時における輸送に関する事項
- ウ 市有財産の被害の総括に関する事項

(6) 物品調達担当（契約検査課）

- ア 災害応急復旧計画、応急対策及び資材の購入に関する事項
- イ 災害対策関係物品の調達に関する事項

3 総合政策対策部

(1) 情報収集担当（行政マネジメント課、企画政策課、新市民会館建設推進室）

- ア 総合政策対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
- イ 本部長、副本部長、国及び県関係者の被災地視察等に関する事項

(2) 財務担当（財政課）

災害に関する財政措置に関する事項

(3) 秘書担当（秘書課）

本部長等の秘書に関する事項

(4) 情報基盤・広報担当（情報政策課、広聴広報課）

- ア 情報基盤の被害調査及び災害復旧に関する事項
- イ 災害情報、避難指示その他の情報の住民に対する伝達及び広報等に関する事項

- ウ 行政放送、唐津市情報メール等による災害情報の提供に関する事項
- エ 記者発表その他報道機関との連絡及び相互協力に関する事項
- オ 災害写真の撮影、収集及び災害記録の作成に関する事項
- カ 住民からの要望の処理、被災者相談に関する事項

4 地域づくり対策部

(1) 地域づくり情報担当（地域政策課、移住定住促進課）

- ア 公共交通機関の情報収集に関する事項
- イ 離島における災害情報の収集に関する事項
- ウ 停電情報の収集に関する事項
- エ 国際交流に伴う外国人の被害調査及び支援に関する事項

(2) 文化・スポーツ施設対策担当（文化振興課、スポーツ振興課）

- ア 地域づくり対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
- イ 所管施設利用者等の安全等に関する事項
- ウ 所管施設の被害調査及び災害復旧に関する事項
- エ 所管施設における避難所開設、管理等に関する事項

5 市民環境対策部

(1) 市民総務担当（市民課、債権管理課、人権・同和対策課）

- ア 市民環境対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
- イ 市民及び市に在住する外国人等の安否に関する事項
- ウ 避難住民等の確認に関する事項
- エ 被災者の収容及び収容施設との連絡に関する事項

(2) 現地調査担当（税務課）

- ア 災害に伴う市税の減免調査に関する事項
- イ 住家の被害認定調査に関する事項

(3) 防疫・清掃担当（環境課、清掃センター、環境施設課）

- ア 防疫に関する事項
- イ 火葬に関する事項
- ウ 避難所等のゴミ収集及び清掃に関する事項
- エ 所管施設の被害調査及び災害復旧に関する事項

6 健康づくり対策部

(1) 健康づくり総務担当（保険年金課）

健康づくり対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項

(2) 高齢者、要介護者等支援担当（介護保険課、地域包括ケア推進課）

高齢者、要介護者等の支援対策に関する事項

(3) 救護担当（地域医療課）

- ア 県医療救護班の派遣要請に関する事項
- イ 医薬品の配付に関する事項

(4) 住民健康担当（健康増進課）

- ア 感染症予防及び住民の健康管理に関する事項
- イ 保健師班編成及び出動に関する事項

(5) 地域医療担当（地域医療課、診療所）

- ア 被災者の診療に関する事項
- イ 医療救護に関する事項
- ウ 診療資材、薬剤の調達及び管理に関する事項
- エ 患者の避難及び保護に関する事項
- オ 本部との連絡に関する事項
- カ 病院施設、機械器具の被害調査及び災害復旧に関する事項

(6) 市民医療担当（市民病院医局、事務局）

- ア 被災者の診療に関する事項
- イ 医療救護に関する事項
- ウ 診療資材及び薬剤の調達及び管理に関する事項
- エ 感染症予防及び住民の健康管理に関する事項
- オ 患者の避難及び保護に関する事項
- カ 入院患者及び被災者の給食に関する事項
- キ 救護班編成及び出動に関する事項
- ク 本部との連絡に関する事項
- ケ 病院施設、機械器具の被害調査及び災害復旧に関する事項

7 福祉こども対策部

(1) 福祉総務担当（福祉総務課）

- ア 福祉避難所開設及び管理に関する事項
- イ 所管避難所における援助、協力関係者との連絡及び調整に関する事項
- ウ 生活必需品の配布に関する事項
- エ 救じゅつ品、義援金・見舞金等の受付、配分及び輸送に関する事項
- オ 災害ボランティアに関する事項

(2) 生活困窮者等援護対策（生活支援課）

- ア 生活困窮者等被災者の援護対策に関する事項
- イ 身元不明者等に関する事項

(3) 高齢者、要介護者等支援担当（高齢者支援課）

- ア 高齢者、要介護者等の支援対策に関する事項
- イ 所管施設の避難所開設及び管理に関する事項

(4) 障がい者支援担当（障がい者支援課）

身体障がい者（児）、知的障がい者等の援護対策に関する事項

(5) 福祉こども総務担当（福祉総務課）

福祉こども対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項

(6) 児童等支援担当（こども家庭課・児童保育課）

- ア 所管施設との連絡調整及び被害状況の把握並びに災害復旧に関する事項
- イ 罹災児童等の保護に関する事項
- ウ 災害時における施設児の安全避難に関する事項

8 農林水産対策部

(1) 農業対策担当（農政課、農地林務課）

- ア 農林水産対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
 - イ 農産物の被害状況調査及び災害対策並びに災害復旧に関する事項
 - ウ 米穀の供給に関する事項
 - エ 農産物に対する技術応急措置に関する事項
 - オ 農業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事項
 - カ 被害農家等に対する融資のあっせんに関する事項
 - キ 農地、農業用施設の被害調査、報告及び災害復旧に関する事項
- (2) 林業対策担当（農地林務課）
- ア 被害林業者等に対する融資のあっせんに関する事項
 - イ 林産物の被害状況調査に関する事項
 - ウ 林産物に対する技術応急措置に関する事項
 - エ 林道及び林業施設の災害対策及び災害復旧に関する事項
- (3) 水産業対策担当（水産課）
- ア 水産物の被害状況調査に関する事項
 - イ 水産物に対する技術応急措置に関する事項
 - ウ 漁港、海岸、堤防の被害状況調査及び災害対策並びに災害復旧に関する事項
 - エ 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事項
 - オ 緊急輸送（漁船）に関する事項
 - カ 被害漁家に対する融資のあっせんに関する事項
- 9 経済対策部
- (1) 商工対策担当（商工振興課、からっブランド・ふるさと寄附推進課、企業立地課、新エネルギー産業課）
- ア 商工観光対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
 - イ バス・トラック等による緊急輸送に関する事項
 - ウ 食料の供給に関する事項
 - エ 被害中小企業に対する融資のあっせんに関する事項
 - オ 緊急必需物資の価格安定及びこれらに係る広報資料の作成に関する事項
- (2) 観光対策担当（観光課）
- ア 旅行者等の安否情報に関する事項
 - イ 所管施設の被害調査及び災害復旧に関する事項
- 10 都市整備対策部
- (1) 道路河川総務担当（道路河川管理課）
- 都市整備対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
- (2) 雨水対策担当（雨水対策課）
- 水防管理に関する事項
- (3) 道路河川対策担当（第一工務課、第二工務課）
- 道路、橋梁、河川の被害調査及び災害対策に関する事項
- (4) 都市計画対策担当（都市計画課）
- ア 都市ガス事業者への被害調査に関する事項
 - イ 市民の安全避難にかかる主要道路（避難道路）の確保に関する事項

(5) 道路河川情報収集担当（みなと振興課、都市計画課、建築住宅課）

- ア 建設業協会との連絡調整及び応援要請に関する事項
- イ 労働力の確保及び供給並びに輸送に関する事項
- ウ 街路樹、街路灯、公園施設等所管施設の被害調査及び報告に関する事項
- エ 土木関係施設の災害復旧に関する事項
- オ 被災家屋等の調査に関する事項
- カ 市営住宅の被害調査、報告及び災害復旧に関する事項
- キ 応急仮設住宅の設置及び住居の斡旋に関する事項

11 ボートレース対策部

(1) ボートレース事業担当（総務管理課、企画宣伝課）

- ア ボートレース対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
- イ 来場者の安全の確保及び救急・救助、避難等に関する事項
- ウ 競走場内施設全般の被害調査及び災害復旧に関する事項
- エ 避難所運営に対する応援に関する事項
- オ 場外発売場の被害調査及び災害復旧に関する事項

12 上下水道対策部

(1) 上下水道対策担当（管理課、業務課、管路整備課、施設課、浄水場整備推進室）

- ア 上下水道対策部の被害のとりまとめ、報告に関する事項
- イ 断水状況の調査及び報告に関する事項
- ウ 上水道及び工業用水道施設の災害対策及び災害復旧等に関する事項
- エ 水源の取水停止及び摂取制限に関する事項
- オ 上水道の安全に関する事項
- カ 水道設備の被害調査、安定供給のための応急対策
- キ 断水地域への応急・派遣給水及び飲料水、生活用水の応急給水に関する事項
- ク 下水道施設の被害調査、報告及び災害復旧に関する事項
- ケ 下水道施設の保全及び復旧作業に関する事項

13 消防対策部

(1) 消防担当（消防総務課、予防課、警防課、情報指令課）

- ア 消防対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
- イ 消防相互応援協定による応援に関する事項
- ウ 住民等の避難誘導に関する事項

(2) 消防団担当（地域消防課）

- 水（消）防団に対する出動命令に関する事項

(3) 救急・救助担当（消防署）

- ア 災害時における救急・救助及び消火に関する事項
- イ 水（消）防活動に関する事項

14 教育対策部

(1) 教育総務担当（教育総務課、教育施設課）

- ア 教育対策部関係の被害のとりまとめ、報告に関する事項
- イ 学校等所管施設の被災状況調査、報告及び災害復旧に関する事項

- ウ 災害対策についての情報収集に関する事項
- エ 避難場所の提供及び設営に関する事項
- オ 避難場所の設備及び収容に係る実施並びに状況報告に関する事項
- (2) 学校教育担当（学校教育課、学校支援課、学校給食課）
 - ア 被災教職員の補充に関する事項
 - イ 学校給食物資の確保に関する事項
 - ウ 教科書の調達及び学用品の供与に関する事項
 - エ 災害時における生徒等の避難に関する事項
 - オ 被災生徒等の授業受入れに関する事項
 - カ 被災生徒等の育英及び奨学に関する事項
 - キ 救援活動に対する生徒等の協力に関する事項
 - ク 被災後における学校教育の指導に関する事項
- (3) 文化財・施設管理担当（生涯学習文化財課）
 - ア 文化財の被害調査に関する事項
 - イ 公民館等所管施設の被害調査及び災害復旧に関する事項
 - ウ 各種社会教育団体等の奉仕に関する事項
 - エ 所管施設における避難所開設、管理等に関する事項
 - オ 住民の避難状況の報告に関する事項
- (4) 図書館施設管理担当（近代図書館）
 - 近代図書館施設の被災状況調査、報告及び災害復旧に関する事項
- 15 対策支部（浜玉、巖木、相知、北波多、肥前、鎮西、呼子及び七山市民センター）
 - (1) 地域支援担当（地域支援グループ）
 - 対策支部は、唐津市災害対策本部条例第4条の規定により設置し、所掌事務は、唐津市災害対策本部規程第12条等の規定による他、本庁各対策部の分掌事務に準じ、処理すべき業務を遂行するものとする。
- 16 対策部、対策支部に属さない職員の対応について
 - 議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、会計課の対策部、対策支部に属さない職員は職員動員を担当する総務対策部の指示により対策部、対策支部を支援する。
- 17 現地災害対策本部
 - (1) 現地災害対策本部が設置されるときは、支部総務福祉担当（総務・福祉課）が現地本部事務局となり、現地災害対策本部の運営、現地災害対策本部長の命令・指示の伝達等を行う
 - (2) 現地災害対策本部の構成組織及びこれらの主要機能としては、支部の防災班等が被災地域等現地情報の収集・報告、現地における救急・救助に関する連絡・調整及び現地における緊急避難対策等を行う。
- 18 職員の登庁
 - (1) 自主登庁の原則
 - 職員は、唐津市災害対策本部の設置を覚知したときは、所属長からの指示を待つことなく速やかに登庁する。

また、市内に甚大な被害をもたらす災害等と自ら判断したときは、所属長等に連絡し、その指示を受けるものとするが、所属長等と連絡がとれない場合は、速やかに登庁する。

なお、旅行等で遠隔地におり、物理的に速やかな登庁が困難な場合は、所属長等にその旨を報告し、指示に従う。

各所属長は、自主登庁の補完措置として、通信連絡が可能な範囲において所属職員に連絡し、招集を行う。

また、各職員は、市情報メールによる参集の指示、登庁の可否や登庁先、登庁時間等の集約があることにも留意する。

(2) 登庁時の留意事項

ア 安全の確保

災害が発生した場合は、自己及び家族等の安全を確保（安全な場所への避難や応急措置等）し、火災や道路の損壊等に十分注意しながら登庁する。

イ 安否の報告

登庁が困難な場合や遅延する場合は、所属であらかじめ決められた方法により所属長等に安否の報告を行う。所属長等に連絡が取れない場合は、あらかじめ決められた代理者に報告を行うか、最寄りの本庁又は市民センターに登庁し、その機関の担当課（本庁は人事課、市民センターは地域支援グループ）に報告を行う。

報告を受けた担当課は、自所属の職員だけでなく、自機関に登庁してきた職員の安否状況についてもとりまとめて災害対策本部（総務対策部動員班）に報告を行う。

ウ 登庁場所

原則として自己の所属に登庁する。ただし、交通途絶等により登庁が困難な場合は、最寄りの市機関に登庁し、その機関の長の指示に従う。

エ 被災者の救助等

所在地付近で著しい被害が発生し、避難誘導や負傷者の迅速な救助活動が必要な場合は、当該活動を支援し、目途がついた段階で登庁する。

オ 登庁の手段

交通機関が寸断され、道路事情が悪化している場合は、徒歩、自転車、バイクのいずれかによることとし、原則として、自動車は使用しない。

カ 登庁時の携行品

登庁に際しては、可能な限り、3日分程度の食料、飲料水、着替え、タオル等とともに、季節に応じた防寒具、雨具、懐中電灯、携帯ラジオ等の携行に努める。

キ 登庁途中における被害状況の把握と報告

災害応急対策のために、可能な範囲で登庁途中における被害状況を把握（可能な範囲で、携帯電話のカメラ機能を活用して画像情報を収集することに留意）し、甚大な被害等と判断した場合は、随時災害対策本部にメールで報告する（登庁途中で報告が出来ない場合は、登庁後、速やかに報告する）。ただし、情報収集が主目的ではないため、迅速な登庁に努める。

19 その他

唐津市災害対策本部条例及び唐津市災害対策本部規程の定めるところによる他、細

部は、別途各対策部で定める行動マニュアルによる。

第2節 災害発生直前対策

風水害については、気象・水防情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

第1項 警報等の伝達等	市（危機管理防災課、関係各課）、佐賀地方気象台、国土交通省出先機関、県、防災関係機関
--------------------	--

1 風水害に関する警報等の種類

(1) 気象関係

特別警報の発表基準

種類		発表基準
気象特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

警報の発表基準

種類		発表基準			
気象警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	28		
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	122		
	洪水	流域雨量指数基準	町田川流域=9.5, 半田川流域=13.2, 宇木川流域=7.3, 田中川流域=10.8, 行合野川流域=11.6, 左伊岐佐川流域=10, 伊岐佐川流域=7.8, 平山川流域=12.6, 玉島川流域=23.6, 横田川流域=10.7, 狩川川流域=5.2, 滝川流域=12, 小川流域=10.3, 今坂川流域=4.9, 佐志川流域=10.1		
			複合基準	玉島川流域=(10, 21.2), 狩川川流域=(10, 4.6)	
			指定河川洪水予報の基準	松浦川〔牟田部・川西橋〕、徳須恵川〔徳須恵橋〕、巖木川〔中島橋〕	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	
山地			12時間降雪の深さ20cm		
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	1.8m			

注意報の発表基準

種類		発表基準		
気象注意報	大雨	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	96	
	洪水	流域雨量指数基準	町田川流域=7.6, 半田川流域=10.5, 宇木川流域=5.8, 田中川流域=8.6, 行合野川流域=9.2, 左伊岐佐川流域=8, 伊岐佐川流域=6.2, 平山川流域=10, 玉島川流域=18.8, 横田川流域=8.5, 狩川流域=4.1, 滝川流域=9.6, 小川流域=8.2, 今坂川流域=3.9, 佐志川流域=8	
		複合基準	松浦川流域=(10, 36.4), 町田川流域=(6, 7.6), 半田川流域=(6, 10.5), 伊岐佐川流域=(6, 6.2), 玉島川流域=(6, 18.8), 横田川流域=(6, 8.5), 狩川流域=(10, 3.3), 佐志川流域=(6, 8), 巖木川流域=(6, 18.1)	
		指定河川洪水予報による基準	松浦川 [牟田部・川西橋]、徳須恵川 [徳須恵橋]、巖木川 [中島橋]	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ3cm
山地			12時間降雪の深さ5cm	
波浪	有義波高	2.5m		
高潮	潮位	1.6m		
雷	落雷等により被害が予想される場合			
濃霧	視程	陸上	100m	
		海上	500m	
乾燥	最小湿度45%で、実効湿度65%			
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上			
低温	夏期：平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：平野部で最低気温-3℃以下			
霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下			
着氷・着雪	気温-2℃～2℃の条件下で、降雪量15cm以上の場合			
その他の情報	記録的短期間大雨情報	1時間雨量	110mm	
	線状降水帯の予報情報	次の①～④までのすべての基準を満たす場合 ① 前3時間雨量（解析雨量5kmメッシュ）で100mm以上 ② ①の形状が線状 ③ ①領域内の前3時間積算降水量の最大が150mm以上 ④ ①領域内土砂キキクルにおける警戒基準を超過又は洪水キキクルにおける警戒基準を超過		
	土砂災害警戒情報、顕著な大雨による気象情報、竜巻注意情報、佐賀県気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）、キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）			

(2) 指定河川の洪水予報

国土交通省及び気象庁が共同で行う洪水予報

指定河川：松浦川水系（松浦川、徳須恵川、巖木川）

(3) 洪水予報の種類

ア 洪水警報

氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報

イ 洪水注意報

氾濫注意情報

(4) 水位情報の周知

ア 洪水

洪水予報河川以外の河川のうち、国は洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、また、県は洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、それぞれ洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を定め、河川の水位がこれに到達したときは、その旨を国においては県に、県においては水防管理者（市長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、その他の河川についても、役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

イ 内水

県又は市は、県又は市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに県にあっては市長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

ウ 高潮

県は、区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、高潮特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

(5) 水防関係

ア 水防警報

国土交通省又は県が指定する河川、海岸において、洪水又は高潮の発生が予想される場合、国土交通省出先機関又は県が、水防上必要と認め、発する警告。

イ 水防情報

水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上必要な事項であって、関係機関に発するもの。

(6) 土砂災害警戒情報等の周知

市長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表する。これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市へ伝達する。

市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線や広報車、携帯電話の緊急速報メ

ールなど保有するあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

ア 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

イ 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。

第2項 避難誘導	市（危機管理防災課、広聴広報課、農地林務課、第一工務課、第二工務課、水産課）避難の指示を実施する者（市長、警察官、消防士、海上保安官、水防管理者、災害派遣を命じられた部隊の自衛官）、県
-----------------	--

1 警戒活動

県及び市は、風水害の発生のおそれがある場合には、風水害に係る警報等に十分注意し、河川管理者、水防団等と連携を図りながら浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を実施する。

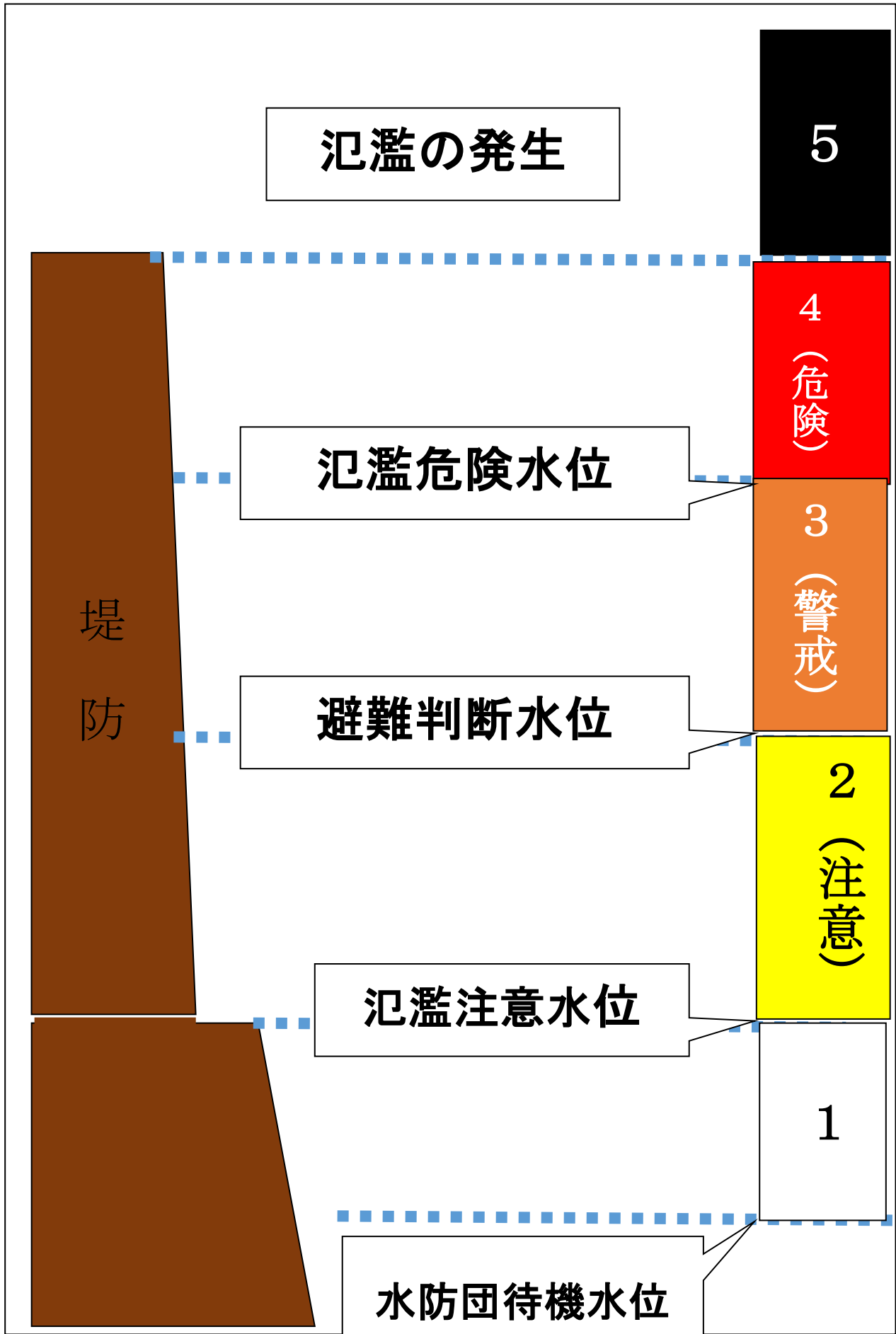
2 河川情報に基づく避難等の判断

市は、大雨等により武雄河川事務所から発令される松浦川水系洪水予報を住民避難等の参考とし、関係地域の現場情報とともに、総合的に判断する。

【松浦川水系洪水予報レベル】

河川名	松浦川		徳須恵川	巖木川
	牟田部	川西橋	徳須恵橋	中島橋
水位観測所				
氾濫危険水位	7.4m	6.8m	5.2m	2.4m
避難判断水位	6.9m	6.5m	4.5m	2.1m
氾濫注意水位	6.5m	4.5m	3.7m	1.9m
水防団待機水位	5.5m	2.9m	2.9m	1.6m
※ 武雄河川事務所からの入手情報				

「河川の水位危険度レベル」



3 避難判断基準

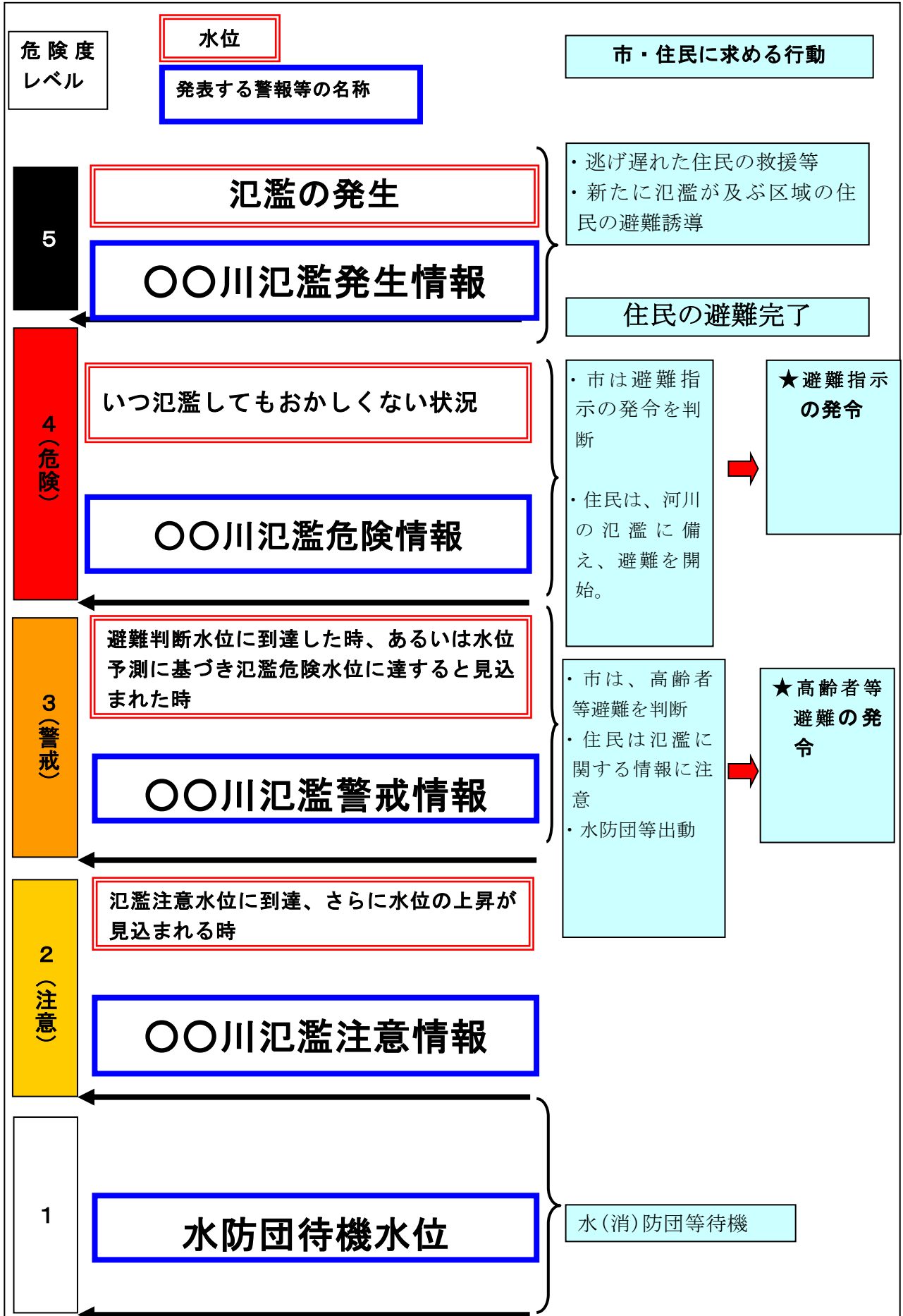
【土砂災害避難判断基準】

発令区分	判断基準	重視区域
高齢者等避難	1 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2 記録的短時間大雨情報が発表されたとき 3 土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り等の前兆現象が確認されたとき等	1 気象台発表のメッシュ情報において示された地区 2 市のハザードマップに示された次の地区 ・土石流警戒区域 ・土石流氾濫箇所 ・急傾斜地警戒区域 ・急傾斜地危険箇所 ・地滑り危険箇所
避難指示	1 土砂災害警戒情報が発表され、災害の発生が予測されたとき 2 記録的短時間大雨情報が発表され、引き続き大雨が降り続く等、災害発生が予測されたとき 3 土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り等の前兆現象が確認されたとき 4 過去に災害発生があり、経験的に災害発生が予測されたとき等	3 土砂災害警戒区域に指定された地区 4 前兆現象が確認された地区 5 過去に災害発生があった地区等

【高潮災害避難判断基準】

発令区分	判断基準	重視区域
高齢者等避難	1 高潮警報が発表されたとき 2 高潮注意報が発表され、高潮の越波、越流の危険性が高いと予測されたとき等	1 高潮浸水想定区域に指定された区域 (唐津市の沿岸区域等) 2 津波避難計画のハザードマップに示された区域
避難指示	1 高潮警報が発表されたとき 2 高潮の越波、越流が予測されたとき	3 唐津市水防計画に示す重要水防区域等

《参考》【 洪水時等に関する防災情報の体系要約図 】



4 適切な避難誘導

警戒活動の結果、危険と認められる場合には、避難指示を実施する者は、躊躇せず、時期を逸することなく行うものとする。この場合は、避難行動要支援者に十分配慮し、早目に避難指示等の情報伝達、避難誘導、安否確認を実施するなど適切な措置を取るものとする。

また、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

さらに、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の市民センター等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

また、市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

5 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、また開設する場所を、「避難場所」として、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、「避難場所」を開設する際は、総合防災情報システム、60MHz防災行政無線、280MHzデジタル同報無線及びSNS（LINE、Facebook等）などの手段を用いての手段を用いて、住民等に対し、周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。

6 局地的かつ短時間の豪雨の場合

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

7 住民への避難指示等の伝達

住民への避難指示等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

8 住民への周知

避難誘導に当たっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

9 市に対する助言

防災関係機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。さらに市は避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

<p>第3項 災害未然防止活動</p>	<p>水防管理者、河川管理者、海岸管理者、農業用排水施設管理者、市（雨水対策課、関係各課）</p>
----------------------------	---

1 水防活動による災害の未然防止

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うものとし、この際必要と認める場合には、あらかじめ必要な事項を市及び警察署等に通知する。

2 住民への周知

(1) 市は、地域防災計画を住民が閲覧できるよう、唐津市のホームページで一般公開するとともに、市役所本庁、各市民センター、公民館、図書館等に備え付け住民への周知を図る。

(2) 河川氾濫注意地域、土砂災害危険地域及び避難所等を記載したハザードマップを作成し印刷物を住民に配布し周知を図る。

(3) 市は、水防管理者から、ダム、せき、水門等の操作を行う通知を受領した場合で必要と認めるときは、あらかじめ必要な事項を一般に周知する。

(4) 市は、浸水想定区域内の高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものに対して、高齢者等避難等の情報提供と周知を図り、円滑かつ迅速な避難の確保が出来るよう配慮する。

第3節 災害情報の収集・連絡、報告

市は、風水害（予想）時において、防災関係機関等と緊密な連携のもと、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を、手段を尽くして積極的に収集し、収集した情報を的確に処理して防災対策に資するとともに、県及び他の防災関係機関、地域住民等に迅速、的確に伝達・連絡するものとする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を早期に行う。

また、市は、法令等に基づき、被害状況等を収集、整理するとともに県（国）に報告する。

第1項 収集する災害情報の種類	市（危機管理防災課、消防本部）、防災関係機関
-----------------	------------------------

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

【第1段階】 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

1 画像情報

- (1) 画像伝送システムによる情報
- (2) ヘリコプターによる被害情報
- (3) 国土交通省等の設置するカメラからの情報
- (4) 電子メールによる情報
- (5) 唐津市消防ドローン隊によるドローンからの情報

2 主要緊急被害情報

- (1) 概括的被害情報（人的被害、住家・建築物の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等）
- (2) ライフライン被害の範囲
- (3) 医療機関へ来ている負傷者の状況
- (4) 119番通報が殺到する状況 等

【第2段階】 被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）

- 1 人的被害（行方不明者の数を含む。）
- 2 住家被害
- 3 ライフライン被害
- 4 公共施設被害
- 5 農林水産、商工被害（企業、店舗、工業用水道施設及び観光施設等の被害）等

【第3段階】 対策復旧情報（被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報）

- 1 応急対策の活動状況
- 2 災害対策本部の設置、活動状況 等

第2項 災害情報の収集・共有	各防災関係機関 市（危機管理防災課、関係各課）、県
-----------------------	------------------------------

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

市は、県が把握した被害状況及び交通状況等を速やかに市へ情報提供するよう要請する。特に、風水害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報については、迅速に行うよう要請する。

また、市は、国土交通省九州地方整備局と県が収集した防災画像情報（災害発生状況、災害復旧状況、防災訓練などの防災活動に関するもの）について、速やかに情報提供するよう要請する。

1 画像伝送システム及びヘリコプターによる緊急災害情報の収集

早期に被害の概要を把握するため、消防本部の画像伝送システム及びドローンを活用するほか、必要に応じ、ヘリコプター（県消防防災ヘリコプター・県警察ヘリコプターのほか、第七管区海上保安本部、陸上自衛隊、国土交通省九州地方整備局及び他県へ応援を要請）、ドローンにより、画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

また、内水氾濫のおそれのある地域等へ防災カメラやセンサー等を設置し、内水状況の早期把握、実動機関との共有及び市民への情報提供を行えるよう検討する。

2 参集途上職員による緊急災害情報の収集

市職員は、参集途上中に、スマートフォン等も活用して周囲の被災状況を把握するものとし、周囲の被災状況を把握するものとし、システム等して、災害対策本部等に報告する。（参集途中で報告ができない場合は、参集後、速やかに報告する）。

3 その他機関からの情報の活用、職員の派遣等による情報の収集

市は、防災関係機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や県民等から得られる情報も活用するとともに、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。

4 情報の共有

市、県、国その他の防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

第3項 災害情報の的確な処理及び伝達方法	危機管理防災課、各防災関係機関
-----------------------------	-----------------

1 各種情報を分類、整理、統合

手段を尽くして収集した各種情報を、災害情報連絡室等において、情報量・正確性・信頼性等を審査し、防災対策の優先順位の判断、処置及び県等に対する報告並びに関係機関等に対する通報に活用できるよう整理する。

2 住民等に対する災害情報の伝達

住民等のニーズに適合するため、60MHz防災行政無線、280MHzデジタル同報無線、情報メール、ソーシャルメディア（LINE、Facebook等）等の活用により住民に対し、迅速な伝達を図り住民の不安を除去する。

住民等に対する災害、避難等情報の連絡に当たっては、60MHz防災行政無線、280MHzデジタル同報無線システムのほか行政放送、情報メール、市ポータルサイト（ホームページ）、ソーシャルメディア（LINE、Facebook等）、FMからつによる緊急災害等放送、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社による緊急速報メール等の配信、市広報車、L-ALERT（災害情報共有システム）、唐津市防災気象情報（自主避難促進支援サービス：ウェザーニューズ社）、県防災ネットあんあん（スマートフォンアプリ）、インターネット、テレビ、ラジオ等の最も迅速かつ確実な方法により行うものとする。

第4項 被害状況等の報告	市（危機管理防災課）、各防災関係機関、県
---------------------	----------------------

1 災害情報の県に対する報告、防災関係機関等に対する連絡

(1) 県及び市は、収集した災害等情報を、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防防第267号）に基づき、県（災害対策本部）等に対し、迅速かつ的確に報告するとともに、必要に応じ防災関係機関に連絡する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、警察・消防など関係機関が把握している情報を積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。被害情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、国へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行う。

市は、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(2) 各市民センターは、前述の報告を本庁に行うものとする。

2 被害状況等の報告事項等

(1) 報告責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、防災関係機関は、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をするものとする。

報告責任者は、本計画の各編に定める活動体制におけるその時点の体制の長とする。

(2) 報告要領

ア 報告の種類等

種類	報告する情報	時期
被害概況即報	《緊急災害情報》 1 画像情報 2 主要緊急被害情報 (1) ライフライン被害の範囲	災害の覚知後直ちに

	(2) 医療機関へ来ている負傷者の状況 (3) 119番通報が殺到する状況等	
被害状況即報	《被害情報》 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 《対策復旧情報》 1 応急対策の活動状況 2 災害対策本部の設置、活動状況	逐次
災害確定報告	《被害情報》 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 《対策復旧情報》 1 応急対策の活動状況 2 災害対策本部の設置、活動状況	応急対策を終了した後 20日以内

イ 報告を必要とする災害の基準

<p>災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告するもの</p> <p>〔 災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、市町が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む 〕</p>	<p>(ア) 県において災害対策本部を設置した災害</p> <p>(イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害</p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害</p>
<p>火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの</p> <p>※ 基準に該当する災害が発生するおそれがある場合を含む</p>	<p>【一般基準】</p> <p>(ア) 災害救助法の適用基準に合致する災害</p> <p>(イ) 県又は市が災害対策本部を設置した災害</p> <p>(ウ) 2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害</p> <p>(エ) 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表された災害</p> <p>(オ) 自衛隊に災害派遣を要請した災害</p> <p>【個別基準】</p> <p>(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じた災害</p> <p>(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じた災害</p> <p>(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じた災害</p> <p>【社会的影響基準】</p> <p>上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い災害</p>
<p>災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの</p>	<p>(ア) 災害救助法の適用基準に合致する災害</p> <p>(イ) 県又は市が災害対策本部を設置した災害</p> <p>(ウ) 当初は軽微であっても、2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害</p> <p>(エ) 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害</p> <p>(オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められる災害</p>

災害対策基本法に基づき県（又は市）が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告

は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

(3) 報告の細部要領

ア 被害概況即報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とする。

佐賀県防災GIS等の災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、市は、災害覚知後直ちに、県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）を経由して、県（危機管理防災課〔統括対策部総括班〕）に報告し、県の消防庁及び関係省庁に対する報告に寄与する。

通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市は、直接消防庁へ報告するものとする。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

また、消防本部への通報が殺到した場合、市は、その状況を県のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。

死者又は行方不明者が生じた災害が発生した場合、市は、第1報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

イ 被害状況即報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、佐賀県防災GIS等の災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とする。

市は、県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）を経て、県（危機管理防災課〔統括対策部総括班〕）に報告する。

県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）に報告できない場合は、直接県（危機管理防災課〔統括対策部総括班〕）に報告する。

通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市は、直接消防庁へ報告するものとする。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡する。

市は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1（市内で50の住家が滅失した場合）に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

ウ 災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に、報告する。報告の経路は、イのとおりとする。

《連絡窓口》

・消防庁

区分		平日（9：30～18：15） 応急対策室	左記以外 宿直室
NTT回線	TEL	03 - 5253 - 7527	03 - 5253 - 7777
	FAX	03 - 5253 - 7537	03 - 5253 - 7553

・県

区分		平日（8：30～17：15） 危機管理防災課（統括対策部）	左記以外 守衛室
NTT回線	TEL	0952 - 25 - 7362 0952 - 25 - 7107	0952 - 24 - 3842
	FAX	0952 - 25 - 7262	

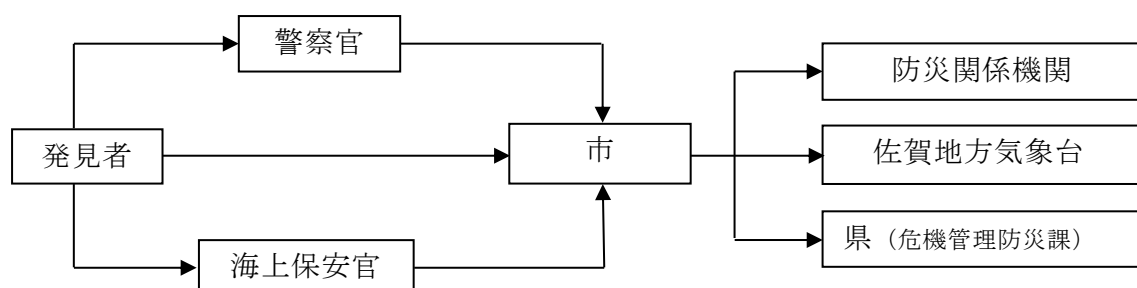
(4) 防災関係機関等の協力

市が行う災害情報の収集に当たっては、指定地方行政機関、指定公共機関等防災関係機関は、自ら調査収集した災害情報について、通報又は連絡する。

第5項 異常現象発見時の通報	市（危機管理防災課）、防災関係機関
-----------------------	-------------------

市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（危機管理防災課）、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。

1 通報系統図



2 通報を要する異常現象

(1) 異常潮位

天文潮（通常の干満潮位）から著しく崩れ、異常に変動した場合

(2) 異常波浪

海岸等に被害を与える程度以上のうねり、波浪で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合

(3) その他

崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等

3 通報項目

(1) 現象名

(2) 発生場所

(3) 発見日時分

(4) その他参考となる情報

第4節 労務確保計画

第1項 実施責任	各防災関係機関
-----------------	---------

各応急対策を実施する各防災関係機関は、応急対策の状況に応じた労働力の確保を行う。

第2項 労働者の確保	商工振興課、各防災関係機関
-------------------	---------------

風水害の状況等により、防災関係機関が自ら必要な労働力を確保することが困難な場合、県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対して、労働力の確保を行うための協力要請を行う。

市の防災関係機関は、労働力を必要とする場合は、直接所轄の公共職業安定所に対し、文書又は口頭で、次の事項を明示し、求人申し込みを行う。

- 1 職種別求人数
- 2 作業場所及び作業内容
- 3 作業時間
- 4 賃金の額
- 5 雇用日数

第3項 労働者の作業内容

労働者の作業内容は、次のとおりとする。

- 1 瓦礫等の除去、道路等復旧作業
- 2 罹災者の避難、救出
- 3 医療及び助産における移送
- 4 救援物資の整理配分及び輸送
- 5 遺体の捜索、処理等（埋葬を除く）

第5節 従事命令及び協力命令

知事、市長等(市長、市の吏員、警察官、海上保安官、自衛官)は、応急措置を実施するため特に必要があると認める時、又は緊急の必要があると認める時は、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

第1項 従事命令等の種類	市(消防本部、危機管理防災課、第一工務課、第二工務課、関係各課)、県警察、海上保安部、自衛隊、水防管理者、水防団長
---------------------	---

1 従事命令等の種類と執行者

対象作業	種類	執行者	根拠法令
災害応急対策作業 (応急措置一般)	・ 従事命令 ・ 協力命令	知事 (委任された場合は市長)	災害対策基本法第71条 第1項、第2項
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	・ 従事命令 ・ 協力命令	知事	災害救助法第7条、第8条
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	・ 従事命令	市長	災害対策基本法第65条 第1項、第2項
危害防止のための措置	・ 措置命令	警察官	警察官職務執行法第4条
非常事変に際し必要があるときの協力	・ 協力要請	海上保安官	海上保安庁法第16条
消防作業	・ 従事命令	消防吏員 消防団員	消防法第29条第5項
水防作業	・ 従事命令	水防管理者 水防団長 消防本部の長	水防法第24条

2 従事命令又は協力命令の対象者

命令の区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師・助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官、とび職 (5) 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 地方鉄道業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町長・警察官・海上保安官の従事命令	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による措置命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
海上保安庁法による協力命令	付近にある人及び船舶
消防法による消防吏員・消防団員の従事命令	火災の現場附近にある者
水防法による水防管理者・水防団長・消防本部の長の従事命令	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

<p>第2項 発動方法等 (補償等を含む)</p>	<p>市(危機管理防災課)</p>
-------------------------------	-------------------

従事命令等の公用令書の交付

- 1 災害対策基本法による公用令書の交付(災害対策基本法第81条、同法施行令第34条)
知事若しくは市長は、従事命令又は協力命令を発した時、及び発した命令を変更し、又は取消す時は、それぞれ公用令書を交付して行うものとする。
- 2 公用令書の様式は、災害対策基本法施行規則第7条に定めるところによる。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

市は、災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、自衛隊の災害派遣出動を要請するよう求める。

第1項 災害派遣要請基準	市（危機管理防災課）、自衛隊
---------------------	----------------

- 1 市に災害が発生又はそのおそれがあるときにおいて、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合
- 2 市として、公共性、緊急性、非代替性の要件が整った場合

第2項 災害派遣要請の手続	市（危機管理防災課）、自衛隊、海上保安部、佐賀空港事務所、県
----------------------	--------------------------------

- 1 要請者
知事（他に、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長）
- 2 要請先

区分	部隊の長	担任部署
陸上自衛隊	西部方面混成団長	第3科
	第4師団長	第3部
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課

ただし、緊急の場合は、「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する次表の自衛隊の部隊の長に対し、要請することができる。

3 要請の手続

知事は、2の要請先に対し、次の事項を明らかにした文書をもって、災害派遣の要請を行う。なお、災害により第1項の基準を満たすおそれが高いと予想されるときは、電話等によりあらかじめ出動準備の要請を行うものとするが、事態の推移により要請しないと決定したときは、直ちにその旨を連絡するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考になるべき事項

この要請は、佐賀県危機管理防災課（総括対策部）が担当し、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊等の長一覧

区分	部隊等の長	住 所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任
陸上 自衛隊	西部方面総監	熊本市東町1-1-1	(096) 368-5111	九州
	第4師団長	福岡県春日市大和町5-12 (師団司令部第3部)	(092) 591-1020	福岡県、佐賀県 長崎県、大分県
	西部方面混成団長	久留米市国分町100 (混成団本部第3科)	(0942) 43-5391	佐賀県
海上 自衛隊	佐世保地方総監	長崎県佐世保市平瀬町 (防衛部第3幕僚室)	(0956) 23-7111	九州(大分県、宮崎 県を除く)及び山口 県の一部
航空 自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)	(092) 581-4031	九州(宮崎県を除 く)、広島県、岡山 県、愛媛県、高知県
	第8航空団司令	福岡県築上郡築上町西八田 (防衛部防衛班)	(0930) 56-1150	
	第3術科学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋1455-1 (教務課計画班)	(093) 223-0981	

※時間外は、当直司令が連絡を受ける。

4 市長の知事に対する災害派遣の要請の要求等

(1) 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣の要請をしよう求めることができる。この場合においては、併せてその旨及び災害の状況を2の要請先に通知することができる。この要請は、総務部(危機管理防災課)が担当し、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

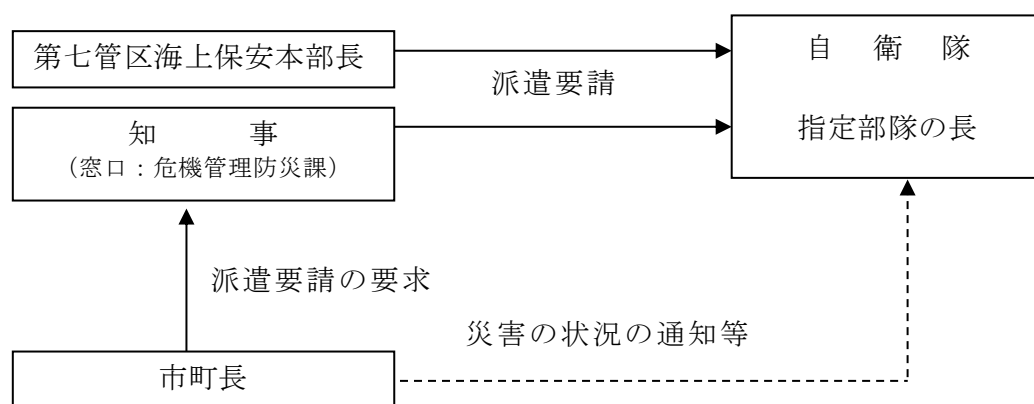
(2) 市長は、通信の途絶等により、(1)の要求が知事に対しできない場合には、その旨及び災害の状況を、2の要請先に通知することができる。(この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。)これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

5 予防派遣

災害派遣の要請は、既に災害が発生している場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合においても行うことができる。

(実例：平成4年5月～6月大分県風倒木処理において予防派遣を実施)

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】



注) ----- は、知事に対して派遣要請の要求を行った場合、又は派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。

第3項 自衛隊の自主派遣	自衛隊
---------------------	-----

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないときは、自衛隊は、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う。(自衛隊法第83条第2項)

この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

第4項 自衛隊の活動範囲	自衛隊
---------------------	-----

活動項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防本部に協力して消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関が提供）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関が提供）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊

活動項目	活動内容
	急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。 (注*)
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去等を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

注) 被災者に対する被服、寝具、天幕等の物品の無償貸付（最大限3か月）及び食料品、飲料水、医薬品、消毒剤・炊事及び灯火用燃料等の消耗品の物品を譲与することができる。これらの貸付譲与は市町長を通じて行う。

応急復旧を行う者に対して、修理用器具、照明用器具、通信機械、消毒用器具等を無償で貸与することもできる。

第5項 派遣部隊への措置 (受入れ体制)	市（危機管理防災課、関係各課）、自衛隊、県
---------------------------------	-----------------------

1 市の措置

県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受け入れのために必要な措置を講じる。

(1) 部隊の受入れ準備

ア 職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。

イ 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。

ウ 部隊が集結した後、直ちに派遣部隊の長とイの計画について協議し、調整のうえ、必要な措置を講じる。

エ 自衛隊等の活動拠点

市における自衛隊の部隊や関係機関の受け入れ、活動拠点及びヘリポート（航空機の場外着陸場）として次を指定する。

(ア) 陸上活動拠点

施設名	住所（電話番号）
唐津市浄水センター	〒847-0861 佐賀県唐津市二タ子3丁目1-6 (Tel:0955-72-9146)

(イ) ヘリポート(航空機の場外離着陸場：18カ所)

場 所	住 所	備 考
名護屋ヘリポート	唐津市鎮西町名護屋字内椿1536-9	鎮西市民センター 地域支援グループ
唐津浄水センター 運動広場	唐津市二タ子3-16	スポーツ振興課
唐津市巖木広瀬運動広場	唐津市巖木町広瀬谷口3183	巖木市民センター 地域支援グループ
唐津市天徳の丘運動公園多目的運動広場	唐津市相知町相知字天徳2406-3	相知市民センター 地域支援グループ
北波多中央広場	唐津市北波多徳須恵1427-1	都市整備部 都市計画課
唐津市呼子スポーツセンター 運動場	唐津市呼子町呼子3972	呼子市民センター 地域支援グループ
唐津市七山鳴神の丘運動公園 グラウンド	唐津市七山滝川1046	七山市民センター 地域支援グループ
唐津市肥前総合運動場	肥前町大字入野丙565-6	肥前市民センター 地域支援グループ
唐津市鎮西スポーツセンター 多目的広場・駐車場	唐津市鎮西町打上2571-3	鎮西市民センター 地域支援グループ
唐津市松浦川運動広場 唐津市松浦河畔公園野球場	唐津市鏡3035-3 唐津市鏡2996	国土交通省承認
高島ヘリポート	唐津市高島1240番1他	総務部 危機管理防災課 (原子力災害時避難円滑化モデル実証事業で整備)
神集島ヘリポート	唐津市神集島2789番42	
小川島ヘリポート	唐津市呼子町小川島1065番9、11	
加唐島ヘリポート	唐津市鎮西町加唐島76番3	
馬渡島ヘリポート	唐津市鎮西町馬渡島1426番2地先	
松島ヘリポート	唐津市鎮西町松島3480番4	
向島ヘリポート	唐津市肥前町向島209番3	

(2) 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、職員又は消防団員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

(3) 自衛隊の活動等に関する報告

市は、派遣部隊の長から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、さらに、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、県危機管理防災課（統括対策部総括班）に報告するものとする。

2 県の措置

(1) 連絡所の設置

県庁内及び被災地を所管する土木事務所の庁舎内に、自衛隊連絡所を設置する。

(2) 宿舍のあっせん

派遣部隊の宿舍を必要とする場合は、県が、関係市町と協議してあっせんする。

(3) 災害派遣部隊用の施設

県は、派遣部隊の用に供するため次の施設を充てるものとする。派遣部隊の長は、

災害対策本部長（知事）、現地災害対策本部長又は地区対策班総括班長（土木事務所長）に申し出て、この施設を使用するものとする。

第6項 活動用資機材の準備	自衛隊、市（危機管理防災課）
----------------------	----------------

1 自衛隊が準備する器材等

自衛隊が災害派遣に当たり準備する器材等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸器材
- (2) 自衛隊の長が定める現有装備品（増加装備品を含む）及び現有訓練用品等
- (3) 山地、河川、湖沼又は沿海地域等及び水害時等危険を伴う災害時における派遣にあつては、救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品
- (4) 自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロープ発射機等災害救援のために直接必要な火薬類
- (5) 派遣部隊等の糧食
- (6) 派遣部隊等の車両燃料及び油脂
- (7) 派遣部隊の衛生資材で、患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの、及び浄水錠、救急包帯等、自衛隊が準備する前記の器材等以外のもので、作業に必要なものは、すべて県又は関係市町が準備するものとする。ただし、前記の器材等と同様のものを県又は市で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

2 相互連絡

県及び自衛隊は、防災の用に供する器材のうち関係あるものの種目、性能、数量、集積場所（所管部隊名）等について、あらかじめ相互に連絡し、異動を生じた場合は、速やかに補正するものとする。

第7項 経費の負担	市（危機管理防災課、総務課）、自衛隊
------------------	--------------------

自衛隊の救援活動に要した次に掲げる経費は、原則として派遣を受けた機関（自治体）が負担するものとし、2以上の自治体の区域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

第8項 撤収手続	市（危機管理防災課）、自衛隊
-----------------	----------------

市は、県知事に対し、自衛隊災害派遣の目的が達成されたと認める場合には、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、県及び自衛隊等と十分協議して、災害派遣撤収要請の依頼をする。

第7節 応援協力体制

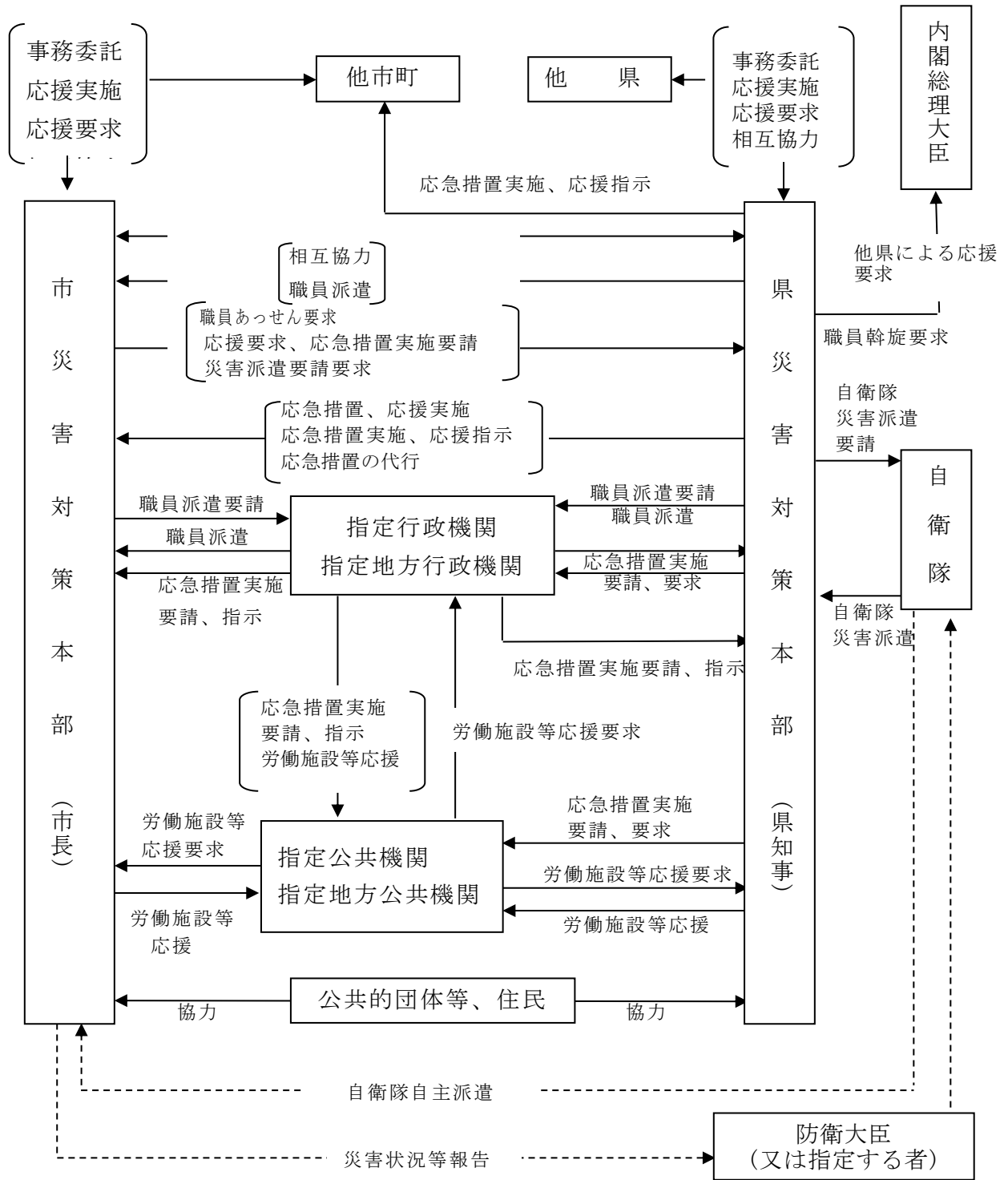
災害による被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、国、県、他市町及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。

また、県、市及び防災対策機関は、風水害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の県、市町や機関に対し、応援を要請するものとする。

なお、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

県及び市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

【災害時の応急対策協力関係図】



第1項 相互協力体制	市（危機管理防災課、消防本部）、指定公共機関、指定地方公共機関、県警察、自主防災組織（企業等を含む）、県
-------------------	--

1 市が実施する措置

(1) 他の市町への応援要請

市は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町に対し応援要請を行う。

(2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

市又は消防本部は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」、「佐賀県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、県に対し要請する。

(3) 県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせんの要請

ア 市は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認める時は、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。

イ 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

ウ 派遣要請者は、市長等で、要請先は県危機管理防災課（統括対策部総括班）とする。

エ 要請必要事項

要請の必要事項は、別表のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

(4) 指定地方行政機関等への職員の派遣要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のための必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

《市が実施する応援要請の必要事項及び根拠》

要請の内容	要請に必要な事項	根拠
他の市町に対する応援要請	(ア) 災害の状況 (イ) 応援(災害応急対策の実施)を要請する理由	災害対策基本法第67条 災害対策基本法第68条
県への応援要請又は災害応急対策の実施要請	(ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (エ) 応援(災害応急対策の実施)を必要とする場所 (オ) 応援を必要とする活動内容(必要とする災害応急対策) (カ) その他必要な事項	
自衛隊災害派遣要請(要求)	第2編第7章第6節自衛隊災害派遣要請計画参照	自衛隊法第83条

要請の内容	要請に必要な事項	根拠
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	(ア) 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 (イ) 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (ウ) 派遣を必要とする期間 (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (オ) その他必要な事項	災害対策基本法第29条 同法第30条 地方自治法第252条の17
他県消防の応援の要請を求める場合	(ア) 災害発生日時 (イ) 災害発生場所 (ウ) 災害の種別・状況 (エ) 人的・物的被害の状況 (オ) 応援要請日時 (カ) 必要部隊数 (キ) その他の情報	消防組織法第44条

(5) 消防団との協力

消防団は、市や消防本部等との協力体制の下、災害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

- ア 避難誘導活動
- イ 河川やがけ地などの危険箇所の警戒巡視活動
- ウ 被災者の救出・救助活動
- エ 土のう積みなどの災害防除活動
- オ その他の災害応急対策業務

2 自主防災組織との協力

自主防災組織（事業所等の自衛防災組織を含む）は、市との協力体制の下、災害時には次の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

- (1) 避難誘導、避難所での救助・介護業務等
- (2) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- (3) 被災地域内の社会秩序維持への協力
- (4) 避難場所及び避難所の開設・運営への協力
- (5) その他の災害応急対策業務（地域、市の体制等勘案して）への協力

第2項 相互協力の実施	防災関係機関
--------------------	--------

1 基本的事項

各防災関係機関は、応援を求められた場合は、支障がない限り、協力又は便宜を供与するものとする。また、応急対策の実施に当たっては、各防災関係機関は、あらかじめ定めた協議、協定等に基づき、誠意をもって対処するものとする。

2 応援を受けた場合の費用の負担

- (1) 他の地方公共団体の応援を受けた場合の費用の負担は、法第92条に定めるとおり応援を受けた側が負担することになるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

(2) 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

- ア 派遣職員の旅費相当額
- イ 応急措置に要した資材の経費
- ウ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
- エ 救援物資の調達、輸送に要した経費
- オ 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定	県、市（消防本部、危機管理防災課）
-----------------	-------------------

県及び市は、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できない場合には、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援を要請する。

1 市町間の相互応援

市は、県外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進する。

市は、必要に応じて、被災地に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど相互にあらかじめ必要な準備を整えるものとし、県は必要な調整を行う。

2 市町・消防本部と防災関係機関等との相互協力

市は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間団体等との協定の締結を進める。

3 相互協力協定等の締結促進

各防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体との協力協定等の締結を進める。

県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

第8節 通信計画

市は、県及び防災関係機関との間において、次に掲げる通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行う。

また、災害の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳などにより、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

1 県等の通信への接続

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時には防災、平常時には一般行政に関する情報の通信を行うため、無線回線（地上系）、有線回線（光ケーブル）及び衛星回線により、県本庁を中心として県警察、県現地機関、市、消防機関、ダム管理所、自衛隊及び防災関係機関との間をネットワーク化した通信網であり、メール、電話、FAX、映像及び防災情報等のデータの送受信ができる。

区分 機関名		接続回線			通信内容				県庁から 一斉指令 可能
		地上系 無線	有線 (注1)	衛星	電話	FAX	映像 (注2)	防災 データ	
県警察本部		○	○		○	○	○	○	○
県 現 地 機 関	防災航空センター	○	○		○	○	○	○	○
	土木事務所	○	○		○	○	○	○	○
	総合庁舎 (土木無)	○	○		○	○	○	○	○
	ダム事務所	15箇所			○	○	○	○	○
	その他の 現地機関		○		○	○	○	○	△
市 (ハックアップ)	無線LAN	○	○	○	○	○※	○	○※	○※
	MCA	(○)			(○)				
消防本部		○	○	○	○	○※	○	○※	○※
陸上自衛隊 (第4特科連隊、第4師団) 唐津海上保安部		○			○			○	○
防災関係機関		△	○		○				
移動系無線		△			○				

凡例 ○：あり、△：一部あり

注1 公共ネットワークの光ケーブル回線を含む

2 映像については、県本庁統制局からのみ送信が可能。

※ 衛星では利用不可

ア 被災現場からの通信

県防災行政無線及び移動系無線を利用し、被災現場からの通信を行う。また、LTE回線を活用したタブレット端末や可搬型衛星通信システム等の映像伝送システ

ムも活用する。

イ 通信統制

(ア) 円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を優先的に確保するため、必要に応じ、県本庁（統制局）において通信の統制を受ける。

(イ) 県との通信を行う場合は、「佐賀県防災行政無線通信運用管理規程」に従う。

(2) 防災相互通信用無線電話

市は、災害現場において、防災関係機関が、相互に協力し、円滑に防災活動を実施するため、必要な通信を行う場合、県の防災相互通信用無線電話を使用する。

【所有機関】

県、県警察、海上保安部、唐津市を除く3市町、4消防本部、日本赤十字社

【県における設置場所】

危機管理防災課（統括対策部）、消防防災ヘリコプター（158.35MHzのみ）

【使用周波数】

158.35MHz又は466.775MHzの全国共通波

(3) 優先利用ができる一般加入電話

【災害時優先電話】

災害時において、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発信規制の対象とされない、災害時優先電話の固定電話及び携帯電話を活用する。

【県における設置場所】

危機管理防災課（統括対策部）

2 市の通信構成等

(1) 唐津市防災行政無線、情報メール、ホームページ等による災害情報等の配信

(2) ケーブルテレビによる行政放送の配信

ア 唐津市の専用番組により、行政放送を各家庭等に配信する。

イ 防災関連行政放送主要内容

災害等緊急情報提供のための災害情報、火災情報、文字放送等

(3) 非常通信

災害等非常の事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、有線電話が途絶し、又は輻輳して事実上利用できない状態になった時は、電波法第52条第4号及び第74条第1項の規定に基づき、非常通信の取扱いを行う。

ア 非常通信として、取り扱える通信の内容

(ア) 人命の救助、避難者の救護に関するもの。

(イ) 気象警報等に関するもの。

(ウ) 非常事態に際しての交通制限、その他の秩序、又は緊急措置に関するもの。

(エ) 気象観測資料、鉄道、道路、電力設備、要員の確保、その他緊急措置に関するもの。

(オ) 災害対策本部、防災関係機関等が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの。

イ 非常通信の発信資格者又は依頼者

(ア) 県、市、災害対策本部、日本赤十字社、電力会社、鉄道会社

(イ) 新聞社、通信社、放送局

(ウ) その他人命の緊急救助措置、又は急迫の危険に関するものであれば一般でも可能。

ウ 非常通信の依頼先

佐賀地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局

(4) 優先利用ができる一般加入電話

災害時優先電話

市は、災害時に備えて、あらかじめ通信事業者と協議し、設置した災害時優先電話を活用する。

【市における設置場所(電話番号)】

唐津市役所 本庁	代表電話番号	0955-72-9111
	災害警戒本部設置以降 災害対策専用線電話番号(増設)	0955-72-9218 (内線:4911~4919)
	危機管理防災課FAX	0955-72-9170
	記者室FAX	0955-74-1617

(5) 移動体通信(携帯電話)

市職員等、消防本部及び消防団幹部等へパソコンから唐津市情報メールを一斉に送信し、災害情報等を伝達する。

- ・火災等情報:消防本部が送信
- ・台風・地震等災害及び災害対策本部等設置情報:危機管理防災課が送信

(6) 放送機関の利用

市(県)は、災害時において、緊急に、通知、要請、伝達又は警告をする必要がある時は、放送法第2条第26号に規定する放送事業者に、防災行政無線、電話、ファクシミリ、電子メール等で、迅速かつ正確に情報を伝達し、放送を行うことを求める。ただし、放送事業者と協議して定めた手続きにより行う。

(7) インターネットの利用

インターネットを利用して、メール、画像及びデータ等による情報伝達を行う。

第9節 救助活動計画

災害により救助すべき者が発生した場合には、消防機関、市、県、県警察、海上保安部及び災害派遣された自衛隊は、相互に協力し、迅速かつ的確な救助活動を行う。

また、被災地の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び住民は、自発的に救助活動を行うとともに、消防機関等が行う救助活動に協力するよう努める。

第1項 自主防災組織等の救助活動等	被災地の自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民
--------------------------	--------------------------

風水害が発生した場合、被災地内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び住民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防本部等が実施する救助活動に協力するよう努める。

- 1 近隣又は事業所内に、救助すべき者がいるか早期に把握する。
- 2 救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
- 3 救助活動に当たっては、可能な限り消防本部等と連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防本部等に連絡し、早期救助を図る。

第2項 救助活動	県警察、海上保安部、自衛隊 市（消防本部、危機管理防災課）、県
-----------------	------------------------------------

1 市

(1) 救助活動

ア 現地調整所の設置

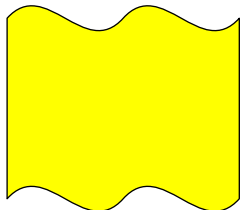
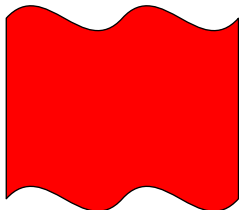
市及び県は、災害発生後速やかに、災害規模の把握に努め、消防・警察・海上保安部・自衛隊・DMAT等の部隊が連携して活動を行うため、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有など部隊間の調整を行う。

また、救助された負傷者については、医療機関（医療救護所を含む）に収容する。

イ 避難者情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重症者などがいることについての情報を、防災ヘリ等に容易に把握させるために、情報伝達用サインを統一する。

○規格 概ね2m×2mの布

	避難者がいることを示す。 (黄)		避難者の中に重症者や要配慮者など緊急に救助を要する者がいることを示す。 (赤)
---	---------------------	--	--

(2) 応援要請

ア 市の救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。

イ 市は、県内消防機関の応援を得てもなお不十分と認めた場合は、県を通じ、消防庁へ緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援（以下「広域航空消防応援」という。）について、の出動要請を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ緊急消防援助隊又は広域航空消防応援の出動要請を行う。

ウ 市は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

エ 市の救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。

オ 市は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

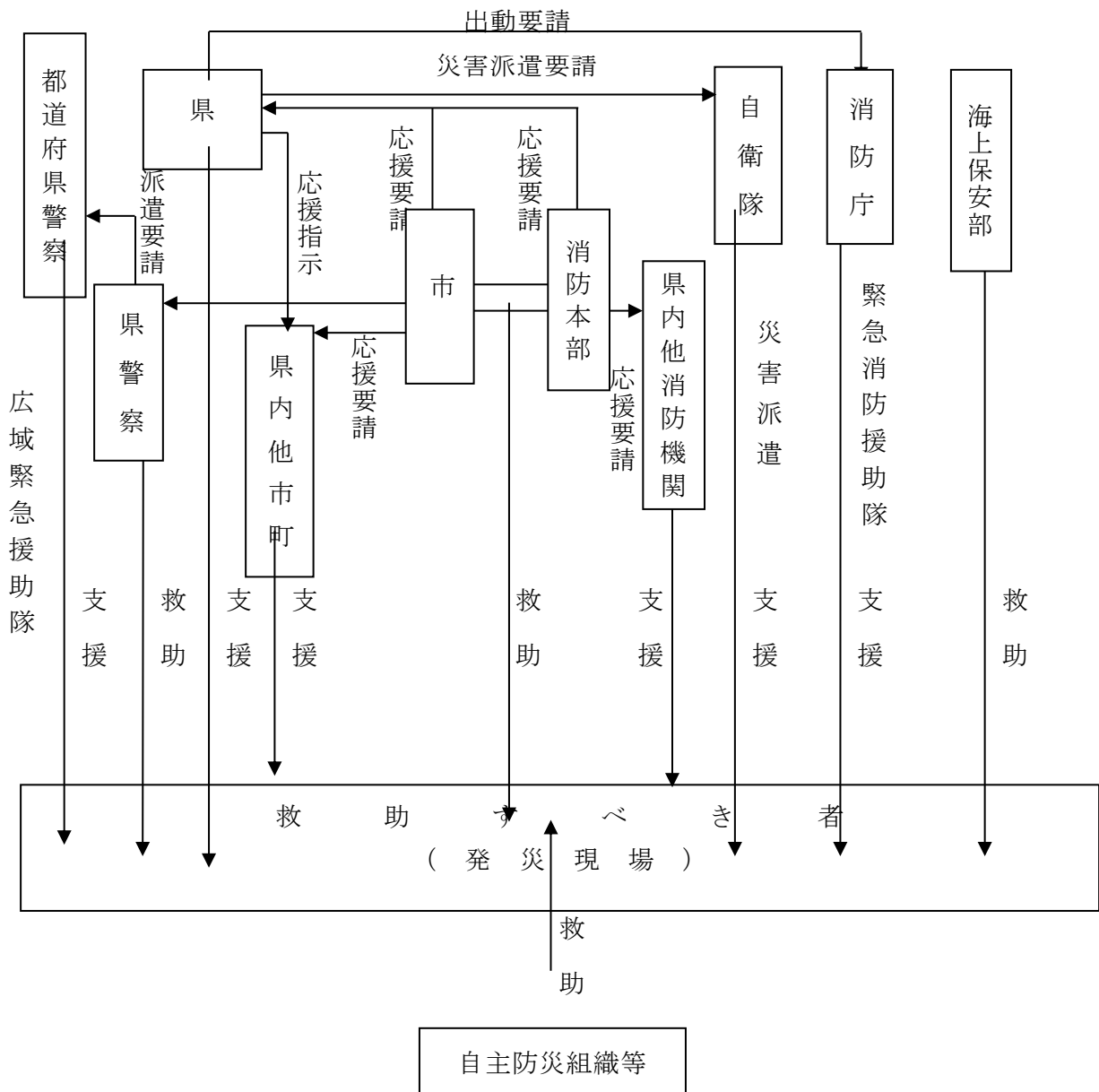
(3) 拠点等の確保

市は、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図るものとする。

2 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行う。

[関係機関及び市の救助・支援系統]



第10節 保健医療福祉活動計画

災害により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、市、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び唐津東松浦医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。その具体的な手順は、別に定める「災害時医療救護マニュアル」を基本とする。

また、県は、保健医療福祉ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

第1項 保健医療福祉活動	市（地域医療課、健康増進課、人事課、市民病院）、医師会、歯科医師会、日本赤十字社、県
---------------------	--

1 医療機関における医療活動の確保

(1) 公的医療機関等

市及び日本赤十字社は、災害時に、自らの医療機関において、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じるとともに、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じるとともに、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行う。

(2) 民間医療機関

唐津東松浦地区医師会及び唐津東松浦歯科医師会は、災害時に、佐賀県医師会又は佐賀県歯科医師会を通じて県から要請があった場合又は自ら進んで、会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう、要請し、医療活動の確保を図るものとする。

なお、市は必要に応じ、佐賀県医師会又は佐賀県歯科医師会による医療活動等についての要請を県に依頼する。

2 救護所の設置、運営

(1) 設置

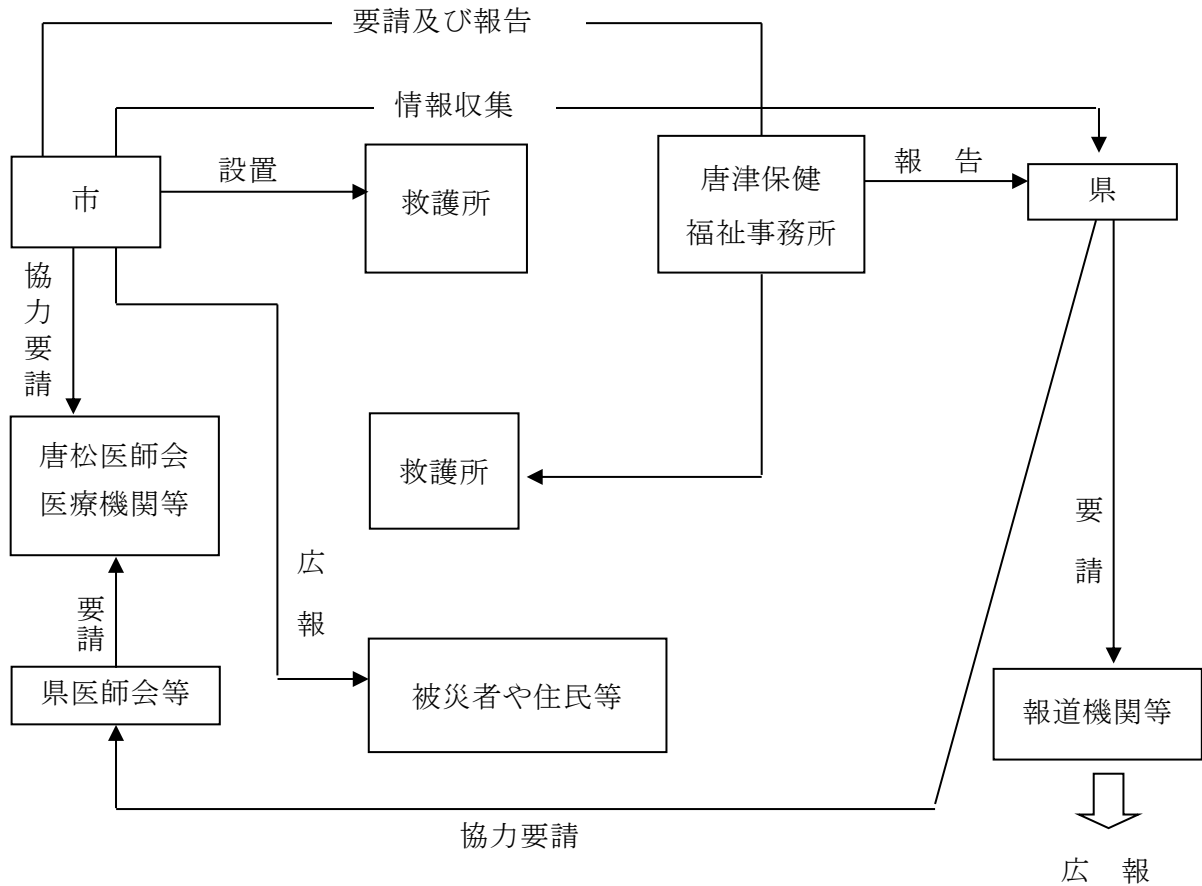
市は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難場所、避難所又は適当な場所に、救護所を設置し、必要と認める場合は、県に対し、所轄の保健福祉事務所又は適当な場所に、救護所を設置するよう要請する。

(2) 広報、報告

市は、救護所を設置した場合は、速やかに被災者や住民等に対し、防災行政無線、広報車等により、設置内容等を周知徹底するとともに、県に対し報告する。

(3) 運営

市は、救護所の運営に当たっては、唐津東松浦薬剤師会、医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸売業者等から調達する。



3 保健医療活動チーム

(1) 活動

保健医療活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。

(2) 種類と派遣時期

派遣時期	派遣元	名称
急性期	災害拠点病院	災害派遣医療チーム (DMAT) ※ロジスティックsteam含む
	ドクターヘリ基地・連携病院	ドクターヘリ
	佐賀県医師会	医療救護班 (JMAT佐賀)
	協定締結医療機関	災害派遣精神医療チーム (DPAT)
	日本赤十字社	救護班
	その他	その他の医療救護班等
亜急性期以降	日本医師会	災害医療チーム (JMAT)
	佐賀県歯科医師会	歯科医療救護班
	佐賀県看護協会	災害支援ナースによる看護班
	独立行政法人国立病院機構	医療救護班
	独立行政法人 地域医療機能推進機構	医療救護班
	国立大学病院	医療救護班
	その他	その他の医療救護班等

(3) 市からの県への派遣要請

市が被災した場合、市は、自ら保健医療活動チームを編成できる場合は編成し、救

護所での医療活動に従事させるとともに、自ら保健医療活動チームを編成できない場合や救護所での保健医療活動チームに不足を生じる場合は、県にその派遣を要請する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、市に対して適宜助言を行うものとする。

4 人工透析対策

市は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通じて患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。

市は、地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への速やかな搬送に努める。

また、県、市及び各透析医療機関は、災害発生時における人工透析医療機関連携マニュアルに基づく連携及び一般社団法人日本透析医会が提供する情報などにより広域的な情報収集を行う。

5 トリアージ

激甚災害等で同時に多数の負傷者等が出た場合は、被災地域における、限定された医療施設を最大限に有効活用して、負傷者を一人でも多く救命するため、救急隊員・医師・看護師等により「緊急度」、「重症度」によって治療優先度を判定し救護を行う。

6 被災者の心のケア

被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においては、被災住民に適切なメンタルヘルスケアを提供する必要がある。

このため、災害時の心のケアに関するマニュアルに基づき、保健福祉対策部救護班が中心となって、県の精神保健福祉センター、保健福祉事務所、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関等と連携・協力してメンタルヘルスケアを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。

7 医療支援協定

市は、県と連携し、災害時における救急・救助に備え、近隣の市町及び市域の医療機関等と災害対策医療支援協定の締結を推進する。

第2項 医薬品、医療資 機材の調達	市（地域医療課）、国、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県薬剤師会、県医薬品卸業協会、県医科器械組合、関係業者・団体、県
------------------------------	--

1 需給状況の把握

市は唐津地区の医師会、歯科医師会、薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

市、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会、その他関係団体等は、県の協力の下に、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

2 安定供給の確保

- (1) 需給状況から必要と認める場合には、医薬品等卸売業者に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。
- (2) この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。

第3項 医療施設の応急復旧	市（地域医療課）、被災医療機関
----------------------	-----------------

被災地域内の医療機関は、風水害時には、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

市は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。

第4項 保健医療福祉ボランティアへの対応	県、市（福祉総務課、地域医療課）
-----------------------------	------------------

1 登録窓口の設置、広報

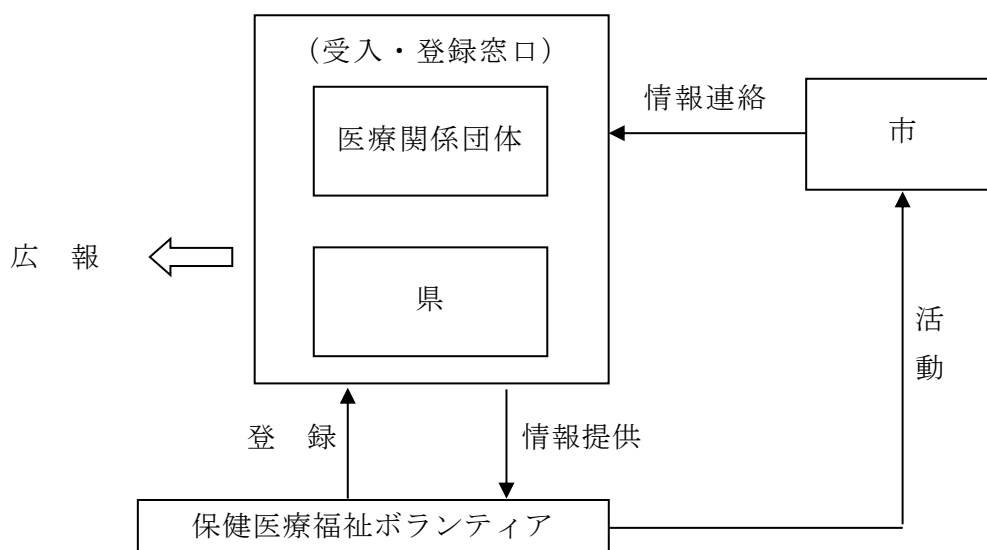
県は、直接又は医療関係団体の協力を得て、保健医療福祉ボランティアの受入れ・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。

2 情報提供等

市は、被災地において医療関係者が不足している場合は、県に対し、不足している職種、受入れ日時・場所等の情報を連絡する。

県は、市からの情報の内容について調整を行い、登録している保健医療福祉ボランティアに対し、情報提供を行う。その際、次のことを依頼する。

- (1) 自己完結型の活動を行えるよう、生活必需品等を携行すること。
- (2) 可能な範囲で、医薬品、医療資機材の携行に努めること。



第11節 救急活動計画

第1項 救急活動計画

市（危機管理防災課、消防本部）、県

市は、災害時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関に搬送するものとする。

1 救急活動

市は、傷病者の搬送に当たっては、救命処置を要する又はトリアージ（緊急度分類）による重症者を優先する。

2 搬送手段の確保

(1) 市は、傷病者を消防署の救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、市、県に対し、車両の調達を要請する。

(2) 市は、災害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認める時は、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県及び佐賀県におけるドクターヘリの運航に係る協定」及び「長崎県及び佐賀県によるドクターヘリの共同運航に係る協定」に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

(3) 県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリコプターが必要な場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

3 後方医療機関の情報の把握

市は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受入れの可否等の情報を把握する。

4 応援要請

(1) 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

ア 市は、自ら行う救急活動のみでは対処できない場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。

イ 要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

(2) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

被災地の市は、県内の消防力をもってしても対処できない場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援を要請する。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

第12節 惨事ストレス対策

第1項 惨事ストレス対策

市（消防本部）

災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。

そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

保健医療活動チームを派遣する各機関は、必要に応じて、当該機関の産業医を活用又は県に専門家の派遣を要請するものとする。

第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動

第1項 水防活動計画と二次災害の防止活動	市（危機管理防災課、上下水道局、農地林務課、水産課、道路河川管理課、雨水対策課）、河川管理者、海岸管理者及び施行者、農業用排水施設管理者、砂防施設等の管理者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者
----------------------	---

1 水防活動

風水害に伴い、河川、海岸、農業用排水施設等の堤防・護岸及び管理施設等の損壊、山腹の崩壊などの災害によるせきとめ、溢流、氾濫や高潮、波浪、潮位の変化による浸水等水害発生のおそれがある場合、河川・海岸・農業用排水施設等の管理者及び施行者は、速やかに、次により、水防上の応急措置を講じることとする。

(1) 施設の点検、補修

河川、海岸、農業用排水施設等の管理者及び施工者並びに下水道施設管理者は、風水害により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行い、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

(2) 応急措置

ア 水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、浸水、高潮等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図り、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

イ 風水害により河川、海岸等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、流水又は海水が侵入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら施設の管理者及び施行者は、緊急に仮締切り工事の施工など適切な措置を講じる。

ウ 水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

(3) 水防計画

市は、水防管理団体（水防管理者）として、水防管理及び水防活動等に関し別途水防計画を定め水防活動等の準拠とする。

2 土砂災害の発生、拡大防止

(1) 市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や住民への周知を図り、避難体制の整備などの応急措置を講じる。

(2) 市は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施する。

3 風倒木対策

市は、風倒木による二次災害を防止するため、風倒木の除去など応急対策を講じる。

第14節 避難計画

風水害が発生し、浸水、土砂災害及び風倒木等の二次災害から住民の生命、身体を保護するため、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとるものとする。

避難措置にあたっては高齢者、障がい者（児）、乳幼児、外国人等の災害時要配慮者に十分配慮し、必要に応じ高齢者等避難の発令あるいは早目の避難指示を発令し、住民及び関係機関等へ伝達する。

<p>第1項 高齢者等避難、避難指示</p>	<p>市（危機管理防災課）、避難指示等を発令する者（市長、知事、知事の命を受けた県の職員、警察官、海上保安官、水防管理者、自衛官）</p>
-------------------------------	---

1 避難指示等措置

(1) 市が行う措置

ア 市長は、災害対策基本法第60条に基づき災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、「避難のための立退きを指示」する。

また、これらの必要がなくなったときは、その旨を公示する。

イ 水害対策に当たっては、松浦川水系の危険予測を先行的、かつ、的確に行い避難所等の制約を受ける松浦川右岸（久里地区）の住民避難（準備）を適切に行う。

(2) 警察官又は海上保安官が行う措置

市長が、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のために立退きを指示することができないと認めるとき又は、市長からの要求により立退きを指示する。

2 高齢者等避難、避難指示の発令

高齢者等避難又は避難指示を発令する者は、避難判断基準等に基づき、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に発令・伝達する。

(1) 避難が夜間になる場合の日没までの避難

市は、避難が夜間になりそうな場合には、日没までに避難が完了できるような避難指示等の発令に努めるものとする。

(2) 屋内での待避等の安全確保措置

市は、避難時の周囲の状況等により避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

(3) 市に対する助言

市は、避難指示等の発令の判断にあたって、必要に応じ、防災関係機関へ助言を求めるものとする。防災関係機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

高齢者等避難、避難指示の基準

区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	市長	高齢者等に対しては、立退きの指示（その他の者に対しては、立退きの準備情報の発令）	高齢者等が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
避難指示	市長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)		本市が災害対策基本法第60条の事務を行うことができないとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法第4条)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難の措置	危険な事態がある場合は必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。
	海上保安官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	自衛官 (災害対策基本法第63条) (自衛隊法94条)	警告及び避難の措置	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に対し必要な限度で避難の措置をとることができる。
	知事及びその命を受けた職員 (水防法第29条) (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	洪水、高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	屋内での待避等の安全確保措置の指示	市長 (災害対策基本法第60条)	屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置の指示
知事 (災害対策基本法第60条)		本市が災害対策基本法第60条の事務を行うことができないとき。	

3 高齢者等避難、避難指示の内容

高齢者等避難又は避難指示を発令する市長等は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 高齢者等避難、避難指示を発令する理由
- (3) 避難先及び避難経路
- (4) 避難時の留意事項等

4 関係機関への連絡及び住民への伝達

(1) 関係機関への連絡

高齢者等避難、避難指示を発令した市長等は、関係機関（県、県警察、海上保安部、自衛隊及びNHK佐賀放送局等）と、その内容を相互に連絡する。

(2) 住民への伝達

高齢者等避難若しくは避難指示を発令した市長等は、関係機関の協力を得て、あらゆる手段を活用し、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を行う。

住民への伝達に当たっては、高齢者、障がい者（児）、外国人等の災害時要配慮者及び旅行者等の一時滞在者に十分配慮し、消防本部、消防団、自治会、民生委員・児童委員等を活用する。

ア 60MHz防災行政無線

イ 280MHzデジタル同報無線システム

ウ 行政放送

エ 情報メール

オ 市ポータルサイト（ホームページ）

カ ソーシャルメディア（LINE、Facebook等）

キ FMからつによる緊急災害等放送

ク 総合防災情報システム

ケ 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社による緊急速報メール等の配信

コ 市広報車

サ L-ALERT（災害情報共有システム）

シ 唐津市防災気象情報（自主避難促進支援サービス：ウェザーニューズ社）

ス 県防災ネットあんあん（スマートフォンアプリ）

セ インターネット、テレビ、ラジオ等

※なお、テレビやラジオ等の報道機関各社への放送要請及び緊急速報メールについては、県が主体的に実施する。必要な情報については市からの情報提供のほか、県はリエゾン（情報連絡員）を派遣する等、正確かつ迅速な収集に努めるものとする。

第2項 警戒区域の設定	警戒区域の設定を実施する者（市長等（市長から委任を受けた市の職員を含む）、警察官、海上保安官、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官）市（危機管理防災課）
--------------------	---

1 警戒区域設定措置

(1) 市が行う措置

市長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、「警戒区域」を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官又は、海上保安官等が行う措置

市長の委任を受けて、市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又は要求があったときは、市長の職権を行う。この場合、その旨を市長に通知する。

2 警戒区域設定区分

警戒区域の設定を実施する市長等は状況に応じ、次により、迅速かつ的確に行う。

(●：市関連、○：県等関連)

実施責任者	要件 (根拠)	内容	対象者	備考
<p>●市長等 (市長から委任を受けた市の職員を含む。以下同じ)</p> <p>○警察官又は海上保安官 (市長等が現場にいないとき、又は市長等から要求があったとき)</p> <p>○災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 (市長等、警察官又は海上保安官がその場にいない場合)</p> <p>○知事 (災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)</p>	<p>●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。</p> <p>(災害対策基本法第63条、第73条)</p>	<p>●区域への立入りの制限・禁止又は区域からの退去命令</p>	<p>災害応急対策に従事する者以外の者</p>	<p>○警察官、海上保安官、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官が行った場合は、市長に通知すること。</p> <p>○知事が行う場合は、その旨公示する。</p>

第3項 避難誘導等	市（危機管理防災課、消防本部、関係各課）、消防団、自主防災組織
-----------	---------------------------------

1 避難誘導

避難の指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ）を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、必要に応じ職員が消防団等の協力を受け避難誘導に当たる。消防団及び自主防災組織は、互いに連携を図り誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、高齢者、障がい者（児）等の避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

また、旅行者等の一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

2 避難

(1) 小規模な避難

ア 避難の指示等が実施された場合、その対象となった住民等は、指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

イ 避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、事前に定めた支援者が避難を支援するものとし、避難の指示等を実施した市長又はその者が属する機関は、車両・船舶等を準備し援助する。

(2) 広域的な避難

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町村への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることを妨げない。

市は、避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

なお、避難にあたっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

3 自主避難

(1) 市は、土砂災害などの前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報紙を始めとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。

(2) 住民は、避難指示等が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。また、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民については高齢者等避難の段

階から自主的に避難を開始するように努める。

- (3) 住民が自主的に避難を行う場合、指定緊急避難場所等の避難施設を開錠するなど適切な措置を講じるものとする。

4 避難行動要支援者避難支援

避難行動要支援者の避難支援については、別途定める計画による。

- 『災害時避難行動要支援者避難支援「全体計画」』
- 「避難行動要支援者避難支援情報伝達体制の整備」
- 「災害時避難行動要支援者対応マニュアル」

第4項 主な施設における避難	市（危機管理防災課、消防本部、関係各課）、消防団、学校、病院等医療機関、社会福祉施設等
-----------------------	---

避難の指示等を行う場合、学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、避難場所、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について定めた避難計画等に基づき、迅速かつ安全に避難を行う。

1 学校等

- (1) 公立の学校は、生徒等の在校時に、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。
- (2) 生徒等を避難させた場合は、市に対し、さらに市教育委員会又は県教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する。
- (3) 他の国立、私立の学校も、これに準じるものとするが、連絡先は、市及び関係機関とする。

2 病院等医療機関

- (1) 病院等医療機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたいうえ、県及び市に対し速やかにその旨を連絡する。
- (2) 避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行い、必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し応援を要請する。この場合、市に対し速やかにその旨連絡する。
- (3) 被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合、県は、近隣県に対し、医療機関等への受入れ協力を要請する。

3 社会福祉施設及び介護保険施設

- (1) 社会福祉施設等の管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させたいうえ、県及び市に対し速やかにその旨を連絡する。この場合、市に対し速やかに

その旨連絡する。

- (2) 災害により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合、市は、そのための措置を講じ、必要に応じて、転所先等他の施設に対し、応援を要請する。被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合県は近隣県に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する。

4 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じ、市に対し速やかに連絡する。

第15節 避難所設置、運営計画

市は、災害時に必要に応じ、指定避難所及び指定緊急避難場所について、市地域防災計画やあらかじめ作成した避難所運営マニュアル並びに県立学校にあつては、「県立学校における福祉避難所の開設・運営マニュアル」に基づき、直ちに指定避難所を開設し、適切に運営する。

第1項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営	市（危機管理防災課、関係各課）、自主防災組織、県
-------------------------------------	--------------------------

1 避難所等の指定管理運営区分

市は、災害時における避難所の管理区分を「市指定避難所」「市指定緊急避難場所」及び「その他の避難所」に区分して運営する。

また、「市指定緊急避難場所」の中で、災害のおそれがある場合に市の職員又は自主防災組織が開設、運営する場所を「避難場所」として区分して運営する。

2 指定緊急避難場所の指定と開設（開放）

市は、災害時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し、高齢者等避難の発令とあわせて、指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

また「避難場所」は、警戒レベル3（高齢者等避難）以上の警戒レベルを市が発令する際に開設する場所を「避難場所（1次）」とする。

なお、避難者が増加して「避難場所（1次）」のみでは対応できなくなる場合に備え、「避難場所（2次）」を整備し、状況に応じて、順次開設を行う。

「避難場所（1次）」及び「避難場所（2次）」の開設及び運営は、市又は自主防災組織等が行う。

- ・唐津市指定緊急避難場所施設一覧「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂
- ・避難場所（1次）及び避難場所（2次）施設一覧「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂

3 指定避難所の指定と開設

市は、災害時に必要に応じて指定避難所指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に考慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するように努めるものとする。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、指定避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国に共有するように努める。

なお、災害が激甚であるなどにより避難所を設置することが困難な場合、市は第2項「避難誘導等」2「避難」(2)「広域的な避難」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行うものとする。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- ・唐津市指定避難所施設一覧「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂
- ・唐津市福祉避難所施設一覧「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂

4 避難所の運営

市は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求める。また、市は、避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、男女双方の視点に立ち、役割分担を明確化し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

市及び県は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、市及び県は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1) 避難者情報の把握及び開示

市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び開示に努める。

また、避難所で生活せず食料や水等のみ受取りに来ている在宅等被災者に係る情報についても早期に把握するよう努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

(2) 生活環境の維持

市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、避難所における生活環境が常に良好なものであるようスフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）に沿った避難所運営に努めるものとする。

そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事の提供状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッ

ド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状況を把握し、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(3) 男女双方の視点等への配慮

市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、LGBTなど多様な性のあり方等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室及び男女別トイレの設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者（児）、乳幼児、妊産婦及び外国人等の要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握、手話通訳者や外国語通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

(5) 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

食物アレルギーをもつ避難者が食安心して食事ができるよう、食事の原材料表示に努めること。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食品の情報提供を受けられるような配慮に努めるものとする。

(6) 相談窓口の設置

高齢者、障がい者（児）、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努めること。

なお、女性に対し適切な配慮ができるよう、窓口には女性も配置するなどの配慮に努めるものとする。

(7) 生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症する恐れが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努めるものとする。

(8) 難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、市は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。

(9) 在宅避難者への配慮

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(10) 感染症への対応

市は、被災地において感染症の発症、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(11) ホームレスへの対応

指定緊急避難場所及び指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(12) 在宅避難者等の支援拠点

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(13) 車中泊避難への対応

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

第16節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動

風水害時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、県、市は、相互に連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施する。

第1項 被災宅地の危険度判定	市（建築住宅課、都市計画課、みなと振興課）、県
-----------------------	-------------------------

1 広報活動

県、市は、風水害の影響により被災宅地で二次災害のおそれがあると認める場合は、連携し、住民に対し、二次災害に留意するよう広報活動を行う。

2 被災宅地の危険度判定

市は、県があらかじめ養成・登録している「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災宅地の危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等	市（建築住宅課、都市計画課、みなと振興課）、県
-----------------------------	-------------------------

応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本として、相談体制の整備、修理業者の周知等支援によるブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合は、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

1 応急仮設住宅の提供

(1) 市又は県は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

(2) 建設場所は、建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

(3) 応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。

(4) 建設に必要な資材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。

また、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請するものとする。

(5) 応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努め、地域コミュニティの

良好な維持を図るため、地区単位による割当て、更には災害時要配慮者に配慮する。

2 応急仮設住宅の運営管理

市又は県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入にも配慮する。

3 民間賃貸住宅の活用

応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し協力を要請する。

第3項 被災住宅の応急修理	市（建築住宅課、都市計画課、みなと振興課）、 県
----------------------	-----------------------------

市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

県は、被害が甚大で市において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

第4項 公的住宅等の提供	市（建築住宅課、都市計画課、みなと振興課）、 県
---------------------	-----------------------------

1 公的住宅の提供

(1) 市及び県は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用する。このための連絡・調整窓口として、「佐賀県公営住宅災害対策会議」を設置し、一元的に、公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。

(2) 県は、必要と認める場合は、「九州山口9県災害時応援協定」等に基づき、他都道府県内の公営住宅の提供について要請する。

(3) 市及び県は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する職員宿舍の空室を活用する。

また、県は、必要に応じて、国家公務員宿舍等の活用について佐賀財務事務所と協

議するものとする。

2 企業等の施設の供与

被災市町、県は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他施設の供与について協力を要請する。

<p>第5項 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置</p>	<p>建築物等の所有者等、市（環境課）、県</p>
---	---------------------------

県は、被災建築物等からの有害物質の漏えい及びアスベストの飛散防止対策等に係る周知を行う。

建築物の所有者等は、その所有している建築物等が被災し、当該建築物等に使用されている有害物質の漏えい及びアスベストが飛散するおそれがある場合は、施設の点検、県及び市への連絡及びビニールシート等による養生や立入禁止等による応急処置を講じる。

その際、県及び市は関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第17節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する計画

第1項 災害警備活動、 治安維持活動	海上保安部、県警察
-----------------------	-----------

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県警察、海上保安部は、住民等の生命及び身体の保護を第一とし、公共の安全と秩序を維持するため、災害警備活動を実施する。

1 県警察

(1) 警備体制

ア 職員の招集・参集

県警察は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を招集・参集させ、災害警備体制を確立する。

イ 災害警備本部等の設置

県警察は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置する。

ウ 警備部隊の編成

災害警備部隊は、県警察本部及び警察署員をもって編成する。

他都道府県警察官の応援を必要とする場合は、警察法（昭和29年法律第162号）の規定に基づき要請する。

(2) 情報の収集・連絡

ア 被害状況の把握及び連絡

県警察は、風水害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁、県等に速やかに報告・連絡する。また、二次災害についても同様とする。

イ 多様な手段による情報収集等

県警察は、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集に当たらせる。

その際、情報収集活動に専従するための私服を着用した部隊の投入等についても配慮する。

また、荒天時等格別の事情のある場合を除き、県警ヘリコプターによる上空からの被害情報収集に努める。

(3) 救出救助活動等

ア 機動隊等の出動

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地等に出動させる。とりわけ、高度な救出救助能力が必要な場合は、広域緊急援助隊等を迅速に投入する。

イ 警察署における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、被災状況等を踏まえ、署員及び応援機動隊員等による救助部隊を速やかに編成し、救出救助活動に当たらせる。

また、各防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮する。

(4) 避難誘導等

県警察は、地域住民等の避難誘導等に当たり、次の事項に留意する。

ア 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握したうえ、安全な避難路を選定して避難誘導を行う。

イ 高齢者、障がい者等の要配慮者については、可能な限り車両等を活用した避難誘導を行うなど配慮する。

ウ 警察署に一時的に受け入れた避難住民については、市の避難所の整備が整った段階で、当該施設に誘導する。

(5) 死体見分等

県警察は、死体見分要員を確保するとともに、県及び市が県警察と連携・調整のうえ確保した検視・遺体安置場所において、医師、歯科医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族又は市への遺体の引渡し等に努める。必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請する。

(6) 二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等を把握するための調査班を編成し、災害危険箇所の調査を実施する。

また、把握した二次災害危険場所等については、市に伝達し、避難指示等の発令を促す。

(7) 危険箇所等における避難誘導の措置

県警察は、危険物等の施設、ボイラー施設等の管理者等から大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等被害防止の措置をとる。

(8) 社会秩序の維持

県警察は、被災地域における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地域、避難所等に対するパトロール、巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行うとともに、地域の自主防犯組織等と連携を密にし、住民等の不安の軽減、被災地における社会秩序の維持に努める。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集、その他少年の問題行動等に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(9) 被災者等への情報提供活動

ア 被災者等のニーズに応じた情報提供活動

県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、それに見合った災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を交番、駐在所、パトカー勤務員を活用して、適切に提供するよう努める。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、提供方法に配慮する。

イ 相談活動の実施

県警察は、風水害時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努める。

ウ 多様な手段による情報提供

県警察は、住民の避難先、救援物資の配布場所等地域住民の地域安全情報を、警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、地域安全ニュース、ミニ広報紙、交番・駐在所速報、ファックスネットワーク、インターネット（県警ホームページ）等を活用し、あるいは自主防災組織等を通じるなどして、幅広く提供する。

(10) 関係機関との相互連携

県警察は、地方公共団体その他の関係機関、事業者等と協定を締結するなど、相互に連携協力して災害対策にあたるものとする。

(11) ボランティア活動の支援

県警察は、ボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が、円滑に行われるよう必要な支援を行う。

2 海上保安部

海上保安部は、海上における人の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持を図るため、関係機関と緊密な連携のもと、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (2) 巡視船艇を風水害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りの実施
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒
- (3) 治安の維持に必要な情報の収集等

第2項 物価の安定、物資の安定供給対策	市（商工振興課）、県
----------------------------	------------

県は、被災による混乱に加えて、需要、供給の不均衡により生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように監視するとともに、状況に応じ必要な指導を行う。

第18節 交通及び輸送対策計画

風水害時において、救助、救急、医療、水防活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、道路管理者、県警察及び海上保安部は、交通路の応急復旧等を行い、防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を迅速に行う。

第1項 交通規制等による交通の確保対策	海上保安部、福岡空港事務所、県警察、県公安委員会
---------------------	--------------------------

1 陸上交通の確保

(1) 交通情報の把握

県警察は、警察署、高速道路交通警察隊をはじめ現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ITV（交通流監視カメラ）、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

各警察署、高速道路交通警察隊は、各道路管理者等と連絡をとり、早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び対策を警察本部に報告する。

警察本部と県は、相互に連絡を行い、把握している情報を共有する。

(2) 交通規制の実施

ア 緊急交通路

県警察は、風水害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の指定を行う。

緊急交通路の指定に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、救急搬送、救援物資の迅速な輸送等災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。

また、被災地への流入車両を抑制するため必要があるときは、隣接又は近接の県警察と協議し、周辺地域を含めた広域的な緊急交通路の指定を行う。

さらに、緊急交通路の交通規制を効率的に実施するため必要がある場合は、道路管理者に対しインターチェンジの閉鎖について申し入れを行う。

イ 緊急交通路以外の交通規制

県警察は、被災地等の状況に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送、救援物資等の輸送拠点への迅速・円滑な輸送を確保、被災地への流入車両の抑制等を図るため、緊急交通路以外の緊急輸送道路の交通規制及び交通要点における交通整理誘導等を行う。

ウ 交通規制のための資機材の整備等

緊急交通路の規制に必要な標示板、セーフティーコーン、広報マイク等の資機材について、平素から整備を行う。

2 海上交通の確保

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じ、次の措置を講じる。

(1) 船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導及び緊急輸送を行う船舶の円滑な航行への配慮。

(2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがある場合の船舶交通の制限、禁止。

(3) 船舶の安全な航行に必要な情報の提供。

3 航空交通の確保

国は、「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」に基づき、航空交通の安全を確保する。

第2項 交通対策	市（第一工務課、第二工務課、水産課）、県警察、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、海上保安部、県
-----------------	--

1 陸上交通

(1) 道路交通確保の措置

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。

また、一般社団法人佐賀県建設業協会や建設業者との協定等に基づき、被害状況の情報の収集、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

ア 交通安全施設の機能維持

県警察及び道路管理者は、緊急交通路及び主要幹線道路の安全で円滑な交通を確保するため、信号機を始めとする交通安全施設等の機能維持に努める。

イ 通行禁止区域の指定等

県警察は、車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定したときは、その旨を道路管理者に直ちに連絡する。

ウ 障害物の除去等

道路管理者は、県警察、消防機関、自衛隊等と連携し、緊急交通路及び緊急輸送路における道路啓開等を優先的に実施する。

エ 車両の移動等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

オ 道路の応急復旧

道路管理者は、風水害により道路に破損、欠壊等が生じ、又は冠水し、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、速やかに応急復旧及び代替路の設定等を行うものとするが、この場合は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路を最優先する。

(2) 通行の禁止又は制限に関する広報

県警察は、車両の通行禁止又は制限を行ったときは、道路管理者と協力して、居住者等道路利用者に対し交通情報板、立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、九州管区警察局、他の都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、道路

管理者、マスコミ等を通じて、交通規制の状況、迂回路の状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について広報を実施する。

(3) 運転者に対する広報

県警察、道路管理者は、県、市及び防災関係機関と協力し、風水害時に運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

ア 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難等のためやむを得ない場合を除き、車両を使用しないこと。

ウ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。

エ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

2 海上交通

(1) 応急復旧等

海上保安部は、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努める。

(2) 航路等の障害物除去等

海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

3 航空交通

市は、風水害時に、ヘリコプターによる応急活動が円滑に行われるよう、あらかじめ指定した臨時ヘリポートを開設する。

第3項 輸送対策	市（危機管理防災課、商工振興課、第一工務課、第二工務課）防災関係機関、海上保安部、県警察、県
-----------------	--

1 緊急輸送の実施

各防災関係機関は、風水害時において、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

輸送を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の対象

- (1) 第1段階（災害発生直後）

- ア 救助、救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員
- エ 負傷者等の医療機関への搬送
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等

(2) 第2段階（災害応急対策時）

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（災害復旧対策時）

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 輸送手段の確保

(1) 各防災関係機関は、自ら保有するものを使用し、又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等輸送手段を確保する。

(2) 市が必要とする車両等輸送手段を確保できない場合は、県に対して、次の事項について、その調達又はあつせんを要請する。

ア 車両

(ア) 県有車両の提供

(イ) 社団法人佐賀県トラック協会に対し、「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき要請

(ウ) 社団法人佐賀県バス・タクシー協会に対し、車両の調達又はあつせんを要請（九州運輸局佐賀運輸支局経由で要請）

(エ) 九州運輸局佐賀運輸支局に対し、車両の確保を要請（運送命令の措置も含む。）

(オ) 福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請

(カ) 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

イ 鉄道

九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社に対し、災害派遣に対する協力を要請

ウ 船舶

(ア) 県有船舶の提供

(イ) 輸送対象が一定なものである場合は、海上保安部に対し、協力を要請

(ウ) 船舶業者、漁業協同組合等に対し、協力を要請

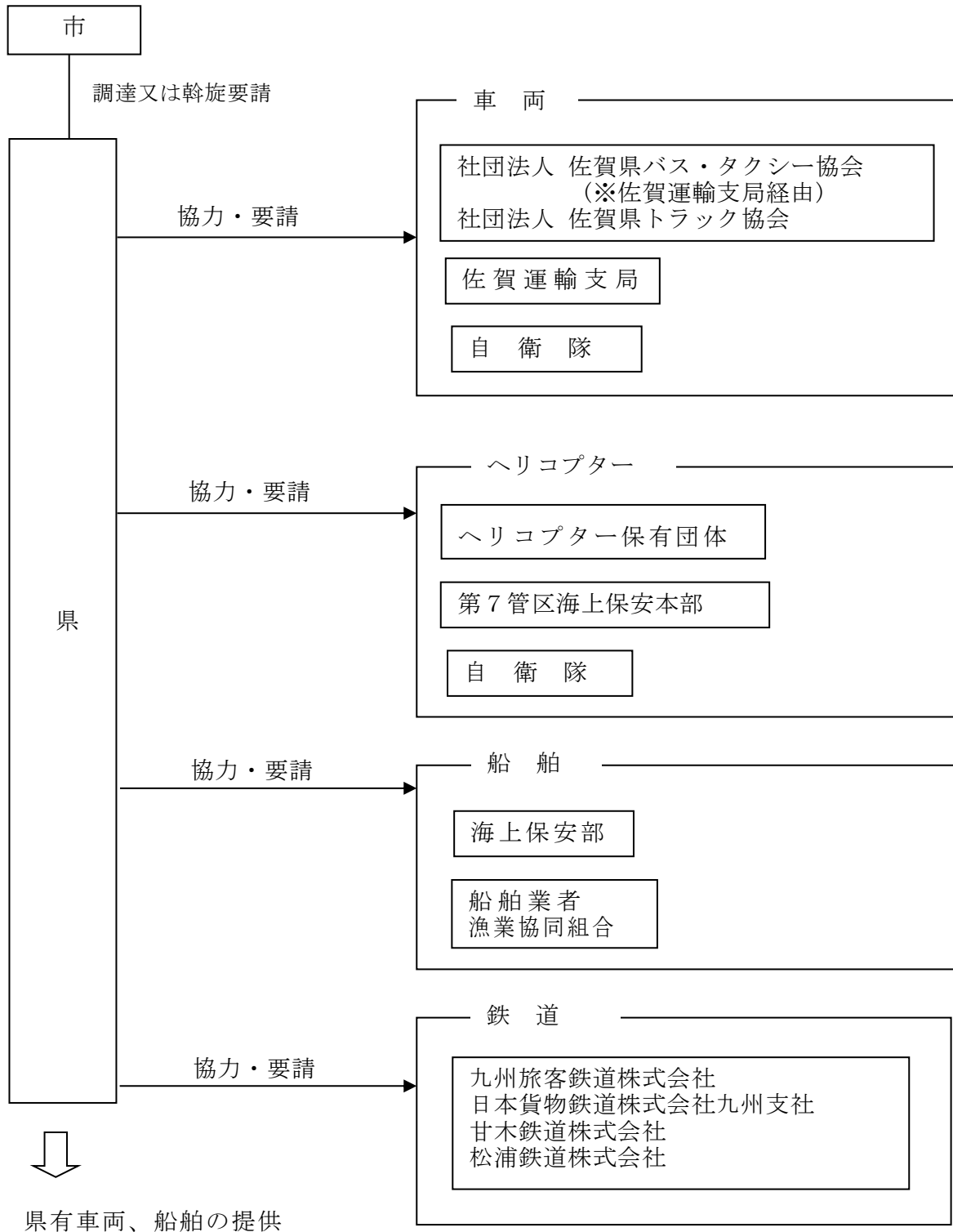
エ 航空機（ヘリコプター）

- (ア) ドクターヘリ基地・連携病院に対し、協力を要請
- (イ) 消防・防災ヘリコプター保有地方公共団体に対し、応援を要請
- (ウ) 自衛隊に対し、災害派遣を要請

4 輸送支援協定

市は、県と連携し、災害時における緊急輸送に備え、近隣の市町及び市域に係る関係機関、業者等と災害対策輸送支援協力に関する協定の締結を推進する。

【車両等輸送斡旋要請図】



5 緊急輸送の優先

各防災関係機関は、緊急輸送に当たっては、風水害発生時からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

6 緊急通行車両の確認及び事前届出

(1) 緊急通行車両の確認

各防災関係機関は、風水害時において、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けて輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として県警察が行う。

(2) 緊急通行車両の事前届出

各防災関係機関等は、災害時における素早い車両運用に備え、県警察から緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受け、災害時に指定された緊急交通路の迅速な活用に努める。

7 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、県、市、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

物資の供給を円滑に進めるため、市は避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、県へ速やかに状況を報告する。

また、県は、備蓄物資や調達物資等を適正かつ円滑に被災者に供給できるよう、市、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第1項 食料等（ボトル飲料を含む）の供給計画	市（危機管理防災課、上下水道局、福祉総務課、農政課、商工振興課）、国、県
-------------------------------	--------------------------------------

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災者等に対し、食料等（ボトル飲料を含む。）の応急供給を行う必要が生じた場合は、市、県は、迅速かつ的確な食料等の調達、供給及び給食を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料の供給にあたっては、「第2項飲料水の供給計画」と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

1 調達、供給

(1) 市

独自での確保が困難となった被災者に対し、食料等を円滑に供給できるよう措置を講じる。

この場合、高齢者、障がい者（児）、乳幼児等避難行動要支援者に対し配慮する。

ア 自ら備蓄している食料等を供給

イ 供給可能業者等に対し、提供を要請

ウ 相互応援協定を締結している市町村に対し、食料等の提供を要請

エ 県に対し、支援を要請する。

オ 県等から提供を受けた食料等を被災者に適正かつ円滑に配分できるよう体制を整備

(2) 米穀の供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、1人1食当たり精米300gの範囲内とする。

2 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀の緊急引渡し交通、通信の途絶等

重大な災害の発生により、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の引渡しについては、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市は、次のとおり実施する。

- (1) 交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするときは、農林水産省農産局長に対して、直接、引渡しの要請を行う。
- (2) 農林水産省農産局長に連絡がとれないときは、政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対し、直接緊急の引渡しを要請する。

3 供給方法

「第4項 物資の配送計画」による。なお、調理が必要な食料については、市は、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部（地域奉仕団）、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおいての炊出し、食料の給与を行う。

《炊出し》

(1) 方法

炊飯を行うことを原則とするが、炊飯が困難な場合及び緊急給食を必要とする場合は、備蓄食料及び市販製品をもってこれに代える。

(2) 器具

公・私立の学校、公民館、旅館等の既設の設備器具を利用するほか、不足する場合は、個人世帯から借り上げる。

(3) 立会

炊出しに当たっては、市職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮する。

(4) その他

乳幼児のミルクは、炊出しに含む。

県栄養士会は、県又は市から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、被災者の状況に応じた支援活動に努める。

第2項 飲料水の供給計画	市(上下水道局)、県
---------------------	------------

風水害時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、水を得ることができない者が発生した場合は、水道事業者等、市町、県は相互に連携し、応急給水を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料については前項により取り扱うものとするが、本項と密接な関わりがあるため、食料の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

1 水道施設の応急復旧

市は、被災後直ちに施設の応急復旧を実施するものとし、その計画は、第23節の「ライフライン等公益施設の応急復旧計画」による。

2 応急給水

市は、次により応急給水活動を実施するとともに、自らの活動のみでは困難と認める場合は、日本水道協会佐賀県支部、水道事業者、近隣市町及び県に対し、応援を要請する。

- (1) 浄水場、配水場が主体であるが、井戸水、自然水（河川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過又は科学的処理を加えて水を確保する。
- (2) 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- (3) 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。（飲料水：1日3ℓ/人）
- (4) あらかじめ把握していた所有機関等から調達し、給水車、給水船、トラック等による応急給水を実施する。
- (5) 応急給水に当たっては、迅速かつ的確に住民への周知徹底を図る。
- (6) 自己努力により水の確保を行う者に対し、衛生上の注意を行う。

第3項 生活必需品等の供給計画	市（福祉総務課、関係各課）
------------------------	---------------

風水害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない者が発生した場合、市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

1 生活必需品等の品目

品目	内 容
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
衣類	洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類（布地支給は適当でない）
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	オムツ（大人用・子供用）、生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき、バケツ、トイレトーパー、清拭剤、ウェットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、カセットこんろ、カセットガスストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）等
情報機器	ラジオ、乾電池等

2 調達方法

市は、被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、必要な生活必需品等の品目、数量等を把握し、自ら備蓄していた生活必需品を放出する。備蓄分では不足する場合、あらかじめ把握していた調達可能業者から調達する。これによっても不足する場合は、県に対し、備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

3 供給方法

「第4項 物資の配送計画」による。

第4項 物資の配送計画	市（契約検査課、商工振興課、からつブランド・ふるさと寄附推進課、企業立地課、新エネルギー産業課、財産管理課）、県
-------------	--

1 基本方針

災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資（市の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資（以下「調達物資」という。）及び国民、民間事業者、他の防災関係機関等から提供を受ける義援物資をいう。）の配送が可能な場合には、市が避難所へ支援物資の配送、被災者への供給等を行うこととする。

災害の規模が大規模であり、市による避難所への支援物資の配送ができない場合には、県は支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行うものとする。

(1) 災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

市で避難所への支援物資の配送が可能な場合においては、市は、調達物資及び義援物資については、可能な限り提供元に避難所までの直接配送を依頼するものとする。

また、県が備蓄する物資又は調達物資を避難所へ配送する場合は、あらかじめ定めている輸送拠点に集積して、「第3章 第17節 第3項 輸送対策」に定めた輸送手段により配送するものとする。

(2) 支援物資の受付・配送体制の整備に関する留意点

発災直後は、住民、市及び県等の備蓄物資による対応が必要になると考えられるが、発災翌日以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の支援物資の処理が必要となることが予想されるため、県及び市は、これに対応できる体制を整備するよう努めるものとする。

2 物資の配布

(1) 市

市は、被災者が置かれている環境に応じて予め必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

供給作業の効率化を図るため、支援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配送する。

ただし、災害が激甚などにより、市での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町村に対して支援物資の配送について支援を要請する。

(2) 県

市からの物資調達に関する要請があった場合、県は、県の支援物資を、あらかじめ指定した輸送拠点に一旦集積し、ここを拠点として市に提供する。

また、災害の規模が激甚などの理由により市が物資の配送を円滑に行えない場合において市から物資配送に係る要請があった場合（当該要請が必要と見込まれる場合も含む。）、県は、支援物資の受入・配送システムに基づき、支援物資の受入から避難所

までの配送を民間の物流事業者と連携して行うものとする。

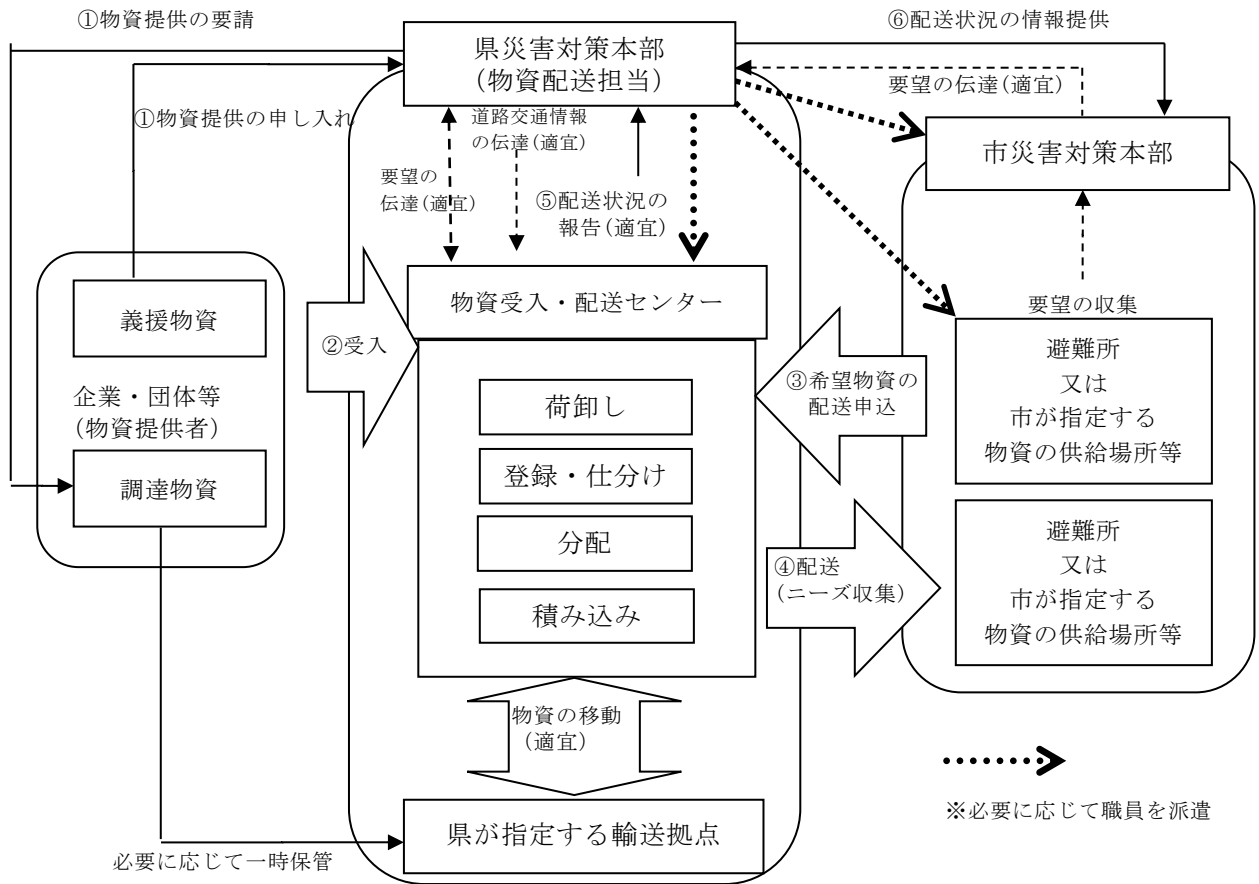
なお、支援物資の受入・配送システムに基づき支援を行う場合は、被災市町が自ら被災者ニーズの収集等の業務を行うことが困難な状況になっている可能性が高いと考えられるため、県は、物資受入・配送センターや避難所等に職員を派遣し、現地の状況把握に努めるものとする。

3 在宅等被災者への対応

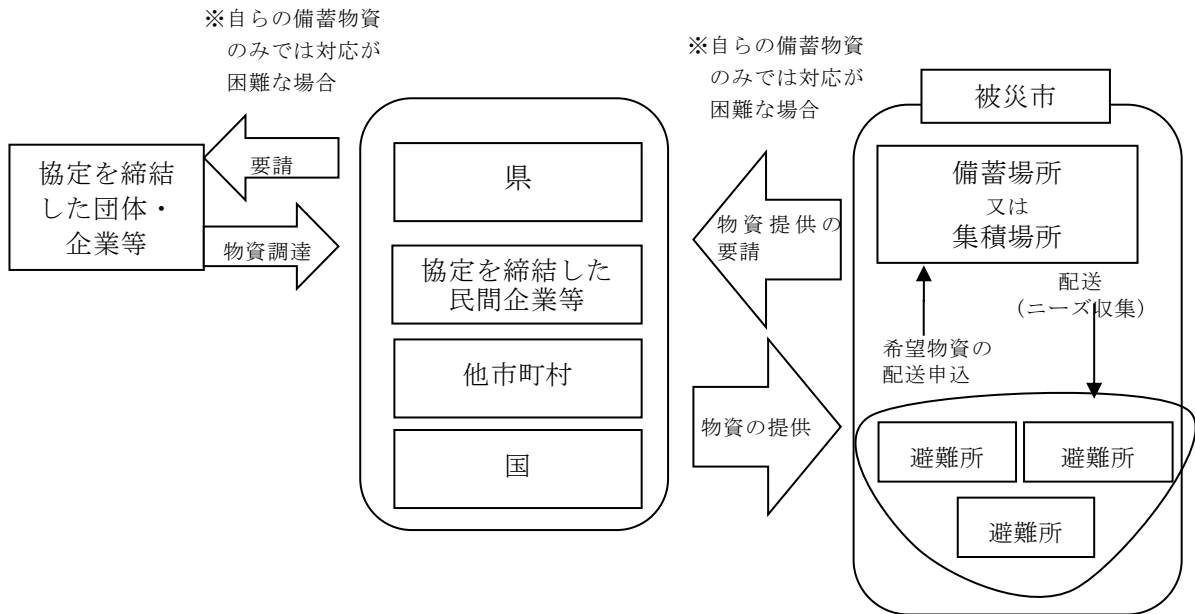
大規模な災害が発生すると、在宅での避難者や応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者などあらかじめ指定された避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うなど物資等が提供されるよう努めるものとする。

【支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）】



【市が避難所への物資の配送を行う場合（非大規模災害時）】



※県は、市からの要請又は自らが必要と考える支援物資を物資受入・配送センター（以下「センター」という。）に受け入れるものとする。

※センターの運営は、協定締結業者に業務を委託して行うものとする。

※センターでは、協定締結業者が荷役作業（物資の荷卸し・仕分け・登録・分配・積み込み等）を行うものとするが、必要に応じてボランティアにも協力を要請する。

※ただし、物資の量が膨大で、センターにまとめて受け入れられない場合、登録物資がすぐに必要ではない物資である場合には、一時保管場所として県が指定する輸送拠点等を活用するものとする。なお、その場合には、協定締結業者に対して当該拠点へ物流専門スタッフの派遣を依頼するものとする。

※県は、道路の被災・復旧状況に関する情報（安全に通行できる道路の情報）を、適宜、センターに伝達する。また、配送に当たっては、協定締結業者が保有する車両のほか、必要に応じて自衛隊等の関係機関に応援を要請するなど、「第3章 第17節 第3項 輸送対策」に定めた輸送手段を活用する。

※供給場所への配送を行った者は、併せて避難所や避難所周辺の被災者のニーズ収集を行い、これをセンターに伝達するとともに、センターにおける配送計画に反映させ、当該ニーズを満たす物資の配送の迅速化を図るものとする。

※センターは、適宜、県災害対策本部に対し、支援物資の受入・配送状況及び必要としている支援物資の情報について報告するものとする。県はこれを市災害対策本部に伝達するとともに、これに基づき、時間の経過によるニーズの変化を反映させた新たな調達計画を策定するとともに、義援物資の受入希望を広報するものとする。

※被災者の細かなニーズに対応するため、物資受入・配送センターは可能な限り複数設置するものとし、その場合は、対応する避難所を明確にしておくものとする。

《県が指定する輸送拠点》

SAGAサンライズパーク	佐賀市
唐津市文化体育館	唐津市
佐賀競馬場	鳥栖市
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市
全天候型多目的広場「朝日I&Rドーム」	嬉野市

第5項 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び供給に関する協定	市（危機管理防災課、農政課、商工振興課、上下水道局、環境課）
---------------------------------------	--------------------------------

1 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄

市は、食料、飲料水、生活必需品等に関し、各種災害における被災見積もり等を行い、備蓄計画を作成して備蓄を行う。

2 食料、飲料水、生活必需品等の供給に関する協定

市は、県と連携するとともに市の備蓄状況を踏まえ、食料、飲料水、生活必需品等関係業者等の協力を得て、災害時における食料、飲料水、生活必需品等の供給に関する協定の締結を推進する。

また、平時においても連携を確認できるよう、市が主催する防災訓練等への協力についても協定の内容に含めることを検討する。

第20節 広報、被災者相談計画

市は、風水害時に浸水、土砂災害等様々な災害が発生したとき、被災地や隣接地域の市民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動が取れるよう、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う。

このため、県、防災関係機関等と連携し、各々が保有するあらゆる広報手段を活用して、災害状況によっては、報道機関に放送要請するなど、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

また、被災者等住民からの問い合わせ、要望、相談等に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて、相談窓口の設置に努める。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者（児）、外国人等要配慮者に十分配慮し、消防機関、自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携に努めるとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも十分配慮した情報提供を行うものとする。

第1項 住民への情報提供	防災関係機関 市（危機管理防災課、広聴広報課、関係各課）
--------------	---------------------------------

県、市及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を取り、災害状況に関する情報や、生活関連情報等被災者に役立つ情報を多くの媒体を活用し提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得ながら、正確な情報を迅速に提供するように努めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、必要に応じて、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

被災者への状況提供にあたっては、県及び市は、被災者向けに総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

さらに、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

1 災害広報の実施

市は、市が保有する媒体を活用し、又は防災関係機関と連携して、災害広報を実施する。

なお、複数の市町にまたがる広域的な災害が発生した場合や、災害により広報の手段を著しく欠いた場合等、市での対応が困難な場合においては、県又は報道機関等に協力を要請して災害広報を実施する。

(1) 広報の内容及び方法

市の地域内の災害に関する広報については、市が独自に、あるいは警察を始めとする防災関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

ア 住民に対する広報

(ア) 広報内容

- a 警戒・避難期の気象等予警報及び気象情報等の広報
 - (a) 雨量、河川水位、潮位等の状況
 - (b) 浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生の見込み等
 - (c) 市民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
 - (d) 避難の必要の有無等
- b 災害発生直後の広報
 - (a) 災害発生状況（人的被害、住家の被害等の災害発生状況）
 - (b) 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組み状況等）
 - (c) 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
 - (d) 公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）
 - (e) 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
 - (f) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
 - (g) 安否情報の確認方法（関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内）
- c 応急復旧活動段階の広報
 - (a) 市民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
 - (b) 食料、飲料水、生活必需品等の供給状況
 - (c) その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、災害廃棄物（し尿・ごみ）の処理方法、学校の臨時休業の情報等）
- d 外部からの支援の受入れに関する広報
 - (a) ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
 - (b) 義援金・必要とする救援物資一覧及びその受入れ方法・窓口等に関する情報
- e 被災者に対する広報
安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況
- f その他の必要事項
災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

(イ) 広報の方法

市が保有する以下の広報手段を最大限に活用した災害広報を実施する。

また、必要に応じて災害FMの制度を活用し広報を行う（九州総合通信局に申請）。

なお、テレビ（ケーブルテレビを含む。）やラジオ（コミュニティFMを含む。）等の報道機関への報道要請が必要な場合は、県に必要な情報を積極的に提供する。

- a 60MHz防災行政無線
- b 280MHzデジタル同報無線システム
- c 行政放送
- d 情報メール
- e 市ポータルサイト（ホームページ）
- f ソーシャルメディア（LINE、Facebook等）

- g FMからつによる緊急災害等放送
 - h 総合防災情報システム
 - i 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社による緊急速報メール等の配信
 - j 市広報車
 - k L-ALERT（災害情報共有システム）
 - l 唐津市防災気象情報（自主避難促進支援サービス：ウェザーニューズ社）
 - m 県防災ネットあんあん（スマートフォンアプリ）
 - n インターネット、テレビ、ラジオ等
- イ 報道機関に対する広報

市広報担当課は、定期的にプレスリリースや記者発表等による広報を実施する。

2 防災関係機関等による災害広報の実施

防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、県、市及び報道機関に要請して広報を実施する。

(1) 広報の内容

県及び市の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2) 広報の方法

各防災関係機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連携を取りながら広報活動を実施する。また、県災害対策本部に定期的に所管施設の被害、復旧見通し等の情報を提供するなど、情報の共有化に努める。報道機関を通じて広報を実施する場合は、報道機関への情報提供と同時にその情報を県（危機管理防災課（総括対策部））に提供するものとする。

(3) ラジオを活用したライフライン被害等の災害広報

ライフラインの被害状況、復旧状況等の情報を迅速かつ的確に県民に提供するため、県、市、放送事業者、ライフライン事業者及び防災関係機関は連携・協力し、停電時においても情報伝達手段として有効なラジオを活用した災害広報に努める。

第2項 被災者相談	市（関係各課）、防災関係機関
------------------	----------------

市及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、相談等に的確かつ迅速な対応を行う。また、必要と認める場合、専用電話、ファックス、パソコン等を備え、各関係課の職員を配置した相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。さらに、男女のニーズの違いや避難者のプライバシーに配慮し、相談しやすい相談体制に努める。

第3項 安否情報の提供	市（危機管理防災課、広聴広報課）、防災関係機関、県
--------------------	---------------------------

県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、県、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第21節 文教対策計画

学校等は、災害時における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

第1項 生徒等の安全確保措置	学校等
-----------------------	-----

1 臨時休業等の措置

学校等は、災害の発生時又は発生のおそれがあるときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。その際、速やかに生徒等及び保護者への周知を行うよう努める。

2 登下校での措置

学校等は、災害の発生又は発生のおそれがあるときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

また、災害の状況に応じ下校させることが危険であると認める場合は校内に保護し、保護者への連絡に努める。

3 応急救助及び手当

学校等は、災害の発生により学校内の生徒等が負傷したときは、応急救助及び手当の措置を行う。

第2項 学校施設の応急復旧	市（教育施設課、学校等、国立・私立の学校等の設置者等
----------------------	----------------------------

1 被害状況の把握、連絡

(1) 市立の学校等は、災害発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査するものとし、その点検結果を、市に対し連絡する。連絡を受けた市は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

(2) 他の国立、私立の学校等も同様に、学校施設の被災状況を調査し、その結果については、設置者等へ連絡するとともに、市及びその他必要な機関に対し、連絡する。

2 応急復旧

市は、市立の学校等から連絡を受けた被災状況を検討のうえ、学校運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した市立の学校施設の応急復旧を行う。

国立、私立の学校等の設置者等も同様に、被災した学校施設の応急復旧に努める。

第3項 応急教育の実施	市（危機管理防災課、教育総務課、教育施設課、学校教育課、学校支援課、生涯学習文化財課）、学校等、教育委員会、国立・私立の学校等の設置者等
--------------------	--

学校等並びに県、市及び国立、私立の学校等の設置者等は、災害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施

する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

1 応急教育の実施場所

第1順位	地域内の小・中学校及び高等学校
第2順位	地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
第3順位	地域外の学校又は公民館等の公共施設
第4順位	応急仮校舎の建設

2 応急教育の方法

- (1) 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。
- (2) 応急教育の場所、教職員の確保、教科書・教材等の確保、通学路の選定、給食の可否等を検討し、応急教育開始日時を決定する。
- (3) 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。
- (4) 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
- (5) 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

3 教職員の確保

県、市及び国立、私立の学校等の設置者等は、災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

4 学用品の調達、給与

(1) 教科書

ア 市は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であるとな否とを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、市全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を県に報告する。

イ 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないように迅速に行う。

(2) 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

ア 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用し

ている教材に準じる。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

ウ 通学用品

靴、傘、長靴類

エ その他学用品

運動靴、体育着、楽器・裁縫用具・工作用具（各科目必需品）

5 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は市、国立、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6 保健衛生の確保

学校等は、県、市と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

第4項 被災生徒等への支援	市（教育総務課）、県
----------------------	------------

1 授業料等の減免

市は、高校生の被災状況を把握した場合は、速やかに県に報告する。県は、災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除する。

2 育英資金の貸付

市は、災害により学費の支弁が困難であると認める被災状況を把握した場合は、速やかに県へ報告し、育英資金貸付制度に基づき育英資金を貸し付ける。

第5項 避難所となる場合の対応	公立の学校等、市（教育総務課）
------------------------	-----------------

公立の学校等は、市から要請があった場合、土砂災害等に対する学校施設の安全性を確認したうえで、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、地域住民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、「体育館」⇒「特別教室」⇒「普通教室」の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市立学校にあっては市教育委員会へ、県立学校にあっては市及び県教育委員会へ報告する。

第2節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

災害により、公共施設等が被害を受けた場合は、国、県、市及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、速やかに応急復旧を実施する。

一般社団法人佐賀県建設業協会や砂防ボランティア等の技術者の協力を得て、施設の点検を行い、必要があれば、応急復旧するが、その際は、住民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行うものとする。

第1項 道路、橋梁	各道路管理者
------------------	--------

1 被害状況等の把握、連絡

- (1) 各道路管理者は、風水害により、道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握する。
- (2) 各道路管理者は、把握した被害状況により交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、県警察及び県、市に対し、この旨連絡する。

2 応急復旧

各道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

第2項 河川、海岸等	市（道路河川管理課、水産課、上下水道局）、河川管理者、海岸管理者
-------------------	----------------------------------

1 被害状況の把握、連絡

河川管理者又は海岸管理者並びに下水道管理者及び施工者は、風水害により、各施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急復旧

河川管理者又は海岸管理者及び施工者は、各施設が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

第3項 砂防施設等	市（第一工務課、第二工務課）、砂防施設等の管理者
------------------	--------------------------

1 被害状況の把握、連絡

砂防施設等の管理者は、災害により、砂防施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、砂防ボランティアに協力を求め、砂防施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県、市に対し、この結果を連絡する。

2 応急措置

市は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に、適切な応急措置（砂防施

設等の修復、崩落土砂の除去、仮設防護柵設置等)を行う。

第4項 治山施設等	治山施設等の管理者
------------------	-----------

1 被害状況の把握、連絡

治山施設等の管理者は、災害により、治山施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急措置

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に、適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等）を行う。

第5項 港湾、漁港	港湾管理者、漁港管理者 市（水産課）
------------------	-----------------------

1 被害状況の把握、連絡

港湾管理者又は漁港管理者は、高潮などの災害により、港湾・漁港施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、市、県に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急復旧

港湾管理者又は漁港管理者は、港湾施設又は漁港施設が被災していた場合には、二次災害の防止、公共の安全確保及び災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、迅速に応急復旧を実施する。

第6項 農地、農業用施設	農業用排水施設管理者、市（農地林務課）
---------------------	---------------------

1 被害状況の把握、連絡

市の農地、農業用施設管理者は、風水害により、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市に対し、この結果を連絡する。

2 応急措置

(1) 市の農地、農業用施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

(2) 市は、被害状況を速やかに把握し、営農体制の確立のため県の農林事務所や農業改良普及センターと連携して、予想される被害に対する技術対策や、地域の被害実態に

応じた技術対策、営農指導を行う。

第23節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

災害により、住民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。

必要に応じ、他地域の同業事業者等に対し、応援を要請する。

また、県及び市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

国、県及び市と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して、復旧状況等の広報に努める。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する行政機関、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

第1項 水道施設	市(上下水道局)
-----------------	----------

市は、あらかじめ、指定工事店等と災害時の復旧作業等についての協定締結を図り、被害状況を迅速に把握し、指定工事店等と連携をとりながら応急復旧に努める。

被害が甚大な場合は、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、県へ応援を要請する。

また、住民に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するように努める。

第2項 下水道施設	市(上下水道局)
------------------	----------

市は、被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携を取りながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。

また、県及び住民に対し、下水道の使用不可エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供するように努める。

第3項 工業用水道施設	工業用水道事業者
--------------------	----------

工業用水道事業者は、災害により施設に被害が生じたおそれがある場合には、速やかに施設の巡視、点検を行う。また、市、利用者等との連絡体制を確保しながら、情報収集に努め、被害状況を把握する。

被害状況に応じて、必要な場合は給水停止等の措置を講じ、施設の迅速な応急復旧に努める。被害が甚大な場合は、復旧までの間、利用者の代替水源確保（地下水、河川水、農業用水からの取水）について、水利権者等関係機関に対し、協力を要請する。

県、市及び利用者等に対し、給水停止エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定

期的に提供するよう努める。

第4項 電力施設	九州電力送配電株式会社（唐津配電事業所）
----------	----------------------

九州電力送配電株式会社は、災害が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画に基づき、電力施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

1 対策組織の設置等

九州電力送配電株式会社は、必要に応じ、当該所管内の防災体制を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。

災害対策が円滑、適切に行われるよう、県、市の災害対策本部等からの要請に応じ、対策要員を派遣し、次の事項に関し協調を図る。

(1) 災害に関する情報の提供及び収集

(2) 災害応急対策及び災害復旧対策

2 災害応急対策

(1) 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害状況、その他災害に関する情報等を迅速、的確に把握することに努め、県、市町等の防災関係機関に対し、連絡する。

(2) 広報

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況について広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報も行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の情報機関を通じて行うほか、広報車等により、直接当該地域へ周知する。

(3) 危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として、供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(4) 応急工事

電力施設の応急復旧工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(5) 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ要請した請負会社の車両・舟艇・ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

(6) 協力要請

ア 他電力会社等

応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは、他電力会社、電源開発株式会社、関係会社等へ電力、要員、資材、輸送力等の応援要請を行う。

イ 県、市

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力等を動員してもなお応援が必要と判断される場合は、県、市町等に対し、次の協力要請を行う。

- (ア) 県に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求
- (イ) 県、市に対し、広報の協力要請
- (ウ) 県、市に対し、復旧資材置場及び仮設用用地の確保要請
- (エ) その他県、市等との事前協議に基づく協力の要請

<p>第5項 電話施設</p>	<p>NTT西日本株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</p>
------------------------	---

NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、災害が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程等に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。その主な内容は、次のとおりである。

1 対策組織の設置等

NTT西日本株式会社佐賀支店等は、情勢に応じ、受持区域内に非常態勢を発令し、対策組織を速やかに設置するとともに、あらかじめ定めている対策要員の動員を行う。

2 災害応急対策

(1) 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電気通信設備等の被害状況、その他情報等を収集することに努め、県、市等の防災関係機関に対し、連絡する。

(2) 広報

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消のため、通信の疎通及び利用制限の措置状況、電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により、直接被災地へ周知する。

(3) 応急工事

電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、応急復旧計画を作成し、この計画に基づき、迅速、適切に実施する。

(4) 災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達若しくは資材部門等に要求する。

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により

行う。

災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等の確保が困難と思われる場合は、県、市に依頼して、この迅速な確保を図る。

(5) 応援、協力要請

ア グループ会社等

非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社等に対し、この旨連絡するとともに、災害対策に必要な要員、資機材、車両等について、協力を要請する。

イ 防災関係機関

必要な場合は、防災関係機関に対し、次の事項等について応援の要請又は協力を求める。

(ア) 要員対策（県に対する自衛隊の災害派遣要請の要求）

(イ) 資材及び物資対策（県、市に対する燃料、食糧等の特別配給の要請）

(ウ) 交通及び輸送対策（交通制限又は輸送制限に係る特別許可の申請等）

第6項 ガス施設	都市ガス事業者、液化石油ガス事業者
----------	-------------------

1 都市ガス

(1) 対策本部の設置等

都市ガス事業者は、災害時に、必要に応じ、対策本部を設置する。

(2) 情報連絡及び広報活動

都市ガス事業者は、次の情報連絡及び広報活動を行う。

ア 消防機関、県警察、県、市町等各防災関係機関との相互の情報連絡方法の確保

イ 災害に伴うガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動

ウ 災害時に、ガスの供給を継続する地区の需要家に対して、必要に応じて保安確保のための広報活動

(3) 施設の応急復旧

都市ガス事業者は、災害によりガス施設が被災した場合又はガス供給の停止が発生した場合は、要員及び資機材を確保し、速やかに施設の復旧を行う。

(4) 二次災害の防止

都市ガス事業者は、ガス工作物の被害による二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を速やかに停止する。

(5) 応援要請

都市ガス事業者は、広範囲にわたり供給停止が発生した場合は、一般社団法人日本ガス協会地方部会へ救援要請する。

2 液化石油ガス（LPガス）

(1) 被害状況の把握、連絡

液化石油ガス事業者は、災害による被害が発生したときは、災害の発生防止のため、あらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

災害による被害の規模に応じ、消防機関、県警察、県、市町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

(2) 施設の応急措置

液化石油ガス事業者は、災害による被害が発生したときには、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等）に基づき、災害発生の防止のため応急措置を行う。

(3) 二次災害の防止

消費者から異常である旨の連絡を受けた場合は、液化石油ガス事業者は、二次災害を防止するため、緊急に対策を講じるとともに、復旧に努める。

(4) 応援要請

液化石油ガス事業者は、災害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第7項 鉄道施設	鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社）
-----------------	-------------------

災害時において、鉄道事業者は、被害を最小限に止どめ、輸送の確保を図るため、次の事項について必要な応急措置を、機敏かつ適切に実施する。

- 1 災害時の列車の運転規制
- 2 災害時の代替輸送方法
- 3 災害対策本部の設置
- 4 連絡通報
- 5 応急措置（案内広報など）
- 6 施設の応急復旧

第8項 放送施設	放送事業者（日本放送協会佐賀放送局、株式会社サガテレビ、長崎放送株式会社NBCラジオ佐賀局、株式会社エフエム佐賀、株式会社ぴ〜ぷる、FMからつ株式会社）
-----------------	--

災害により放送施設等が被災し、放送が困難となった場合は、放送事業者は、状況に応じて、次のような措置を講じ、放送継続の確保に努める。

放送機等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部中継回線が途絶した場合には、常設以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用する。また、放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設する。

第24節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

第1項 災害対策用機材、復旧資材等の調達	市（建築住宅課、第一工務課、第二工務課、上下水道局）防災関係機関、県
----------------------	------------------------------------

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧資材等が必要となった場合は、各防災関係機関は、自ら備蓄しているもの、又はあらかじめ把握していた供給可能業者等からの調達により、確保する。

1 災害対策用機材

各防災関係機関は、災害対策用機材等が必要となった場合は、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。

市は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対し、あつせんを要請する。

県は、自ら必要となった場合又は市からあつせんの要請があった場合には、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。不足する場合は、国に対し、貸与、あつせんを要請するものとする。

2 復旧資材

各防災関係機関は、復旧資材等が必要となった場合は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から速やかに調達する。

第2項 木材の調達	市（農地林務課）、国、県
-----------	--------------

1 需給状況の把握

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握する。

県は、市、県森林組合連合会、県木材協会その他の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握する。

2 安定供給の確保

(1) 市

ア 需給状況から必要と認める場合には、森林組合等の関係団体等に対し、木材の供給の要請を行う。

イ この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、県に調達又は援助を要請する。

(2) 県

ア 市から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、森林組合等の関係団体等に対し、木材の供給の要請を行う。

イ この措置を講じても不足するおそれがある場合には、国（佐賀森林管理署）に対し、国有林材の供給等を要請する。

第25節 福祉サービスの提供計画

市は、災害時に、高齢者、障がい者（児）、児童への福祉サービスの提供が滞ることがないように、相互に連携し、速やかに組織的、継続的なその実施に努める。

第1項 対象者の状況の把握	市（福祉総務課、高齢者支援課、介護保険課、地域包括ケア推進課、障がい者支援課、こども家庭課、児童保育課）
----------------------	--

1 高齢者、障がい者（児）

災害が発生した場合は直ちに、福祉関係職員、介護職員等を中心とした調査チームを編成するなどにより、あらかじめ状況を把握している台帳、災害時避難行動要支援者避難支援計画等に基づき、高齢者、障がい者の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

2 要保護児童

災害が発生した場合は直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行う。

- (1) 児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

第2項 高齢者及び障がい者（児）への支援	市（高齢者支援課、介護保険課、地域包括ケア推進課、障がい者支援課、人事課）、県
-----------------------------	---

1 緊急保護

県及び市は、被災高齢者、障がい者（児）のうち緊急に施設で保護する必要がある者について、一時入所等の取扱いが円滑、的確に行われるよう、手続きの弾力的な運用などによる緊急保護体制の整備を図る。

2 在宅サービス体制

県及び市は、実態調査の結果を基に、関係団体等の協力を得て、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している介護・支援等が必要な高齢者、障がい者等への介護保険サービス体制等を、緊急に整備するものとする。また、保健・医療、福祉等の関係機関の緊密な連携のもとに、必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講じる。

3 応援要請

県は、必要に応じ、県内他市町に対し、救援職員の派遣、物資の確保を要請するとともに、これによっても不足する場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

第3項 要配慮者支援	市（健康増進課、高齢者支援課、介護保険課、地域包括ケア推進課、障がい者支援課、観光課、地域政策課）
-------------------	---

市は、風水害の発生に際して、この風水害を契機に新たに要配慮者、要保護者となる者が発生することから、これら要配慮者、要保護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることから、市は、以下の点に留意しながら、要配慮者、要保護者対策を行う。

- 1 要配慮者、要保護者を発見した場合には、当該要配慮者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。
 - (1) 避難所へ移動すること。
 - (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - (3) 居宅における生活が可能な場合にあつては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- 2 市は、要配慮者の精神的不安定に対応するため、相談所においてメンタルヘルスケアを実施する。
- 3 要配慮者に対する介護職員、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第4項 児童対策	市（障がい者支援課、こども家庭課、児童保育課）、県
-----------------	---------------------------

1 保護等

県及び市は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童相談所に送致し、養護施設等への受入れや里親への委託等の検討を行う。

2 メンタルヘルス対策

被災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所においてメンタルヘルスケアを実施する。また、必要に応じて、児童相談所を中心として児童心理司、児童福祉司等による避難所の巡回訪問を実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

第26節 ボランティアの活動対策計画

市は、災害時に、ボランティアの申出がある場合は、県及び関係機関等と相互に連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行う。

第1項 受入れ体制の整備	市（福祉総務課）、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他ボランティア活動支援機関（県・市災害ボランティアセンター）、県
---------------------	---

日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備する。

県・市災害ボランティアセンターは、速やかに唐津市社会福祉協議会ボランティアセンターに災害ボランティア現地救援本部（以下「現地本部」という。）、佐賀県民災害ボランティアセンターに佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティアの受入等のための体制を整備する。なお、災害の規模が甚大で現地本部の運営者等に不足が生じる場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。

また、市は著しい被害を受けた地域に現地本部の分室的な機能を持つサテライトセンターを設置する必要が生じた場合に備え、あらかじめその候補地を選定し、唐津市社会福祉協議会と共有する。

なお、県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

県及び市は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、日本赤十字社佐賀県支部、県・市災害ボランティアセンターが行う活動を支援し、協力する。

第2項 ニーズの把握、情報提供	市（地域政策課、危機管理防災課、福祉総務課、高齢者支援課、介護保険課、地域包括ケア推進課、こども家庭課、児童保育課、障がい者支援課、建築住宅課、第一工務課、第二工務課）、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他ボランティア活動支援機関、（県・市災害ボランティアセンター）、県
------------------------	--

現地本部は、市及び防災関係機関と連携し、被災状況の把握・被災者のニーズ調査を行い、被災者の救援活動及び生活支援活動を行う。また、被災状況・ニーズ調査結果等の報告を県本部へ行い、災害ボランティアコーディネーターの派遣要請等早期に着手する。

市は、現地本部等関係機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関及び県に対し、情報を提供する。さら

に、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

県においては、県本部等関係機関と連携・協力し、災害ボランティアの受入窓口に関する情報提供など現地本部の後方支援を行うとともに、専門的な知識・技術等を有するボランティアを育成、登録している団体等に対し、情報を提供し、必要に応じて被災地市町への支援を要請する。

《現地本部及び県本部の業務（例示）》

- 1 災害及び被災状況の情報収集
- 2 ボランティアニーズの把握
- 3 ボランティアの受付、登録
- 4 ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- 5 ボランティアの派遣・撤収の指示
- 6 ボランティア活動の記録
- 7 現地本部及び県本部の運営に必要な資機材の調達
- 8 関係機関との連絡調整

第3項 支援	市（地域政策課、危機管理防災課、福祉総務課、高齢者支援課、介護保険課、地域包括ケア推進課、障がい者支援課、建築住宅課、第一工務課、第二工務課）、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関、（県・市町災害ボランティアセンター）
---------------	---

市は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。

市、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等ボランティアとの連携を図るとともに、災害中間支援組織（CSO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

第27節 外国人対策

第1節 外国人対策	市（地域政策課）、県
-----------	------------

1 市における措置

市は、災害時に、多言語ボランティア等の協力を得ながら、災害情報や支援情報等の情報提供を行うとともに、相談体制を整備する。

また、避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

2 県における措置

県は、災害時に、佐賀県災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集、多言語による情報提供・相談対応、多言語ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

第28節 帰宅困難者対策

第1項 帰宅困難者対策	市（危機管理防災課）、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、県
-------------	---------------------------------------

市及び県は、災害の発生によって交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。

また、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。

輸送事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの施設機能を十分活用するとともに必要な情報の提供及び支援に努める。

第29節 義援物資、義援金対策計画

市が被災した時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、県、市、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会（以下「日本赤十字社佐賀県支部等」という。）と相互に協力し、この義援物資、義援金を受付け、迅速かつ確実に被災者に配分する。

第1項 義援物資	市（福祉総務課、関係各課）、 県
----------	---------------------

市は、必要に応じて、義援物資の受入体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調整することを基本とする。

1 受入れの基本方針

- (1) 企業・団体等からの大口受け入れを基本とし、個人からの物資は原則として受け取らない（個人には、義援金としての支援に理解を求める）。
- (2) 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。
- (3) 物資の梱包は、単一物資梱包とし、外側に品目を明示する。
- (4) 可能な限り、物資の搬送車両や配送・仕分け人員も同乗させ、避難場所に直接配送してもらうよう依頼する。

2 受入の広報

市及び県は、円滑な物資の受け入れのため、次の事項についてホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対してはその旨に配慮した情報提供について配慮を要請する。

- (1) 受付窓口
- (2) 受け入れを希望する義援物資と受け入れを希望しない義援物資のリスト
（時間の経過によって変化する被災者のニーズを踏まえ、逐次改める）
- (3) 送付先（集積場所）及び送付方法（梱包方法を含む。）
- (4) 個人からは、原則義援金として受付
- (5) 一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

3 供給方法

「第2編第3章第19節第4項 物資の配送計画による」

第2項 義援金	市（福祉総務課、関係各課）、 県
---------	---------------------

1 受付け

- (1) 県及び市は、必要に応じて義援金の受付に関する窓口を設ける。
- (2) 日本赤十字社佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援金の受付体制を整備する。
- (3) 佐賀県共同募金会は、義援金の受付体制を整備する。

2 受入れ、保管、配分

- (1) 市は、寄せられた義援金を円滑に受け入れ、適切に保管する。
- (2) 県は、県に寄せられた義援金を佐賀県共同募金会に預託する。
- (3) 日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、あらかじめ定めた計画に基づき、義援金を受け入れ、適切に保管する。
- (4) 県は、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会と共同で「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。
- (5) 義援金配分委員会は、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして迅速な配分に努めるものとし、配分にあたっては、義援金の受入額や被災状況等を考慮のうえ、配分対象、基準、時期及び支給方法等を定めた配分計画を決定するものとする。

なお、配分計画の速やかな決定に努めることとし、1次配分については、迅速性に重きを置いた配分を行うため1か月以内を目途に決定することとする。

- (6) 市は、自ら直接受け入れた義援金及び日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会から送金された義援金を、公平に被災者に対し支給する。

第30節 災害救助法の適用

第1項 救助の本質

- 1 災害救助法による救助は、災害の発生に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置である。
- 2 災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。
- 3 国の責任において行われ、県・市、日本赤十字社その他の団体及び県民の協力の下に行われる。

第2項 実施主体

市（危機管理防災課）、日本赤十字社佐賀県支部、県

- 1 知事は、災害救助法による救助を実施し、市長はこれを補助する。
ただし、救助に関する職権の一部を市長に委任したときは、市長が救助を実施する。
なお、災害が発生するおそれがある段階での災害救助法の適用の判断は副知事（防災監）が行う。
- 2 日本赤十字社は、知事が行う救助の実施について、協定書に従い協力するものとする。

第3項 適用基準

災害救助法による救助は、市単位の被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに、市ごとに行う。

- 1 市における住家の被害が、次表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被害世帯数帯数Aに達したとき。

市町の人口	被害世帯数 A	被害世帯数 B
100,000人以上300,000未満	100世帯	50世帯

注) 被害世帯とは、全焼、全壊、流失等により住家を滅失した世帯の数をいい、注) 被害世帯とは、全焼、全壊、流失等により住家を滅失した世帯の数をいい、住家が半焼、半壊した場合は全焼（壊）流失等の1/2世帯、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。

- 2 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,000世帯以上であって、市町の被害世帯数が当該市町の人口に応じ、前表、右欄の被害世帯数Bに達したとき。
- 3 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が5,000世帯以上であって、市町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- 4 市の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - (1) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第4項 被災世帯の算定基準	市（危機管理防災課、税務課、福祉総務課、消防本部、関係各課）
----------------------	--------------------------------

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施にあたり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。このため、市においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

認定基準は、次のとおりである。

1 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。

2 世帯

生計を1つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。

3 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。

4 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。

5 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもののうち、重傷は1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷は1か月未満で治癒できる見込みのものをいう。

6 全壊、全壊、流出（罹災証明書：全壊又は全焼）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

7 半壊、半壊（罹災証明書：大規模半壊、中規模半壊、半壊又は半焼）

住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積が20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

8 床上浸水

上記6及び7に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、材木等の堆積等により一時的に居住することができない状態にな

ったものをいう。

9 床下浸水

浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

10 一部破損（罹災証明書：準半壊又は一部破損）

住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものをいう。

第5項 救助の種類	市（福祉総務課、危機管理防災課、消防本部、関係各課）、海上保安部、県警察、県
------------------	--

救助の種類は、次による。

救助の種類	実施主体
1 避難所、応急仮設住宅の供与	知事、市長
2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
4 医療及び助産	
5 災害にかかった者の救出	
6 災害にかかった住宅の応急修理	
7 学用品の給与	
8 埋葬	
9 死体の捜索及び処理	
10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去	

第31節 行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬

市は、災害時に、多数の行方不明者が発生した場合には、的確に捜索を行うとともに死亡者が発生した場合には、県警察及び海上保安部による検視の後、処理収容、火葬を実施する。

第1項 捜索	市（消防本部、危機管理防災課）、海上保安部、県警察、県
---------------	-----------------------------

市は、県、県警察、海上保安部の協力を得て、行方不明者、死亡者の捜索を行う。警察、海上保安庁、消防、県・市災害対策本部その他これに準ずる機関は、救助に要する者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するために当該位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合に限り、その者の位置情報の提供を携帯電話事業者に対して要請し、位置情報を取得することが可能であるため、必要に応じてこれを行う。

第2項 処理収容	県警察、海上保安部、事業者、寺院及び神社等 市（消防本部、生活支援課、関係各課）
-----------------	---

1 検視、身元確認

- (1) 市は、被災現場（海上を含む）において遺体を発見した場合、県警察又は海上保安部に連絡する。
- (2) 県警察においては、市から連絡があった場合又は自ら被災現場において遺体を発見した場合は、発見場所において、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに検視を行い、その後、遺族又は市に対し、遺体の引渡しを行う。
- (3) 海上保安部は、市及び消防本部から連絡があった場合又は自ら海上において遺体を発見した場合は、必要に応じ、県警察と連携し、速やかに検視を行い、その後、遺族又は市に対し、遺体又は死体の引渡しを行う。
- (4) 発見現場での検視が困難な場合は、遺体が一時収容される安置所において行うものとする。
- (5) 県警察又は海上保安部は、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にある物で身元確認資料となり得る物について漏らさず回収し、これを参考にするとともに、県歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

2 遺体の収容

市は、県警察と連携して必要に応じ、公共施設の中で、遺体を一時安置、収容するための施設として、事前に指定する。また、災害の状況により使用できなくなることも想定して、公共施設以外の適当な場所（寺院、神社等）を安置所として使用できるように努める。

市は、指定避難所等公共施設の中から、利用状況、ライフラインの復旧状況、遺体発見場所からの距離などを考慮し、速やかに指定するものとする。

市は、県警察又は海上保安部から引渡しがあった場合は、遺体を安置所に搬送し、

収容する。

市は、あらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から、棺など安置、収容に必要な物品を調達する。

3 遺体の処理

市は、遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は保健医療活動チームによる遺体の検案を実施する。

4 遺族等への遺体引渡し

市は、遺体の身元が判明している場合、遺族等に対し、当該遺体を引き渡すものとする。

第3項 火葬	市（環境施設課）、県
--------	------------

市は、遺体の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引渡しが困難な場合など必要と認める場合は、遺体の火葬を行う。

市は、火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場では処理できない場合等は、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、他の市町（福岡県糸島市は平成26年1月27日協定締結）に対し、火葬等の実施を要請する。

県においては、市からの要請があった場合又はその必要があると認めた場合は、応援火葬が円滑に実施されるように情報の収集・提供や調整活動を行う。

また、県及び市は、広域的な火葬に関する計画を策定するとともに、災害の規模が甚大な場合は、必要に応じて当該計画に基づき広域的な火葬を実施する。

第32節 廃棄物の処理計画

風水害時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、市は、広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

第1項 役割	市（環境課、清掃センター、環境施設課）、住民、事業者、県
---------------	------------------------------

1 市の役割

(1) 市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

【風水害廃棄物処理計画に盛り込む内容】

- ア 被災地域の予測
- イ 風水害廃棄物発生予測量
- ウ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
- エ 仮設トイレ調達、設置、運営計画
- オ 排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順
- カ 市で処理が困難な場合を想定した周辺市町、民間事業者等との協力体制
- キ 仮置場での破碎・分別体制
- ク 収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策
- ケ 収集運搬車両とルート計画
- コ 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）
- サ 住民への広報（分別排出、仮置場などについて）

- (2) 収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損箇所等の措置を行う。
- (3) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。
- (4) あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。
- (5) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。
- (6) 必要に応じ、仮設トイレを設置する。

2 県

- (1) 市の処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等について、情報収集を行い、国に報告する。
- (2) 市から要請があった場合、又は被災市町の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を市の災害対策本部等現地に派遣し、廃棄物の情報収集等を実施するとともに、一般廃棄物の収集運搬、処分について、県内の市町、関係業界団体への応援要請及び災害廃棄物の収集運搬業者、処分先等のあっせん又は紹介をする。

(3) 県内の廃棄物処理施設での処分が困難な場合、国又は近隣の県へ応援を要請する。

3 住民、事業者の役割

(1) 災害廃棄物を適正に分別し、排出する。

(2) 不必要に廃棄物を排出しない。

第2項 し尿の処理	市（環境施設課）、県
------------------	------------

1 仮設トイレの調達、設置、撤去

市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する。この際、「快適トイレ」認定を受けた洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮する。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

《仮設トイレの調達》

(1) 市

市は、あらかじめ、避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定し、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。この調達計画に基づき、仮設トイレやマンホールトイレを調達するが、必要量が確保できない場合は、県に対し、供給を要請する。

(2) 県

県は、あらかじめ、供給可能な業者及び個数を広域的に把握する。

市から要請があった場合、「災害時における応急対策用資機材の調達・設置に関する協定」に基づく要請を行うなど、調達及びあっせんに努める。

それでもなお対応が困難な場合は、国及び他都道府県に支援を要請する。

2 処理の方法

(1) 市

ア 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。

イ あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレやマンホールトイレの状況により災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。

ウ 水害等により冠水した地区については、便槽が満水しているおそれがあるので、優先的に汲み取りを行う。

エ 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。

オ 必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。

カ 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。

(2) 県

ア 市の要請や必要に応じ、県内市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行う

とともに、応援活動の全体調整を行う。

イ 被災した市から災害し尿等の収集運搬について協力要請があったとき、又は必要に応じ、「災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援協力に関する協定」に基づき、佐賀県環境整備事業協同組合及び佐賀県環境システム事業協同組合に支援協力を要請する。

ウ 市で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。

第3項 ごみの処理	市（環境課、清掃センター、環境施設課）被災者等、県
------------------	---------------------------

1 市

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、必要に応じて、災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理実施計画を見直すとともに、計画に基づき、仮置場や処理施設を確保する。

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) 市は、事前に策定した風水害時の災害廃棄物処理実行計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、災害廃棄物処理実施方針を立てる。
- (3) 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (4) 廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に配慮し方針を立てる。
- (5) 仮置場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを住民及び関係機関に周知する。
- (6) 建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。
- (7) 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を図る。
- (8) アスベスト等の有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため、建築物の解体、運搬業者や住民へ適切に指導をする。また、仮置場での環境汚染を防止する。
- (9) 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。
- (10) 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。

(11) 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

2 県

(1) 必要に応じ、災害廃棄物に関する各協定に基づき関係機関に要請を行うなど、県内市町や関係団体に対して広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

(2) 被災市町や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。

(3) 建築物等の解体等工事にあってアスベストが飛散するおそれがある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の規定に基づき、建築物等の所有者や建築物等の解体等工事の受注業者等に対して指導等を行う。

第33節 防疫計画

第1項 防疫計画	市（健康増進課、環境課、上下水道局）、県
----------	----------------------

市は、風水害時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）に基づき、県と相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。

1 防疫活動

県及び市は、次の防疫活動を行う。

(1) 防疫組織の設置

市は、防疫対策の推進を図るため、災害の規模に応じ、防疫班など防疫組織を設ける。

(2) 疫学調査及び健康診断等の実施

ア 疫学調査

県は、災害の規模に応じ、市、地区衛生組織、地区医師会等関係機関の協力を得て、情報的確な把握に努め、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、避難所等その他衛生条件の悪い地域を優先し、緊急度に応じて段階的に、順次疫学調査を実施する。

イ 健康診断

県は、疫学調査の結果必要があると認めるときは、感染症法第17条第1項及び第2項の規定により健康診断の勧告又は措置を行う。

ウ 感染症患者に対する入院勧告等

県は、感染症患者で入院の必要な者に対し、感染症法第19条及び第20条の規定により入院の勧告又は措置を行う。

(3) 清潔の保持

市は、感染症の発生予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

また、市は自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つものとする。

(4) 消毒

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第27条の規定により、感染症の病原体に汚染された場所の管理をする者等に対し、消毒することを命じる。

ただし、命令による消毒が困難な場合は、県は市町に対し消毒の指示を行う。

なお、消毒の実施に当たっては、同法施行規則第14条の規定により行う。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第28条の規定により、ねずみ族、昆虫等を駆除すべき区域を指定して、当該区域の管理をする者等に対し、駆除することを命じる。

ただし、命令による駆除が困難な場合は、県は当該区域を管轄する市に対し駆除の指示を行う。

なお、駆除の実施に当たっては、同法施行規則第15条の規定により行う。

(6) 避難所における防疫指導

市は、県の指導のもとに、登録水質検査機関、衛生薬業センター又は水道事業者（企業団等）において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

(7) 臨時予防接種

県は、感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、対象者の範囲及び期日又は期間を指定し、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施し、又は市町に実施させる。

(8) 生活用水の供給等

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第31条第1項の規定により、汚染された（又は汚染された疑いのある）生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めてその使用又は給水を制限、又は禁止する。

その場合、市は、感染症法第31条第2項の規定により、県の指示に基づいて生活用水を供給する。

供給量は1人1日当たり約20リットルを標準とする。ただし、大規模な災害等のため、標準量の供給が困難な場合は、3～5リットル程度とする。

2 情報の収集、報告及び広報

市は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に対し報告する。また、県は、各種感染症に関する情報を収集し、住民に対し、広報する。

3 支援措置、応援

(1) 市に対し、応援のための職員を派遣する。また、職員の派遣が困難な場合は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や他都道府県からの保健師チーム、国立感染症研究所の他関連学会等の専門家の応援を要請する。

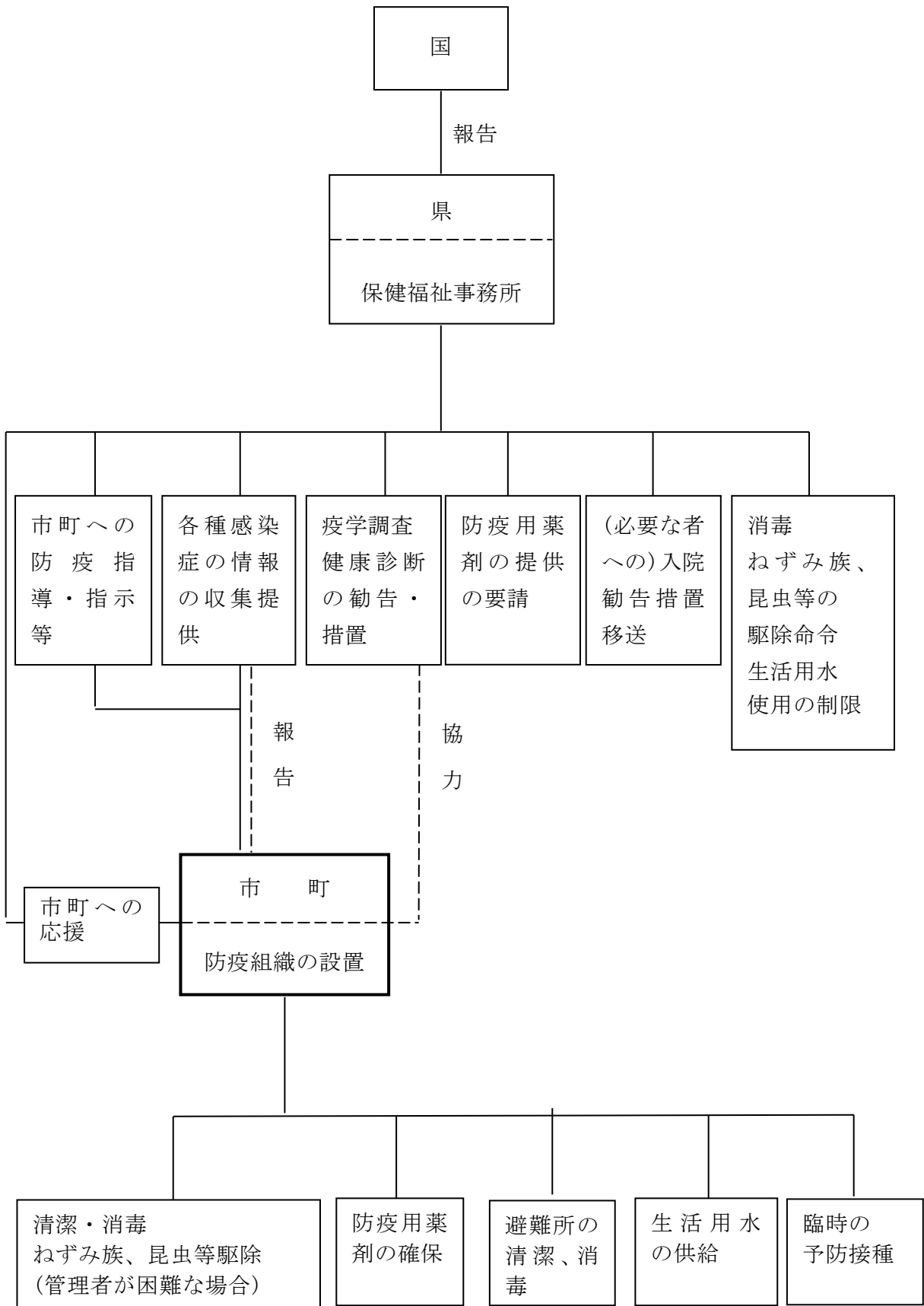
(2) 市に対し、防疫用資材等のあっせんを行う。

(3) 上記の措置を講じてもまだ不足する場合又は不足する恐れのある場合、県は国又は自衛隊に対し、応援を要請する。

4 防疫用薬剤の確保

県は、市から要請があった場合又は需給の状況から必要と認める場合は、県医薬品卸業協会に対し、防疫用薬剤の提供の要請を行う。市は、医薬品等卸売業者に対し、防疫用薬剤の供給の要請を行う。

【 防 疫 業 務 】



第34節 保健衛生計画

市は、災害時において、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るため、必要な行動を行うとともに、地域の衛生状況にも十分配慮する。

県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

第1項 被災者等の健康管理	市（保健医療課）、県
----------------------	------------

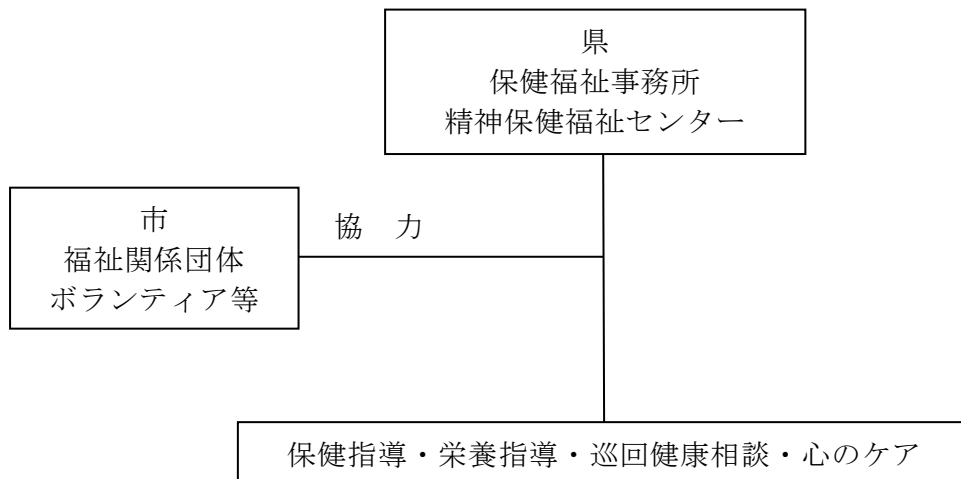
県及び市は、被災地域、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、医療・福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、県栄養士会や県歯科衛生士会等の協力を得て保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。

なお、県は、「佐賀県災害時こころのケアマニュアル」に基づくメンタルヘルスケアを、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、被災市町、佐賀県精神科病院協会等の関係団体、医療機関及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連携・協力して実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。

これらを実施するのに人員等が不足する場合は、県は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援や厚生労働省に対する保健師等の派遣を要請する。



第35節 病虫害防除、動物の管理等計画

第1項 病虫害防除	市（農政課）、農業協同組合等、県
------------------	------------------

市は、県と連携し、風水害時における病虫害のまん延を防止するため、農業協同組合等の協力を得て、被災農家に対し、防除対策を指導する。

- 1 既設防除器具の活用
- 2 集団防除の実施

広範囲にわたり、かつ突発的に発生する病虫害については、集団等による防除を指導し、防除の徹底を図る。

- 3 防除薬剤の確保

防除薬剤は、農業協同組合等や農薬卸売業者から調達を図るものとするが、不足する場合には、市は、県、農業協同組合等関係機関と連携のうえ、その調達のあつせんに努める。

第2項 家畜の管理、飼料の確保	市（農政課）、県
------------------------	----------

- 1 避難対策

市は、災害が発生し、畜舎の倒壊、水害などの発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

家畜数を勘案し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繋留所、救護所、給水場等の、家畜の避難施設を設置する。

- 2 防疫

県は、家畜伝染病及び一般疾病を予防するため、家畜防疫員、家畜診療獣医師等の協力により救護班を編成し、次の防疫活動を実施する。家畜保健衛生所に配備している車両（動力噴霧器等を搭載）を活用し、迅速化を図る。

- (1) 健康検査と傷病家畜の応急救護

被災地域に飼育されている家畜の健康検査を実施するとともに、傷病家畜については応急手当を実施する。

- (2) 畜舎等の消毒

各種家畜伝染病の発生に備え、被災地域の浸水汚染畜舎等の消毒を実施する。

- (3) 家畜伝染性疾病の予防注射

災害により発生が予想される伝染性疾病については、関係団体と連携のうえ、予防注射等を実施し、発生予防及びまん延防止を図る。

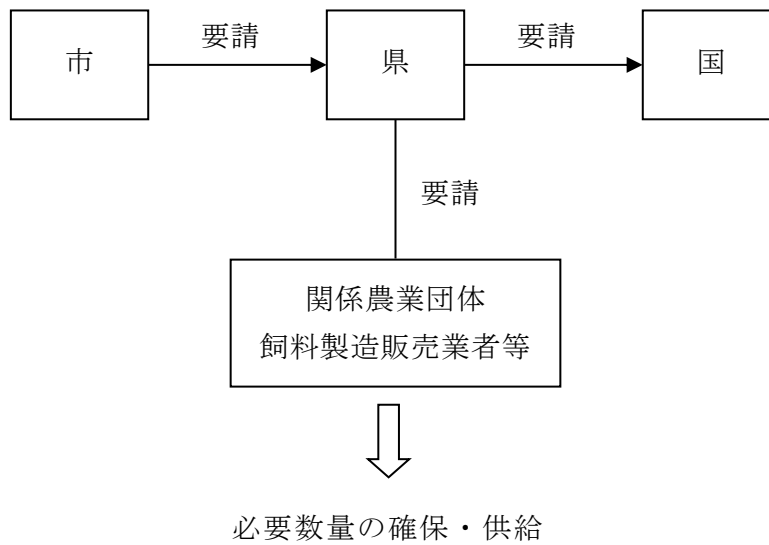
- 3 管理指導

県は、関係機関及び団体と連携し、家畜診療獣医師の協力を得て、家畜の管理に関する指導を行う。

- 4 飼料の確保

県は、災害により飼料の確保が困難となり、市から要請があった場合は、国に対し、

国が備蓄する備蓄用飼料穀物の売渡しを要請するほか、関係農業団体又は飼料製造販売業者等に対し、必要数量の確保及び供給の要請を行うものとする。



<p>第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等</p>	<p>市（環境課）、県</p>
---------------------------------------	-----------------

県及び市は、災害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物、飼い主からの家庭動物の一時預かり要望への対応等及び動物由来感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。

また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。

第36節 危険物等の保安計画

第1項 火薬類	市（消防本部）、火薬類の製造業者、販売業者及び消費者（以下「火薬類事業者」という。）、九州産業保安監督部、県警察、海上保安部、県（消防保安室）
---------	---

1 被害状況の把握、連絡

火薬類事業者は、災害により施設等（製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所）に被害が発生したときに、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

災害による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防機関、県警察、海上保安部、県、市町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

火薬類事業者は、災害により施設等に被害が発生したときには、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（火薬類取締法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

県警察及び海上保安部は、市から要求があったとき、又は必要と認めたときは、警戒区域の設定及び付近住民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。実施した場合は、その旨を市に通知する。

県警察及び海上保安部は、県及び市と連絡をとり、必要と認めたときは、火薬類事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、必要な限度において、災害を拡大させると認められる施設又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

海上保安部は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- (1) 被災地港湾への火薬類積載船舶の入港を制限し又は禁止する。
- (2) 火薬類荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
- (3) 港内に被害がおよぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。
- (4) 被災その他の原因により自力航行能力を失った火薬類積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

4 応援要請

火薬類事業者は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第2項 高圧ガス	市（消防本部）、高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）、九州産業保安監督部、県警察、海上保安部、県（消防保安室）
----------	--

1 被害状況の把握、連絡

高圧ガス事業者は、災害により施設等に被害が発生したときは、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

災害による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防機関、県警察、海上保安部、県、市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

高圧ガス事業者は、災害により施設等に被害が発生したときには、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（高圧ガス保安法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

県警察、海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4 応援要請

高圧ガス事業者は、災害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第3項 石油類及び化学製品類	市（消防本部）、石油類及び化学製品類の関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等（以下「危険物施設の管理者等」という。）、県警察、海上保安部
-----------------------	--

1 被害状況の把握、連絡

危険物施設の管理者等は、災害により施設等に被害が発生したときは、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。

風水害による被害の規模に応じ、消防機関、県警察、海上保安部、県、市町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 応急措置

危険物施設の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を実施する。

- (1) 危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- (2) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- (3) 危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置
- (4) 異常が認められた施設の応急措置

3 その他の応急措置

市又は消防機関は、必要に応じ、危険物施設の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

県警察及び海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4 応援要請

危険物施設の管理者等は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、

あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所等に対し、協力を求める。

<p>第4項 放射性物質</p>	<p>放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射線同位元素等の使用者等」という。）</p>
-------------------------	--

放射線同位元素等の使用者等は、風水害により放射線障害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、法令（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等）に基づき必要に応じ、次の措置を講じる。

- 1 発見した場合は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報する。
- 2 施設の内部にいる者等に対し、避難するよう警告する。
- 3 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
- 4 放射線障害を受けた者等に対し、救出、避難等の緊急措置をとる。
- 5 放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には、移動させる。
- 6 その他必要な防止措置を講じる。

<p>第5項 毒物・劇物</p>	<p>毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物取扱者等」という）、市（消防本部）、県警察、県</p>
-------------------------	--

毒物・劇物施設が災害により被災し、毒物・劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、毒物及び劇物取締法に基づき、次の措置を講じる。

- 1 毒物・劇物取扱者等は、ただちに県、保健福祉事務所、県警察、市に届け出るとともに、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。
- 2 県、県警察、市は、相互に連携し、毒物・劇物取扱者等と密接な連絡をとり災害の発生及び拡大等を防止するため、次の応急措置を講じる。
 - (1) 情報収集、被害区域の拡大防止措置
 - (2) 警戒区域の設定
 - (3) 市町・住民に対する周知
 - (4) 被災者の避難誘導、救出・救護
 - (5) 原因の特定・原因者に対する指導

第37節 石油等の大量流出の防除対策計画

<p>第1項 石油等の大量流出の防除対策</p>	<p>市（消防本部、環境課、道路河川管理課、水産課、危機管理防災課）、石油等が流出した石油等の取扱事業所、海上保安部、港湾・漁港管理者、河川管理者、海岸管理者、県警察、県</p>
---------------------------------	---

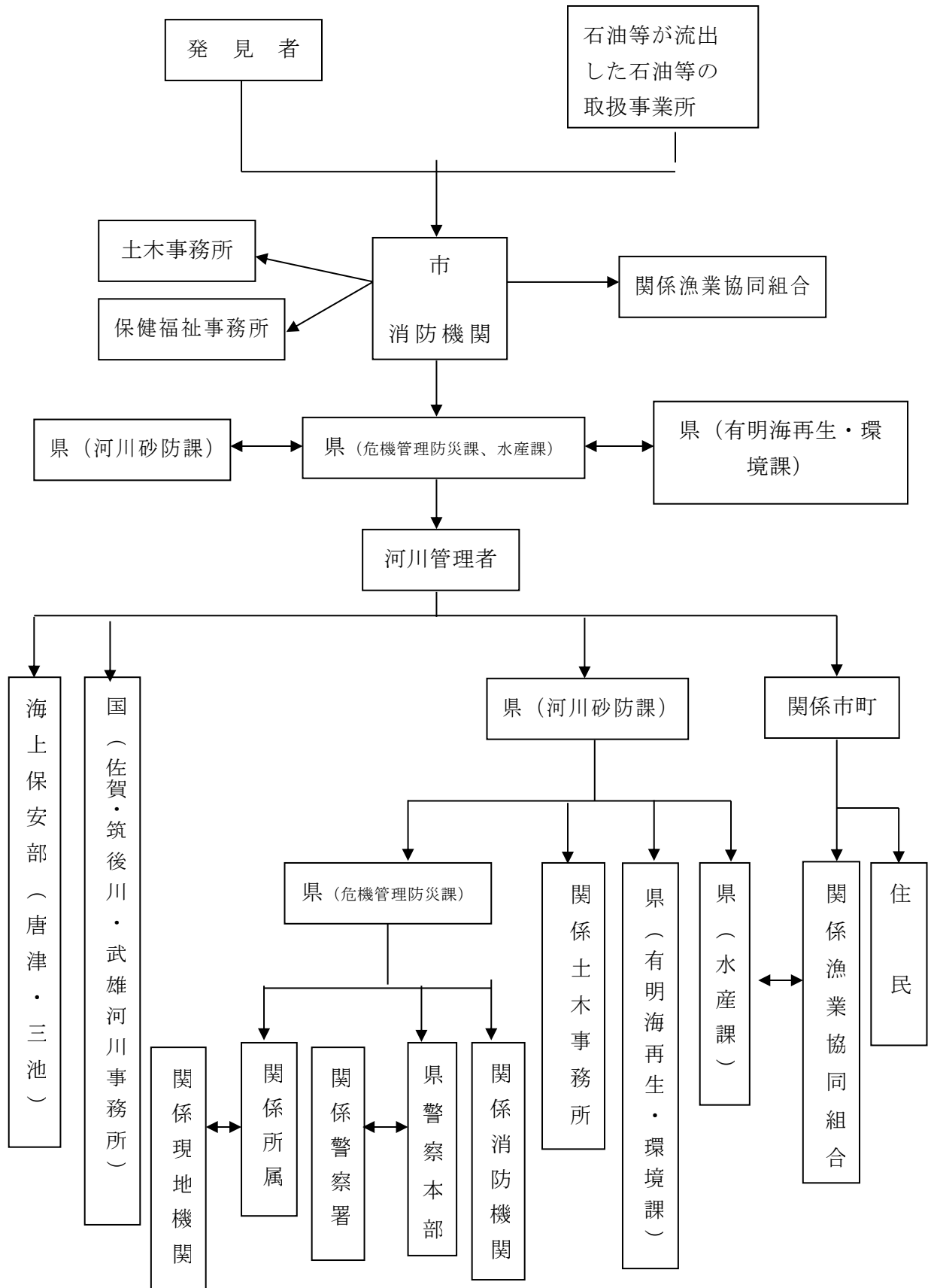
災害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川、海域等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

1 通報連絡

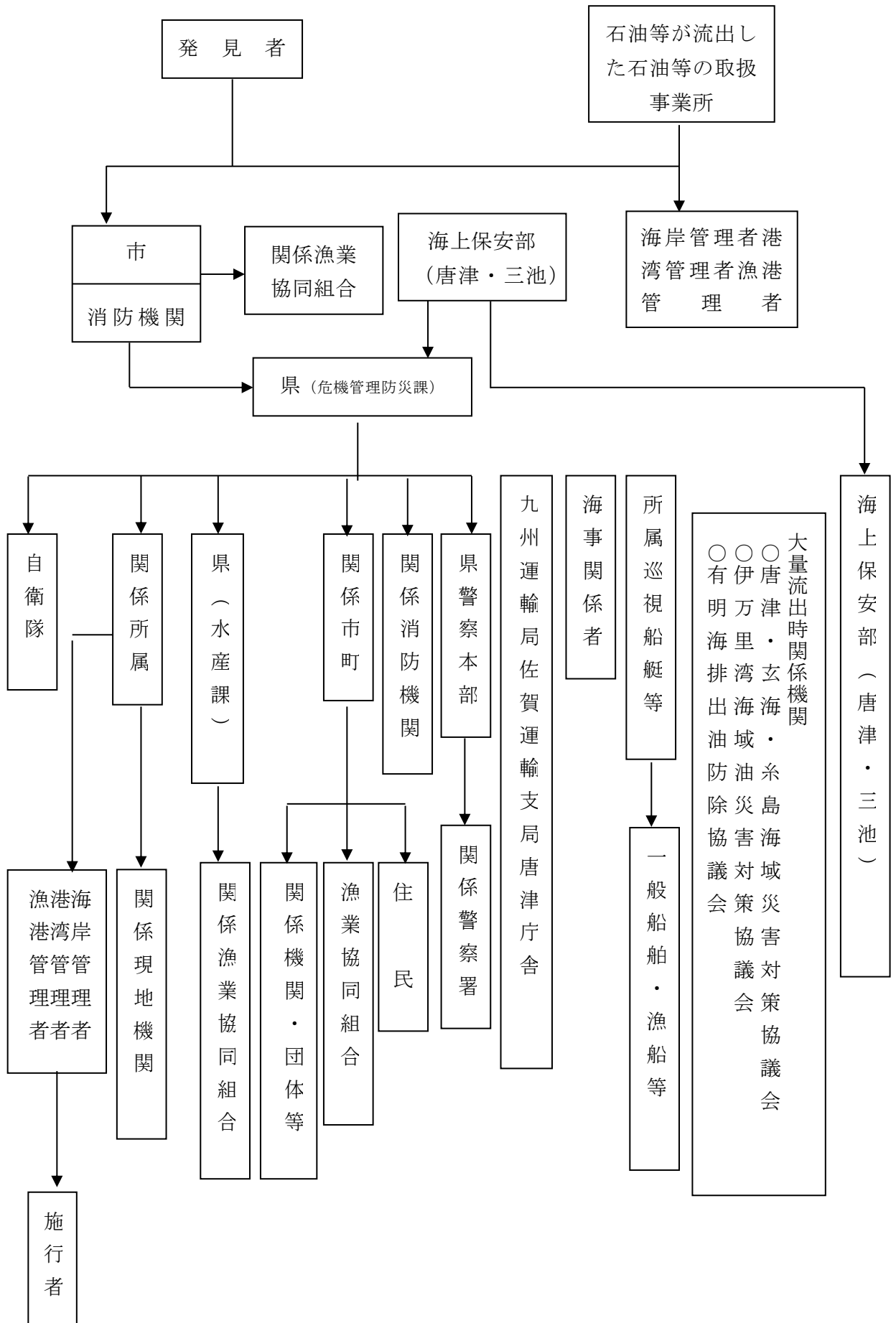
石油等の大量流出が発生した場合は、その発生及び災害の状況についての、関係機関への連絡通報は、次により行うこととする。

(1) 通報連絡の系統

ア 内水面への流出の場合



イ 海域への流出の場合



(2) 通報連絡の内容

- ア 石油等が流出した石油等の取扱事業所の名、流出石油等の種類及び量
- イ 発生日時及び場所
- ウ 石油等の流出の概要
- エ 気象、海象の状況
- オ 流出石油等の状況
- カ 今後予想される災害
- キ その他必要な事項

(3) 住民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺住民、船舶・漁船等に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺住民、船舶・漁船等に対し、災害の状況及びその他必要な事項について、周知する。

この際、市、海上保安部等関係する防災関係機関に対し、協力を要請するものとし、要請を受けた防災関係機関は、適切な方法により周知を図る。

2 応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講じるものとするが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関に対し、協力を要請する。

河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関は、石油等の取扱事業所から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。

(1) 石油等の取扱事業所の応急対策

- ア 河川管理者又は海上保安部に対し、石油等の流出発生を通報連絡
- イ オイルフェンスの展張、油吸着材及び油処理剤等による流出石油等の拡散防止又は分散
- ウ 石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理並びに石油等の移し替え
- エ 事業所の従業員等の救助
- オ 火災等二次災害発生の防止

(2) 防災関係機関の応急対策

ア 海上保安部は、石油等が海域に大量流出し、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑にするため、必要と認める場合は、「災害対策連絡調整本部」を設置する。

《構成》

海上保安部、県、県警察、沿岸市町、沿岸消防本部、自衛隊、港湾・漁港管理者、石油等が流出した石油等の取扱事業所、関係団体等で構成し、これら機関の職員は、設置期間中常駐することとする。

《設置場所》

海上保安部庁舎又は海上災害現場に近い適当な場所

《役割》

- (ア) 災害情報の交換、収集及び解析

(イ) 総合的な応急対策の策定及び調整

(ウ) 関係機関等に対する協力要請

イ 河川管理者は、石油等が内水面に大量流出した場合、唐津・東松浦地区等環境保全対策協議会において定められている要領等により、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するよう努める。

ウ 主な応急対策

(ア) 石油等の取扱事業所の従業員等の救助

(イ) 流出石油等の拡散防止

(ウ) 消火対策等

(エ) 漂着石油等の処理

(オ) 流出石油等の防除資機材の調達

第38節 応急金融対策

第1項 応急金融対策	佐賀財務事務所、日本銀行福岡支店（日本銀行佐賀事務所）
------------	-----------------------------

災害発生時において、金融秩序を維持し、通貨の円滑な供給を確保するため、関係する防災関係機関は、万全の措置を講じる。

1 通貨供給の確保

佐賀財務事務所、日本銀行福岡支店及び同行佐賀事務所は、相互に連携し、必要に応じ関係行政機関等と協議のうえ、次の措置を講じる。

(1) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ、日本銀行職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ、金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

2 非常金融措置

佐賀財務事務所及び日本銀行福岡支店は、必要に応じ、金融機関に対し、次の措置を適切に講じるよう要請する。ただし、緊急を要する事態で日本銀行福岡支店との連絡手段の途絶等による場合は、日本銀行佐賀事務所が日本銀行福岡支店に代わり、金融上の措置を講じる。

(1) 非常金融措置の実施に係る要請

被災者の便宜を図るため、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により、次のような非常措置を適切に講じるよう要請する。

ア 預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して、定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ、必要な措置をとること。

- オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。
- カ 証券、保険会社においても、銀行等の対応と同様に非常金融措置を適切に講じること。

(2) 各種金融措置等に関する広報

前記1(3)及び2(1)に定める要請や措置を講じたときは、金融機関及び放送事業者等と協力して、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

第39節 孤立地域対策活動

第1項 孤立地域対策活動	市（危機管理防災課、消防本部、地域政策課、観光課、第一工務課、第二工務課、農地林務課）、防災関係機関、県
--------------	--

市は、災害時等において道路や海路途絶等により孤立地域（離島含む）が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域住民の生活に大きな支障が生じることから、県と連携し、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じるものとする。

1 被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施

県、市及び各防災関係機関は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、被災地の消防団員等から被害情報を収集するか、職員や警察官等を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。

また、孤立地域に対して、NTT回線及び防災行政無線等を活用し、被災地の状況を把握するとともに、その状況を確認するほか、被害状況の把握に努める。

交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

2 緊急物資等の輸送

市は、陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターを含めたあらゆる手段による輸送について、県に対し、防災関係機関や自衛隊の協力要請を求める。

3 道路の応急復旧による生活の確保

県及び市は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

4 離島等対策

(1) 市は、災害時に海上交通が途絶し、離島等が孤立した場合は、防災行政無線、唐津市情報メール、行政放送等通信手段の確保などあらゆる手段をつくして離島の孤立防止に努める。

(2) 市は、離島等孤立地域において救急患者の発生等の緊急事態や食料品、飲料水、生活必需品等の物資輸送が必要な場合等は、海上保安部等関係機関への輸送協力依頼及び佐賀県に対しヘリコプター等による救急患者輸送、物資等緊急輸送の要請を行う。

また、荒天により離島へ食料品、飲料水等の物資が輸送できない事態も考慮し、あらかじめ必要な物資を備蓄するように努める。

第40節 生活再建対策

第1項 被災者生活再建支援金	市（関係各課）、防災関係機関、県
----------------	------------------

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。

また、県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明の交付に係る事務の市向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、Web会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第41節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

第1項 災害応急対策の実施 に係るスケジュール	市（危機管理防災課、関係各課）、防災機関、県
----------------------------	------------------------

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、風水害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

風水害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき県災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。

ただし、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

また、市及びその他の各防災関係機関においても、災害応急対策の着手時期について検討するよう努めるものとする。

風水害対策に係る市災害対策本部における災害応急対策の着手時期

気象警報等の発表中

【災害の発生や避難に備え警戒が必要な時期】

- ◇災害情報連絡室の設置
- ◇警報等の伝達、警戒活動、水防活動
- ◇気象情報等の広報
- ◇高齢者等避難の発令
- ◇避難所の設置、学校における生徒の安全確保

【氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達や土砂災害警戒情報の発表など災害発生のおそれが高まった場合】

- ◇警報等の情報の伝達
- ◇避難指示等の発令、避難開始
- ◇避難指示等の広報

発災（大規模風水害）

災害発生
～24時間
(初期)

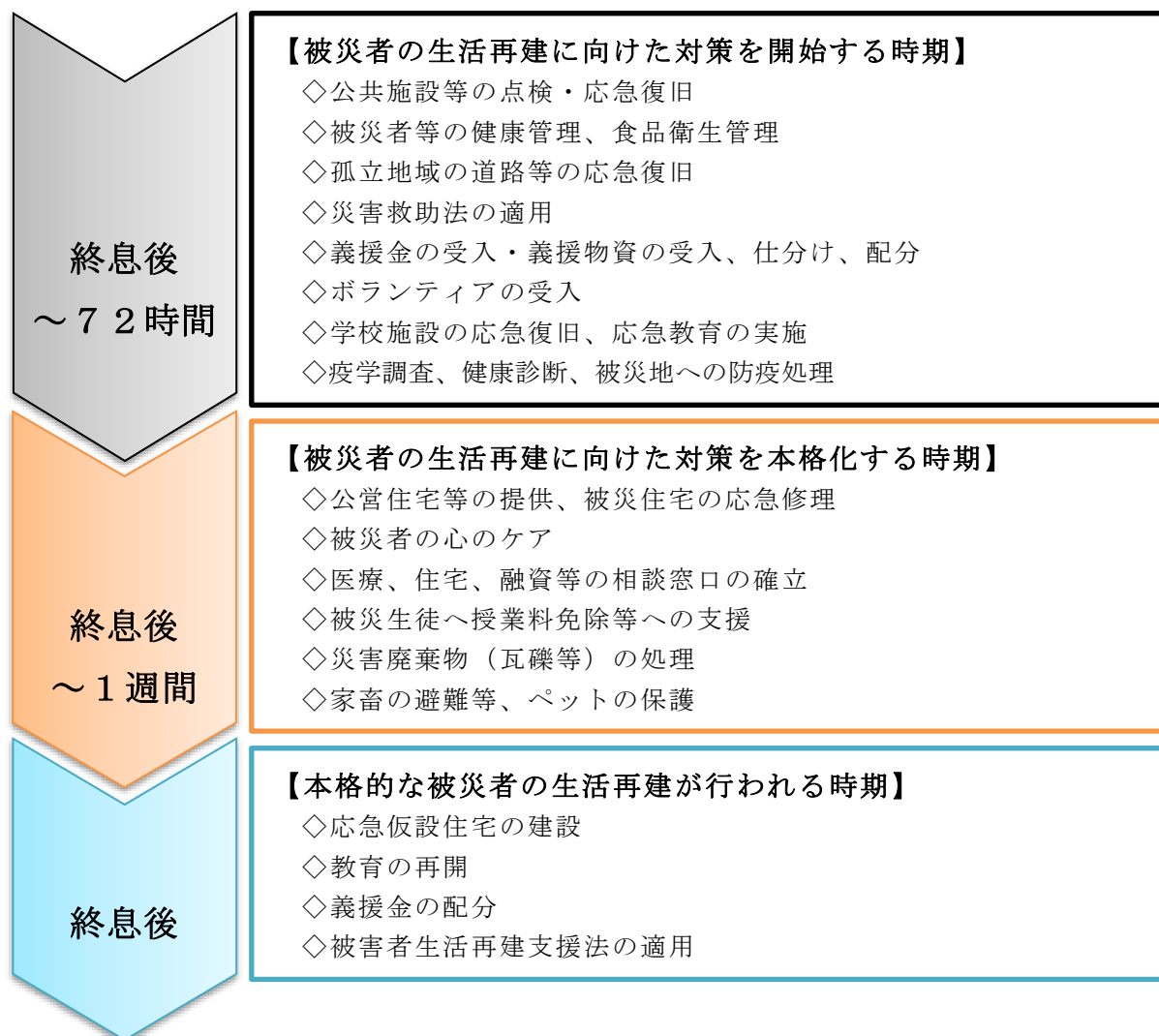
【人命優先に活動する時期】

- ◇防災活動体制の確立（職員の参集、災害対策本部の設置、通信手段・車両・燃料確保）
- ◇災害情報の収集・連絡
- ◇人命救助活動、警備活動
- ◇自衛隊の出動準備要請、派遣要請、連絡調整
- ◇医療機関における医療活動の確保、救護所の設置
- ◇輸送ルートの確保、応急対策に必要な人員及び物資の緊急輸送
- ◇被害情報・避難所情報など住民への情報提供、市長等の緊急メッセージ発出
- ◇帰宅困難者対策、外国人対策 ◇国への被害状況報告
- ◇水防活動と二次災害防止活動
- ◇行方不明者の捜索

災害発生
～72時間
(中期・
終息期)

【被災者支援を開始する時期】

- ◇自衛隊の派遣部隊の受入れ、活動用資機材の準備
- ◇応援要請（緊急消防援助隊の派遣要請、国の機関等への応援要請、警察災害派遣隊の派遣要請、応援協定に基づく各種の応援要請）
- ◇医療活動（医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）含む。）の編成・派遣、DMATの派遣要請、人工透析受療の確保、医薬品・医療資機材の調達、医療施設の応急復旧）
- ◇避難所へ仮設トイレ設置・し尿処理
- ◇被災者相談窓口の設置
- ◇避難所情報の把握、食料・飲料水・生活必需品の調達供給
- ◇災害対策用機材・復旧資材等の調達
- ◇孤立地域対策（通信手段の確保、救助活動、緊急物資の輸送）
- ◇ボランティアセンターの設置
- ◇災害救助法の適用
- ◇義援物資・義援金の受付窓口の設置、希望物資の情報提供



※ 災害の進展状況に応じ柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要。

第4章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興に関しては、住民の意向を尊重し、県及び市が主体的に取り組むとともに、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

第1項 復旧・復興に係る基本方向の決定	市（企画政策課）、県
---------------------	------------

被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、「迅速な原状復旧」を目指すのか、又は、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すか否かについて、早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。必要な場合は、復興計画を作成する。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者（児）、高齢者等の避難行動要支援者の参画を促進するものとする。

市は県から、広域的な観点から、必要な助言、指導を受ける。

第2項 迅速な原状復旧	県、県警察、関係施設の管理者等 市（こども家庭課、児童保育課、高齢者支援課、介護保険課、地域包括支援課、障がい者支援課、水産課、上下水道局、農政課、農地林務課、建築住宅課、第一工務課、第二工務課、危機管理防災課、教育施設課）
-------------	---

市及び県が迅速な原状復旧を目指す場合は、県、市及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路の生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。

県は、指定市以外の市町が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

1 復旧事業の対象施設

(1) 公共土木施設

（河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防

止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園)

- (2) 農林水産施設
- (3) 都市施設
- (4) 上水道、工業用水道
- (5) 社会福祉施設
- (6) 公立学校
- (7) 社会教育施設
- (8) 公営住宅
- (9) 公立医療施設
- (10) ライフライン施設
- (11) 交通輸送施設
- (12) その他の施設

2 資金の確保

市及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう、必要な資金需要額を把握し、その財源の確保に努める。

(1) 国庫負担又は補助を規定している主なもの

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

イ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

ウ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）

エ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）

オ 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成7年3月30日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）

カ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

キ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）

(2) 地方債の発行が許可される主なもの

ア 補助災害復旧事業

イ 直轄災害復旧事業

ウ 単独災害復旧事業

エ 公営企業災害復旧事業

オ 歳入欠かん

3 激甚災害の指定

発生した災害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため、県及び市は、相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとるものとする。

4 復旧・復興事業からの暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把

握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

5 災害廃棄物の処理

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3項 計画的復興	市（企画政策課、危機管理防災課、農地林務課、道路河川管理課、生涯学習文化財課）、県
------------------	---

1 防災まちづくり

市は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、復興計画を作成し、関係機関との調整を図り、障がい者（児）、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、住民の理解を求めながら、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することで、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

- (1) 被災市街地復興特別措置法等の活用や、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新
- (2) 河川等の治水安全度の向上
- (3) 土砂災害に対する安全性の確保

県は、市が進める復興を支援する。復興を進めるに当たっては、住民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行う。

2 文化財対策

(1) 指定文化財等の復旧

市（教育委員会）は、県との連携のもと風水害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等

の計画的な復旧を行う。

(2) 埋蔵文化財の保護

市は、県との連携のもと復旧・復興を進めるに当たっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、市は、県、国及び他県・市に対し、人的・財政的支援を求める。

第2節 被災者の生活再建等への支援

県及び市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保等のきめ細かな支援を行う。

県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第1項 被災者相談	市（関係各課）、国、県
------------------	-------------

市及び防災関係機関は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第2項 罹災証明書の交付、被災者台長の作成等	県、市（危機管理防災課、税務課、各市民センター地域支援グループ）
-------------------------------	----------------------------------

1 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、市に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、市における課題の共有や対応の検討、市へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

2 被災者台帳の作成等

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

第3項 災害弔慰金、見舞金等	市（福祉総務課）、国、県、日本赤十字社佐賀県支部
-----------------------	--------------------------

1 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び条例の定めるところにより、風水害などの自然災害が原因で死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び条例の定めるところにより、風水害などの自然災害が原因で障がいがある住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

3 県等の措置

(1) 日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して、災害見舞品等を贈呈する。

(2) 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市等と連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。

第4項 就労支援	市（商工振興課、企業立地課）、国、県
-----------------	--------------------

市は、県を通して佐賀労働局（各公共職業安定所）に対し、被災離職者の早期再就職を図るため、緊急職業相談窓口の設置や求人開拓の実施等を要請する。

市は県と連携し、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

第5項 租税の徴収猶予、減免	市（税務課、債権管理課）、国、県
-----------------------	------------------

1 国税

(1) 国税の期限の延長（国税通則法第11条、同法施行令第3条）

国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長【理由のやんだ日から2か月】

(2) 法人税の申告期限の延長（法人税法第75条）

(3) 所得税の減免（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条）

(4) 給与所得者の源泉所得税の減免徴収猶予（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第3条）

2 県税

- (1) 県税の期限の延長（地方税法第20条の5の2、同法第44条、県税条例第9条の2）
申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付
若しくは納入等の期限延長

【2か月以内】

- (2) 県税の徴収猶予（地方税法第15条）

【1年（やむを得ない場合2年）以内】

- (3) 県税の減免

- ア 個人の県民税（地方税法第45条）
- イ 個人の事業税（地方税法第72条の62、県税条例第56条）
- ウ 不動産取得税（地方税法第73条の31、県税条例第69条）
- エ 鉦区税（地方税法第194条、県税条例第126条の2）
- オ 軽油引取税（地方税法第144条の42）
- カ 狩猟税（地方税法第700条の62、県税条例第170条）

3 市税

- (1) 市税の期限の延長（地方税法第20条の5の2、唐津市税条例第18条の2）
申告、申請、納付、納入等の期限延長

- (2) 市税の徴収猶予（地方税法第15条）

- (3) 市税の減免

- ア 市民税（地方税法第323条、唐津市税条例第51条）
- イ 固定資産税（地方税法第367条、唐津市税条例第71条）
- ウ 軽自動車税（地方税法第454条）
- エ 特別土地保有税（地方税法第605条の2、唐津市税条例第139条の2）

第6項 国民健康保険制度等における医療費負担、保険料の減免	市（保険年金課）、国民健康保険組合
--------------------------------------	-------------------

市、国民健康保険組合は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、地方税法、国民健康保険法及び規約の定めるところにより、次の措置を講じる。

1 国民健康保険税関係

- (1) 徴収猶予（地方税法第15条）
- (2) 申告、申請、請求その他書類の提出等の期限の延長（地方税法第20条の5の2、唐津市税条例第18条の2）
- (3) 減免（地方税法第717条、唐津市国民健康保険税条例第26条）
- (4) 延滞金の減免（地方税法第723条）

2 一部負担金の減免等（国民健康保険法第44条）

特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置をとる。

- (1) 一部負担金の減額又は支払いを免除すること。

- (2) 保健医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第7項 郵政事業の災害特別事務取り扱い等	日本郵便株式会社
-----------------------------	----------

1 郵便業務関係

- (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地（県、市、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会）あて救助用郵便物の料金免除

2 為替貯金業務関係

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
- (2) 郵便貯金の非常貸付け
- (3) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

3 簡易保険関係

- (1) 保険料払込猶予期間の延伸
- (2) 保険料前納払込みの取消による保険還付金の即時払
- (3) 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- (4) 解約還付金の非常即時払
- (5) 保険貸付金の非常即時払

4 郵政業務等に関する協定

市は、災害時に備え災害情報等の収集、郵便、為替貯金等業務の協力等に関し協定の締結を推進する。

第8項 生活資金の確保	市（危機管理防災課、福祉総務課、こども家庭課）、 県、社会福祉協議会
--------------------	---------------------------------------

1 災害援護資金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付けることができる。

2 生活福祉資金

県社会福祉協議会においては、生活福祉資金貸付制度に基づき、被災者に対し、生業費、住宅資金、災害援護資金等の資金を貸し付ける。

3 母子父子寡婦福祉資金貸付金

県は、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、被災した20歳未満の児童を扶養している「配偶者のいない者」又は寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者に対し、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、母子父子寡婦福祉資金貸付金を貸付ける。

4 被災者生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

さらに、県は、居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

第9項 住宅の供給、資金の貸付け等	市（建築住宅課）、県
--------------------------	------------

1 公営住宅の提供

県、市は、被災市街地復興特別措置法第21条の適用を受ける者については、公営住宅への受入れを行う。

2 住宅資金の貸付制度

第8項に記載

第10項 生活必需物資供給の調整、災害復旧用資機材の確保	市（商工振興課、水産課、地域政策課、農政課、農地林務課、建築住宅課、道路河川管理課、危機管理防災課）
-------------------------------------	--

1 生活必需物資供給の調整

市は、県と連携し、被災による混乱に加えて、需要、供給の不均衡により生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように監視するとともに、状況に応じ必要な指導を行う。

2 復旧用資機材の確保

市は、県と連携し、被災地の需要を満たし、物価民生の安定を図るため、関係機関と協力して復旧用資機材の確保に努める。

第11項 住宅に関する各種調査の違い等についての説明	市（危機管理防災課、建築住宅課、税務課）、県
-----------------------------------	------------------------

市は、被災建築物の被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市の活動の支援に努めるものとする。

第3節 地域の経済復興の推進

第1項 中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保	市（商工振興課）、県
--------------------------	------------

市は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、中小企業者等の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者等に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

- 1 被災中小企業者等に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図るとともに、被害の状況に応じて、現地において融資相談所の設置や経営指導等を行う。
- 2 佐賀県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。
また、激じん災害の場合、災害融資に係る利子補給を実施する。
- 3 信用力、担保力が不足した中小企業者等の融資の円滑化を図るため、佐賀県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。
- 4 被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続きの簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

第2項 農林、水産業に対する復旧・復興金融等の確保	市（農政課、水産課、農地林務課）、県
---------------------------	--------------------

- 1 市及び県は、災害により被害を受けた農林水産業者又は農林水産業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図る。また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図る。
- 2 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- 3 日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）